

第四百十二回国会
衆議院

緊急経済対策に関する特別委員会議録 第四号

平成十年五月十八日(月曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 甘利 明君

理事 村井 仁君

理事 上田 清司君

理事 太田 昭宏君

理事 浅野 勝人君

理事 石崎 岳君

理事 佐藤 勉君

理事 桜井 郁三君

理事 菅 義偉君

理事 園田 修光君

理事 田村 憲久君

理事 西川 公也君

理事 目片 信君

理事 池田 元久君

理事 生方 幸夫君

理事 金田 誠一君

理事 島 聡君

理事 松崎 公昭君

理事 石井 啓一君

理事 榊屋 敬悟君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木 憲昭君

理事 秋葉 忠利君

理事 笹木 竜三君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 下稻葉耕吉君

外務大臣 小渕 恵三君

大蔵大臣 松永 光君

文部大臣 町村 信孝君

厚生大臣 小泉純一郎君

理事 中山 成彬君

理事 村田 吉隆君

理事 岡田 克也君

理事 谷口 隆義君

理事 飯島 忠義君

理事 遠藤 利明君

理事 阪上 善秀君

理事 下村 博文君

理事 鈴木 恒夫君

理事 田中 和徳君

理事 谷畑 孝君

理事 穂積 良行君

理事 山口 泰明君

理事 岩國 哲人君

理事 海江田万里君

理事 北脇 保之君

理事 古川 元久君

理事 松本 惟子君

理事 西川 知雄君

理事 佐藤 茂樹君

理事 児玉 健次君

理事 矢島 恒夫君

理事 濱田 健一君

出席政府委員

内閣官房内閣広報官 上村 知昭君

兼内閣総理大臣官房広報室長 大森 政輔君

内閣法制局長官 西村 正紀君

総務庁長官官房審議官 塩谷 隆英君

経済企画庁調整局長 塩谷 隆英君

農林水産大臣 島村 宜伸君

通商産業大臣 堀内 光雄君

運輸大臣 藤井 孝男君

郵政大臣 自見庄三郎君

労働大臣 伊吹 文明君

建設大臣 瓦 力君

自治大臣 上杉 光弘君

内閣官房長官 村岡 兼造君

総務庁長官 小里 貞利君

北海道開発庁長官 鈴木 宗男君

沖縄開発庁長官 久間 章生君

防衛庁長官 尾身 幸次君

国務大臣 谷垣 禎一君

科学技術庁長官 大木 浩君

国務大臣 亀井 久興君

環境庁長官 久興君

国土庁長官 久興君

経済企画庁調整局長 小林 勇造君

局審議官 井出 亜夫君

経済企画庁国民生活局長 井出 亜夫君

経済企画庁総合計画局長 中名生 隆君

経済企画庁調査局長 新保 生二君

科学技術庁長官官房長 沖村 憲樹君

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 阿部 信泰君

外務省アジア局長 阿南 惟茂君

外務省条約局長 竹内 行夫君

大蔵大臣官房総務審議官 溝口 善兵衛君

大蔵省主計局長 涌井 洋治君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省理財局長 伏屋 和彦君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

国税庁次長 松橋 晴雄君

文部大臣官房長 小野 元之君

厚生大臣官房総務審議官 田中 泰弘君

厚生省保健医療局長 小林 秀資君

厚生省児童家庭局長 横田 吉男君

厚生省保険局長 高木 俊明君

厚生省年金局長 矢野 朝水君

農林水産大臣官房長 堤 英隆君

中小企業庁長官 林 康夫君

中小企業庁次長 中村 利雄君

運輸省港湾局長 木本 英明君

郵政大臣官房総務審議官 濱田 弘二君

郵政省貯金局長 安岡 裕幸君

郵政省簡易保険局長 金澤 薫君

労働大臣官房長 渡邊 信君

労働省職業安定局長 征矢 紀臣君

建設大臣官房長 小野 邦久君

自治省財政局長 二橋 正弘君

自治省税務局長 成瀬 宣孝君

委員外の出席者

衆議院調査局長 大久保 暁君

緊急経済対策に関する特別調査室

委員の異動
五月十八日

小野 晋也君

杉浦 正健君

森 英介君

池田 元久君

島 聡君

矢島 恒夫君

濱田 健一君

河村たかし君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

阪上 善秀君

下村 博文君

遠藤 利明君

古川 元久君

松崎 公昭君

佐々木 憲昭君

秋葉 忠利君

笹木 竜三君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

辞任 飯島 忠義君 補欠選任 小野 晋也君

鈴木 恒夫君 杉浦 正健君

同日 松本 惟子君 岩國 哲人君

辞任 岩國 哲人君 補欠選任 池田 元久君

五月十五日

景気回復のための積極的な経済対策に関する請願(北沢清功君紹介)(第二六三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

○中川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。海江田万里君。

○海江田委員 おはようございます。民主党の海

江田でございます。

総理は、十五日に、当委員会での質疑を終えてすぐ政府専用機に乗りまして、バミミンガムに飛んで、日米首脳会議、日ロ首脳会議、そしてバミミンガム・サミットと、大変お疲れさまでございました。特にけさは、八時半ごろですか、羽田にお帰りのなつて、そしてすぐこの委員会というところでございますから、大変お疲れだろうとは思いますが、この委員会、大変重要な委員会でございますので、おつき合いをいただきたいと思います。

さて、このサミットあるいはアメリカのクリントン大統領との日米首脳会議でございますが、私は日本にいまして、新聞報道あるいは昨晩の総理の会見なども最近では中継で見られるようになりまして、その中で見ておりましたが、どうも、アメリカにあるいは日本を除きましたG7各国の日本の経済に対する関心が、今度のサミットを契機に、これまでの減税を中心とした財政出動から、どちらかといえますと中長期的な日本の不良債権の処理策あるいは金融システムの強化という方向へ移っていったのではないだろうか、いわば短期的な景気対策から中長期的な日本の構造改革の方へ関心が移っていったのではないだろうか、私はそういう見方をしておるんですが、この見方はそのとおりでしょうか、それとも違うという見方がござい

ますでしょうか、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私は、今議員が御指摘になられた感覚というものは、恐らく間違いない方向ではないかと思っております。

首脳会合に先立って開かれた外務大臣会合あるいは大蔵大臣会合においては、確かに短期的な議論が行われた部分も相当あったように思います。そして、ある程度そういう雰囲気を引き継いだ形になっているという思いで私も現地に参加しました。しかし、これについては、むしろ総合経済対策、既に国会で御議論をいただいている減税にせよ補正予算にせよ、そういう状況で、できるだけ早く国会の御

同意をいただいて実行に移してくれという話がございますけれども、むしろ、やはり金融機関の不良債権の処理というものが非常に強い関心を持たれた状況になっている。

そして、その意味におきましては、今回の三月決算でSEC基準並みの決算を求めた。それは、当然ながら情報開示においてもそれだけ従来より拡大をする、そうしたものを踏まえて当然ながら対応が行われるであろうという、そうした期待感というものは随所にうかがわれたと考えております。

これは日米、日ロ、そのほかに日独、日英、そして、これは本場にチャンスがありましたのでイタリアとも首脳会議を持つことができましたけれども、そうしたものを全体を通して、議員が言われたような方向に向かいつつある、その印象は間違いないく私も受けました。

○海江田委員 そこで、G7の国々がそういう日本の構造改革に大きな関心を持っているというところで、そこでの総理の説明、これは新聞報道などでもございまして、もう一度、改めて総理の口から直接お話をいただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 今、国会で御審議をいただいております補正予算あるいは減税、さらに関連する施策として、一連のものに対して私は言及をいたしましたけれども、特に、金融機関の抱えております不良債権の処理というものは、これは腰を据えて我々はやらなければならないが、そんなに時間をかけていられるものではない。そして、そのためには譲渡もあり得るでしょうし、担保証券といった形態での処理もあり得るでしょうし、そのための権利義務関係を確定させるための仕組みとしての委員会の設置あるいは市場の育成、こうしたポイントをお手として今手がけようとしている。そして、これは当然のことながら、都市の開発あるいは土地利用の活性化といった方向にも結びついていき、金融機関の持つております不良債権の処理という点だけではなく、こうした分

野からも市場が活性化することが期待される、そのような形で整理をし、話をまいりました。

○海江田委員 そうした総理の説明がG7の他の諸国の大変強い支持を得たというのが評価なわけでございますが、ただ私は、特に昨夜の、サミットが終わった後の記者会見を見ておまして、そういう総理の決意が強い支持を得られたということとを本場にそのまま顔面どおりに受け取っているのかどうかという疑問を若干持ちました。

それは、記者会見の一番最後のところで、カナダの女性の、ハリスさんといいましたかね、記者の方が、総理に向かってこういう質問をしました。

「金融改革を進めると言っていましたが、それは弱い金融機関の破綻も含めるのですか、こういうお尋ねをしたはずでございます。そうしましたところ、総理が逆に質問しまして、それは弱い金融機関も守るということですか」ということを聞き返しをしまして、そして、それは違うよということ

を言ったわけでございます。弱い金融機関は守らないんだよということをつたわけてですけども、それに対して、このカナダの女性の記者は比較的けげんな顔つきをしていました。カメラが映しておりましたから見ておりました。

それからもう一つ、私は昨日、最近では便利になりました、インターネットでいろんな国の新聞をたちどころにとることができるわけでございますが、ワシントン・ポストのこのサミットに関する記事を読んだら、ネットでも引きまして、そしてそれを私なりにつたない翻訳をしてみたわけでございます。インドネシアの暴動の問題と、それから日本についてのこの記事は、論説でございますが、書いております。

それはどういふことかといえますと、日本の大蔵当局は、日本の不良債権問題を解決するに当たって、アメリカ政府が一九八〇年代にS&PのLの問題を解決するときにとったような適者生存の原則を採用することに抵抗しているという書き

方をしているんですね。

このワシントン・ポストの記事と、それから先ほどお話をしましたカナダの女性記者の観点というのとは同じではないだろうかというふうに私は思うわけですね。それはどういふことかといふと、確かに総理は、みずからのスピーチの中で、大変力を入れて金融改革をドラスチックに進めるということを言っているわけですが、ところが、じや、現実には、本当に金融改革をドラスチックに進めるおつもりがあるのかどうかというのと、とりわけこの場合は適者生存の原則で、つまりこの不良債権をこれから償却していかなければいけないわけですが、金融機関で不良債権の償却ができない、不良債権の償却のできるような体力的の弱い金融機関の破綻といふものは、これは当然のことながら適者生存の原則で破綻をさせていいのじやないだろうかといふようなことをやはり言っているわけですね。

それに対して、総理の答え、きのうのうでは私は若干ずれていたというふうに思いますので、そういうような適者生存の原則を採用して、そして破綻するべき金融機関といふものは破綻するといふことではいいのかどうか、改めてお尋ねをします。

○橋本内閣総理大臣 そのワシントン・ポストの記事は私は存じませんが、彼女が質問をしたその疑問は、恐らく各国の記者の中に共通して、だれかが聞きたい問題であったらうと思えます。そして、ずれていたと言われましたが、確かに私は少しずらして、むきになった答え方はいたしませんでした。

ただ、そこでお聞きをいたしていたように、十七兆円の、預金者を保護するためのフレームが既にあります、これは、どういふ事態があつても預金者に対して、その預金を心配しないで済むと

いうこととです。裏返して言えば、そういうケースが全くないと思定するなら、そういう用意は必要がない。同時に、私がむしろ意識的にずらしたのには資本注入の部分で、倒れるべきものにはという言い方は、やはり私はあそこでは避けるべきだと思ひました。その上で、いいものを支えていくと。

当然ながら、私は、破綻という形ばかりが処理ではないと思ひます。不良債権部分を切り離した上で、合併をするところもあるかもしれませんし、あるいは業態を変更するものもあり得るでしょうし。ただ、いずれにしても、バランスシートから不良債権を消していかなければ、そうした内容の悪い、しかもSEC基準で公表となりますと、そこは非常にばり出てくるわけですから、道はいろいろな道がありましよう。私は、全部、要するに、破綻という形ばかりがその大半だとは思ひませんし、それが必ずしもいいことだとも思ひませんし、統合されるケースもあるでしょうし、提携をされるといったケースがあるでしょうし、あるいはスリムになった自分の進むべき方向を特化していかれるといった方針、いろいろな方針があると思うのです。その上で、意識的にずらしたことになることは事実です。はお答えをしたことになることは事実です。

○海江田委員 意識的にずらしたということ、私は今のお話を聞いて、そういう意味では、私も何度か総理とこうやって議論をしておりますので、総理のなかなか巧みなずらし方というのは、一つの答弁のテクニクとしてよくわかるわけですが、ただ、これがアメリカやその他の国々の記者に通用するものかといふこと、これは、一つ問題があると思ひます。

それから、総理が今の答弁の中ではなくもおっしゃいましたけれども、資本注入の問題でございします。私は、大胆な、金融システムのドラスチックな改革をやるというのを言ひましたも、とりわけヨーロッパやアメリカのエコノミストといふのは、ことしの春の公的資金による資本注

入、しかもそれが横並びで行われたということに對して、やはり大変大きな不信感を持っているわけですね。この春から金融ビッグバンということもあり、日本はそういう金融改革に乗り出すというのを言ひながら、実際にやっているのはどうも違ふのじやないだろうか。相変わらず横並びの護送船団方式。アメリカの新聞なんかを読んでみますと、コンボイですとかエスコーテッドフリートでありますとか、まさに護送船団ですね。こういう言葉が相変わらず出てくるわけですね。

それからもう一つは、やはり一昨日、十五日ですね、総理がまさに日本をお立ちになったときの、総理はもうお出かけになっておりましたから、詳しいニュースは御存じないかもしれませんが、大蔵大臣あるいは日銀がこの経緯についてはよく御存じのほうでございします。

一度みどり銀行を、これは旧兵庫銀行でございしますけれども、旧兵庫銀行が九五年の八月に破綻をするに当たって、九六年の一月からわざわざみどり銀行といふものをつくったわけではございします、そのみどり銀行が、実は今度の三月の決算で、もう既に債務超過になっている。この債務超過になつてはみどり銀行を阪神銀行との間で合併救済をするというやり方でございします。

この問題については、そういう意味では、総理が今し方おっしゃったようなドラスチックな金融システムの改革ではなくて、相変わらずここにも護送船団方式がなつていっているのではないだろうか、こういうような印象を与えると思うのですが、このみどり銀行の問題につきましては、銀行局長でよろしくございします、経緯を御説明いたしたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

先生御承知のように、当地区は七年の一月の十七日に大震災に見舞われました。その後、同じ年の八月の三十日でございますが、旧兵庫銀行が、その震災の影響もあつたと思ひますが、破綻をいたしました。そこで、その後、十月になりました

て、七年の十月でございしますが、受け皿銀行としてみどり銀行を設立させていただいたわけでございます。

ちょうどそのころ、金融の三法といふものを視野に入れておりましたが、それは、成立したのは翌年八年の六月でございします。金融三法が成立した後に処理をいたしますれば、これは全額保護という形で資金援助がフルにできるわけではございします。しかし、そこまで待てない、つまり、当時の状況からして、震災で非常に苦しんでおられた地元のために早く新しい銀行をつくって、その取引先等を守ってあげなければいけないということ、当時の金融界あるいは地元界の財界等に出資を仰ぎまして、旧兵庫銀行を破綻させた上で新しい銀行に引き継いだ。引き継いだときに、金融三法の以前でなければ資金援助を出せないという法律の制約がありました。したがって、赤字部分を営業権という形で十年間ぐらいかけてだんだん償却をして、立派な銀行にするという計画でございしました。それから、不良債権も一部は引き継いで、そのままスタートしたわけではございします。

しばらくは、兵庫県の経済状況もよくなりました。このままうまくなるかなという感じではございしましたが、不幸なことに、その後かなり経済状況進まなかつた。したがって、そういった重荷を背負つて出立したみどり銀行が、残念なことではございしますけれども、債務超過に陥りそうになつた。したがって、今あります金融三法のスキームで、もしそれが適用できていれば資金援助できた部分を資金贈与してあげますと、それは合併ができる形になるということで、阪神銀行が受け皿になり、ちょうど同じ地区の銀行でございしますので、県民銀行として兵庫県のために力を合わせて再出発するという形になりましたので、私どもとしてもそれは支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○海江田委員 今淡々と事実経過をお話しいただ

ろう、こういうふうに思うわけでありませう。それから、さらに、これは今後のことでありませうけれども、サビサーという形の不良債権処理の仕組みというものは、実はこれは法律も要るのだと聞いておりますけれども、そういう法制度も整えて、あらゆる手段を通じて不良債権の処理の加速化を図っていききたい、こう考えているわけでございます。

○海江田委員 今のお話で、一つ私がこれは何だろーと思いましたが、臨時不動産関係権利調整委員会というものをつくるといふようなお話があるのですが、私どもは、日本版のRITC、整理信託公社のようなものをつくって、ここで厳しく債権の整理を行うことがいいのではないだろうかというのを考えておるわけですが、この臨時不動産関係権利調整委員会というものとはどんな性格になるのか、もし今の段階でわかっていることがあったら教えていただきたいと思っております。これは経済企画庁長官ですか。

○尾身国務大臣 これはまだ詳細は決まっておりますが、土地に係る複雑な債権債務関係をあつせん、調停等により解きほぐして、担保不動産が有効利用できるような特別委員会を設置する、こういうことが決まっております。

ちよつとつけ加えていただきますが、先ほど大蔵大臣から御答弁申し上げました、資産担保証券の発行により不動産等の証券化を図るといふことは、現在国会に提出をされておりますし、なお、住都公団におきまして土地取得のための公的資金を活用する新たな仕組みの整備、あるいは都市再開発に対する民間からの資金に関しまして、開銀の融資保証業務を行うとか住宅金融公庫の融資保証業務の拡充をするというふうなことから、さらには防災、福祉、あるいは中心市街地等の公的用地の需要に対しまして、国、地方公共団体の公共用地の先行取得を行う、あるいは都市再開発についてPFIの手法により進めるという、いろいろなることをやりまして不良債権の処理を総合的、立体的に進めていくという基本方針だけは固

まっていますということでございます。なお、詳細につきましては、これを総合的に進めてまいりたいと考えている次第でございます。

○海江田委員 総理は、大変時差があつて、質問を別の大臣にやっておりますと眠くなるのではないだろうかという気がいたしますので、少しここで総理と議論をしたいわけでございますが、減税の問題でございます。

この減税の問題では、総理もきのうの記者会見でわざわざ、ここには外国の記者さんもいるので聞いていただこうということをお願いしまして、我が国の課税最低限が、第一次の特別減税前、この二月、三月の特別減税前が夫婦子供二人で三百六十一万六千円、これが、この前の特別減税で現在は課税最低限が四百二十三万二千円に引き上げになった、こういうことでございまして、それが、新たにまた特別減税をやりますと、今度は四百九十一万七千円になるわけでございます。この我が国の課税最低限が、もともと三百六十一万六千円でも、きのうの記者会見ではイギリスの例を引いておりまして、イギリスは百五十四万四千円、それからアメリカでも二百四十四万四千円、これら世界的な基準と比べると大変高いということ、このことをおっしゃったかと思つて、もともと高いところへもつてきて、定額減税という形で第一次の減税をやつた。そして、そこにさらに今度はまた同じ特別減税をやりますから、四百九十一万七千円になるということ。

私が以前、二月二十六日の委員会でも、このような特別減税を継続するのは愚の骨頂だと言いましたら、総理も、幾つか条件をつけてではありますけれども、そのとき、その考えはそれとおりだといふことを言ってくれましたけれども、私はまさに、一度やつてもともと高いのをさらに高くしたのをまたもう一回やつてさらにさらに高くするといふのは、これはやはりどう考えてもおかしいのではないだろうか。そして、その後の抜本的な税制改正というのは、これは当然のことながら課税最低限を引き下

げをするわけでございますから、わざわざ一回上げて、正確に言うところ二回上げておいて、そしてその次の税制改正で引き下げるといふのは、これはどうにも納得がいかないわけでございます。

今ならまだ間に合うわけですよ、税制改正をやつて恒久減税にするということが、あるいは恒久的な税制改正をやるといふことが今ならまだ間に合うわけですが、それでも、それであつて総理は、ただでさえも高いところへもつてきて、さらに高くして、またさらに高くするおつもりなのか、どうなのか。その愚かさというものを認識しておられるのかどうかということをお尋ねしたいと思つております。

○橋本内閣総理大臣 愚かと言われれば愚かかもしれません。しかし、今やはり私は、減税というものが必要だと思つた。同時に、恒久的な税制改革の観点から所得課税について議論をして、その時間が果たしてあるだろうか。あるだろうかというものは、特別減税をしないです。そういう意味では、私は、特別減税、議員のお言葉に対して、愚の骨頂だと言われたとき、確かにそういう答弁を私しましたけれども、今、それでもこの時期、景気対策という意味からは必要だと判断をいたしました。

その上で、もうこれは議員に申し上げるまでもなく、御承知のように、今、二度の抜本的な税制改革の中で、例えばサラリーマンの方々は一〇ないし二〇の税率適用ということ、フラットになつた構造といふものは既に存在しています。そういう意味では、実は、むしろ所得の高い方々の税率がほかの国に比べて高いといふことはこれは事実問題として存在します。これは日本は負担として、各税に比べて非常に低いわけですが、同時に、各種の控除のあり方、これも当然ながら、恒久的な税制改革をするのであれば考えなければなりません。あるいは資産性の所得課税、あるいは年金課税のあり方、そういう意味では、実は個人所得課税についてはさまざまな議論が現に存在して

いるわけですよ。

だからこそ、そうした問題について幅広くきちんとした議論を行いたい。公正、透明なという言葉を使わせていただきますが、国民の意欲を引き出せるような税制を考えていくには私は時間が少しは必要だと。しかし、その間、減税なしでいい、景気回復が図れるか。心理的なものも含めると、やはり特別減税は必要だといふ判断をいたしました。

確かに、その結果として課税最低限は引き上がるわけですが、これはやはり景気対策という意味で採用した施策であつて、根本的に個人所得課税のあり方を検討する時点では、やはり標準世帯でありますから三百六十一万円というベースから考えていくべきだ、特別減税の結果上がつてしまつた課税最低限をベースに議論をすべきではない、私はそう思うのです。

○海江田委員 景気対策という考えで採用した、いわば緊急避難的に採用したということだろうと思つております。

私が冒頭に今度のサミットの位置づけを、まさに日本の構造改革が注視をされているんだということに改めて確認をしたのは、これから打つていく一つ一つの手が、たとえそれが景気対策ということであつても、やはりそれは日本の構造改革につながっていくものでなければいけないといふことでございます。これは公共事業などについてもそうでございます。減税などについてもそうでありまして、これが日本の構造改革につながらない、構造改革をむしろ後戻りさせるような対策であれば、幾ら緊急避難だからといって、これはやはりその議論にたえられないものではないだろうか、私はそういうふうに考えるわけでございます。

一つだけ確認をしておきたい。これは大蔵当局でよろしゅうございまして、課税最低限をそもそもの三百六十一万六千円から今度の、既に第一次はやつておりますが、第二次の特別減税で四百九十一万四千円に引き上げることによつてどのくらい

の人が課税対象から外れるのか、非課税になるのかという数字、大体何百万人ぐらいなのか、あるいは何千万人かもしれませんけれども、その数字をお聞かせいただきたいと思います。

○尾原政府委員　お答え申し上げます。

今回の特別減税も、追加分を実施いたしますと、納税人員は前回の分と合わせて約七百万人程度減少するものと見込んでおります。

○海江田委員　今七百万人程度が減少をするといふことですけれども、そうなりますと、この人たちは、特別減税で七百万人は税金がかからないわけですからいいわけですけれども、ただ、この後の抜本的な税制改正をやる、私たちは恒久減税ということを中心としておりますが、総理はなかなか恒久減税ということは言わない、ただ抜本的な税制の見直しをやる。その抜本的な税制の見直しの一つ、重要なポイントというのは、やはり課税最低限の問題だろう。

先ほどもお話がありましたけれども、それを三百六十一万六千円のとこにとどめるのか、あるいはそれよりもう少し低いところへ持っていくのか。いずれにしても、この七百万の人たちにとっては、仮にネット減税が行われても、今までは二度の特別減税で税金はゼロになったわけですから、トータルなネット減税をやったところで、この七百万の人たちというのは、当然のことながらこれは増税になるわけですね、税金の負担をしていたことになるわけですね、これまで税金の負担がゼロだったのが。

そうしますと、果たしてこの人たちは、そういう意味では、特別減税をやったところで、それはつまりこの後抜本的な税制改正が間近に迫つておる、しかもそれは何度も総理初め大蔵大臣も言つてゐるように、どうもこれは課税最低限を引き下げるところにそのねらいがあるようだという事になれば、これは、いわばその人たちにとつてみれば増税の予告つきでありますから、減税をしたところでそのお金をきちつと消費に回すことになると思いますでしょうか。この考え方

はいかがでしようか。

○橋本内閣総理大臣 私、課税最低限を引き下げるといふ発言をしたことは一度もないと思います。議論すべき問題点として、標準世帯における課税最低限が諸外国に比して高いということは私はしばしば例示で言ってきました。そして、当然ながら、私は、根本的に議論をしなければその問題も論議の対象になると思います。あるいは先ほども来申し上げているように、資産性のもの、年金金課税の問題、いろいろな角度の議論が現にあるわけですから、そういう例示は私は申し上げませんでしたけれども、課税最低限を引き下げるといふ言葉を私は使ったことはいはすです。ここには誤解のないようにしていただきたい。

そして、議論の中で、私はさまざまな議論があり得ると思います。ですから、先ほど私は、控除のあり方についても言及をいたしました。いろいろな角度の検討というものは必要なわけですし、そういう議論を私は一方に押しつけた形で申し上げた覚えはないと思います。

○海江田委員 引き下げるということは一度も言っていないということですが、これは確かに言葉としては引き下げるということは一度も言わなくても、その意味するところ、あるいは総理の考えておりますこの税制改正というのは、当然のことながら課税最低限を今より上げるものでないでしようし、あるいは今のままでいいのでしたら、今のままというのはまさに三百六十一万六千円のレベルでございますが、わざわざこれはきのうのサミットの後の記者会見などでもその点に触れて、この細かな数字を挙げて説明をする必要はないと思うんですね。

私は、それは確かに言葉として言わなくなつて、当然のことながら、お考えになつておるのはこれは課税最低限の引き下げである。しかも、控除のあり方も見直しをすることでありまして、控除の額を広げたらさらに課税最低限は上がりますから、そこは当然のことながら控除の額をだんだん切り詰めていく、それによつて課税

最低限を引き下げていく、そういうことだろうと思うのですが、違いますか。

○橋本内閣総理大臣　まず第一に、外国の方々のいる席でどういう説明をするかというのは、私はある程度工夫を必要とするものだと思っています。そして、今回、私は、幾つかの点で今まで日本のPRが足りなかったなというのを感じさせられましたけれども、その一つは、まさに日本の所得課税における課税最低限の問題でありました。議論していて、課税最低限はこうなっている、え、おれのところよりよほど高いな、そこから議論がとまってしまいうわけです。

あるいは、アジアに対してもっと日本は物を買えという意見があります。確かに、国別で見れば、日本はアジアからの輸入はアメリカに次ぐ第二位です。しかし、国民一人頭になれば我々の方が高まるかに多い、ああ、そんなに買っていたのか。同時に、各国の輸入の中に占めるアジアの比率を調べてみよ、日本は高いよ、そういう説明をすると、観念的にもっと買えと言っていた人たちは黙ります。

ですから、そういう延長の中で、私は、記者会見においても、先ほど、税ではなくて金融機関に對する日本の対応についての質問が出たときに、むしろ、預金者保護のためにこれだけの資金を用意するということは、当然それだけの理由があるからですよという方な言ひ方をいたしました。そして、同時に、それで全部が納得したとは思っていませんけれども、やはり私は、日本の現行の税制がどうなっているのかということから言ひなかつたら、その情報が十分伝わっていない場合には、そういうところから議論しなければならぬのは当然じゃないでしょうか。

○海江田委員　大いにそういう日本の現状がどうなっているかということをおっしゃっていただくのは構わないわけでございますが、ただ、この話術というものは、きのう、おととい急に出てきた話術じゃないやありませんで、これまでの政府税調、あるいは御党でも党税調、それぞれ議論をやっていると

思いますが、当然のことながら、ここに問題があるよということはこれまで何度も指摘をされているわけですね。

何もこの問題を改めて本当にゼロから議論をし始めなければならぬという話ではなくて、もう既に方向性は決まっていると私は思うのです。もしここで本当に課税最低限をさらに引き上げをするような、あるいは五百万円近い額をそのまま据え置くような税制改正というものがあつたら、それは全くおかしいわけです。やはり経済というのは国際化をしなければいけないわけですから、片一方で法人税の実効税率の引き下げ、これは三年ぐらいかけるということでごさいますけれども、その問題と、この所得税の課税最低限の引き下げ、それからこの最高税率のところの引き下げでございますね、このところはやはり一つの大きな流れが私はできていと思うのですね。だから、そのことを私はむしろ正直におっしゃった方がいいのじゃないだろうか。ただ、正直に今この段階で言えば、当然のことながら、一度上げておつてそしてその後また税金を取るのかという話になりますから、それが言えないということでありませう。

これはまさに本予算と補正予算の議論のときも
 そうでありましたけれども、もう腹の中では補正
 をやらなければいけないということがわかつてお
 る、あるいは財革法のときもそうでございますけ
 れども、途中から財革法を変えなければにつきも
 さつちもいかないところに来ているということが
 御自分の中ではわかりながら、それをきちつと口
 に出して言わないということ、そして、何か一つ
 一つがベストである、一つ一つが最良であるとい
 うことを言っていて、そのすぐ後でそういう新た
 な手だてを講じるということ、このことは、やは
 りもう国民がすっかりわかつておるといふこと、
 このことだけは申し上げておきたいと思ひます。
 それから、あともう一つ、消費税の引き下げと
 いうことが野党からも随分議論が出ております。
 私どもは、きちつとした恒久減税をやつて、そ

我々としては、現在の状況、これは消費税等で新たな負担を重く求めるという考え方はさらさらありませんし、そういう状況ではないという認識に立つておるわけでございます。

なときに、青春の時代のところを延ばすんじゃないやなくて、老後になって寝たきりのところを延ばすようなことをやっているわけでございますよ、これは。それに対してやはり、仮に幾つかの条件がご

という形にさせていただいた、この三つが主要な修正点であります。

こういったことをやりながら、景気の回復とあわせて、歳出のむだな分の削減等の努力とあわせ

九九年年度の当初予算では、またがたつと減らさなきゃいけないわけですよ、これはキャブ外してないから。

○中川委員長 海江田君、質疑時間が終了してお

ります。

○海江田委員 はい。

ですから、当然のことながら、今度の当初予算でも、これまたキャップをかけて公共事業費はたつと減らすということでしょう。うございませう。

○中川委員 簡潔に御答弁願います。

○松永国務大臣 理論的に言えば、平成十一年度の予算編成の場合の公共事業費については、十年度の当初予算を念頭に置いての予算の編成になると思うのでありますが、まだ十一年度のことにについては考えていないところでありまして、その時点においてしっかりと考えていきたい、こう考えておるところです。

○海江田委員 ありがとうございます。

○中川委員 これにて海江田君の質疑は終了いたしました。

次に、金田誠一君。

○金田(誠)委員 民主党の金田誠一でございます。総理はサミット出席、本当にお疲れさまでございました。

財政法、財税法につきまして、順次質問をさせていただきます。今日の不況の原因でございますけれども、さまざまな要因が重なって起きているというふうには考えます。例えば、不良債権の問題あるいは消費税の引き上げの問題等々ございますけれども、その一つとして、大きな要因として、この財政構造改革法、この法律に基づいて予算が組まれてきたということが今日の不況の大きな原因の一つになっていると私は思うわけでございますけれども、総理はどのようにお考えでございますでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私自身、従来から繰り返し申し上げてきておりますように、財政構造改革の必要性というものは、当然ながらいささかも変わるものではない、同時に、それぞれの時点において、内外の経済情勢あるいは金融情勢に対応して

臨機の措置をとることも必要だということを申し上げてまいりました。

そして、十年度当初予算におきまして、予算の作成時点における内外の経済あるいは金融情勢を踏まえながら、財政金融両面にわたる措置を講じ、今その早期執行に全力を尽くしているところにあるわけですね。同時に、今の状況をかんがみ、必要かつ十分な総合経済対策が必要、そのための補正予算、また財政法自体につきましても、緊急避難的に適切な措置をとり得る枠組みを整備させていただきたいと、国会に御審議をお願い申し上げている状況にございます。

○金田(誠)委員 総理は質問の内容を多少誤解されているのかと思うわけでございますけれども、私は、財政構造改革が不要だとかということは一切申し上げてはございません。必要なことは当然でございませうけれども、今日の財政構造改革法、これに問題があるのではないかとこの立場で御指摘をしておるわけでございませう。

財政構造改革法によって、さまざまな財政、各費目ごとに抑制をされた、そういう当初予算が組まれた。そのことが景気の回復にマイナスに作用をした、あるいは景気を後退させる要因となった、少なくとも景気回復にプラス要素にはならなかったというところを指摘しているわけでございませう。その点について、そうなのかなというのかという御認識を伺いたい。

ということは、今回、補正、これほどの緊急経済対策が出されていること自体、財政法による当初予算に問題があったということの何よりの証拠だと思ふわけでございませう。弾力条項等の修正をせざるを得なかったということもその証拠だろ うと思ふわけでございませう。特に他意はござい ません。そうした客観的な状況を素直に判断し て、現行の財政構造改革法には問題があった、そ れによる予算編成を進めたことは、経済に少なく ともプラス効果を及ぼすことはなかったというこ とをお認めいただきたいというのが質問の趣旨で ございませう。

○橋本内閣総理大臣 今、私は、議員の御質問を誤解したわけではございません。むしろ、十年度当初予算におきまして、例えば議員は、そのために動きがとまったんじゃないかという御指摘をいただきたが、私、ここ数年間の、公共事業に 対する大変厳しい御論議が国会で行われました ことをよく記憶をいたしております。

そして、公共事業に大変否定的な御意見という ものも数多く出されました。そして、そのむだを 省く努力を、当然ながら政府は十年度当初予算に おいても行つてまいりました。あるいは制度減 税、特別減税、こうしたものを考えまして、そ うしたための手段というものをとられてきたわけ であります。

そうしたことを考えますと、景気への、配慮を 欠いたとまではおっしゃいませんでしけれども、 影響を与えたということをおっしゃいましたこ と、これは事実問題として景気が回復していない のですから、これは私自身もその点を否定するつ もりはございせん。そして、緊急対策をとり得 る枠組みを当初から財政法に用意していなかった という点は、私自身、国会論議の中で気づき、む しろ積極的にそれを政策的な、立法政策上の御意 見として受けとめるという答弁も申し上げてきた ところでございませう。

○金田(誠)委員 多少お認めをいただいたのかな と思つて受けとめさせていたいただきましたけれど も、総理、緊急経済対策をとれるような条項が組 み込まれていなかった、そのことが今修正で出さ れてきている弾力条項等という意味合いになるの だろうと思ふわけでございませうけれども、果たし てその程度でよろしいのかということが私の問題 意識なのでございませう。

財政構造改革を行うという場合は、このよう な 今日のような不況下で財政構造改革ができるわけ がないだろう、財政と経済は一体のものである、 経済が好調で税収が伸びて、緊急経済対策など要 しない状況をつくり上げることが本来の財政構造 改革ではないのかという観点なのでございませう。

その基本的な観点を財政構造改革法は欠いている のではないかという問題意識が実はございませう。 弾力条項等が緊急にその手だてを講ずる、そうい う余地がなかったということが問題なのではなく て、もつと積極的に、経済を回復させる、景気を 回復させるということが財政構造改革、財政再建 にとって不可欠である、本来そういう観点から財 政構造改革法というものは策定されるべきでは なかったかというふうにご考へるわけでございま す。

基本理念として、経済の回復が財政構造改革に とつて不可欠である、そういう観点からつくられ た法律ではない、そこに基本的な問題があるので はないかという私の問題意識なのでございませう けれども、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私は、議員の問題意識を否 定するつもりはありません。ただ、同時に、お考えをいただきたいと思ひま すのは、今回のマーストリヒト条約によるユーロ のスタートに向けて、必ずしも、経済の好不調と いう意味からいけば、議員のようなお考えを とりました場合に、余り輸出の削減等のできる状 況ではなかったような国々が、ユーロのスタート に自国経済の水準を合わせるために、例えばその 社会保障費のようなものに対してまで、非常に壮 絶なと言いたいぐらいの大なたを振る、スター トから原加盟国としてスタートのできるような経 済運営を行つてきた国々が現にございませう。

そうした状況を別に私は日本の例になぞらえる わけではございせんけれども、やはり財政構造 改革の努力というものは必要なものではな かるうか、私はそう思ひます。

○金田(誠)委員 また総理は誤解をされているの かなと思ふわけでございませうが、私は、断然に財 政構造改革の努力が必要なんだということは一 切申し上げるつもりはございせん。これから先 も本当に血のじむような努力が必要だといふこ とは十分承知しているつもりでございませう。そ の上で、景気回復、経済の成長ということと、財

政の構造改革、財政再建ということとは不可分ではないか。したがって、財政構造改革法の基本的な視点の一つとして、経済を成長させる、景気を回復させる、こういう観点が必要だ。しかし、現在の財政法、財構法にはその観点が欠落している、ないしは極めて乏しいということを御指摘申し上げているわけでございます。この点、ぜひひとつお考えをいただきたいと思ひますし、またの機会に再度お尋ねをしたいな、こう思つてござい

ます。そこで、私なりに考えます財政構造改革法の本来あるべき姿ということにつきまして、最低でも次の三つの点は押さえるべきではないか、こういう私見を申し上げたいなと思ひます。その上で総理の御感想をお聞きたい、こう思ひます。

第一には、不況時には財政の抑制を義務づけるべきではないかということでございす。不況時には財政支出をして景気を回復させる、そのことが財政再建にとって最も効果があることだ。不況時に財政を抑制してさらに景気に水を差すようなことで、税収も低迷して何が財政再建かということなのでございす。

こういう観点から、私も、平成ニューディールというような政策も提起をしているわけではございすけれども、財政法の柱の一つとしては、不況時には財政抑制を義務づけるべきではないかという点が一点は必要だと思ひます。そのことが、基本的な理念として、弾力条項などという点ではなくて、財政法の構造そのものの基本として位置づけられるべきだと思ひのが一点でございす。

もう一つは、その逆に、景気が回復して好況時になった場合、この場合には大胆な財政抑制、それこそマーストリヒト条約に基づいて各国が大変な努力をしたような、そういう血のにじむような財政再建努力は、好況時にこそ明確に位置づけられるべきだ。財政法を発動する場合の観点とい

にしなから政策というものは発動されるべきである、こう考え、本来好況時にこそ財政抑制が大胆に行われるという観点がこれまた財構法の中には欠落しておると思ひます。本来それが盛り込まれていなければならぬ、こう考えるわけでございます。

三点目でございますけれども、これは、好不況にかかわらず財政支出にむだがあつてはならない。これは当たり前と言へば当たり前のことでございすけれども、公共事業ばかりではございせん、さまざまな面にいろいろな指摘が常々されていること自体が問題だらう。そういう指摘を受けないようなむだの排除というものは、これはもう好不況にかかわらずされなければならぬといふのが三点目でございます。

具体的には、例えば公共事業について言えば、費用便益分析の義務づけなどが財構法の中で明確にうたわれたいことが必要ではないか、こう私は考えるわけでございます。

一つには、不況時には財政抑制を義務づけない。好況時には、その逆に大胆な、本当に血のにじむような財政構造改革をやつていく。そして、好不況を問わずむだを排除する。これこそが本来の財政構造改革法の三本柱、基本的な理念としてうたわれて、それに基づいて法律全体がつくれなければならぬ。それを欠く今の法律ですから、私も凍結以外にないというのを主張しているわけでございますけれども、この三つの視点、総理、いかがでございますし、御感想をいただければと思ひます。

○橋本内閣総理大臣　また誤解と言わないでください。私、誤解してお答えしているつもりは最初からないのですが、二度ともお答えをしますたに質問を誤解していただけないかと言われまして、ちよつと困つたと思つております。

その上で、今三つの視点を挙げられましたけれども、第三の視点に異論を唱へる方はだれもいないだらうと思ひます。そして第一点、これは第二点にも連動すること

になるわけですが、今回私も、緊急避難的な適切な措置を講じ得る枠組みとして、特例公債発行枠の弾力化を可能とする規定を設けることにいたしました。ある年の予算、特例公債の発行額を前年度より縮減する場合、経済活動に著しい停滞が起り得る、国民生活などに重要な影響を及ぼすような事態が起り得る、またそれに対する施策の実施に重大な支障が生じるといった場合には、例外的にそのとき特例公債が前年度に比べて増加することも許容されるわけですから、これは所要の財政支出は可能になるわけではございす。

私は、そういう意味では、議員がお述べになりました一、二の原則、これはお話として何つてそれが全然理解できないというのではありせんけれども、どういふ指標を用いて、財政構造改革を停止する、あるいは急速に加速する、こうしたメルクマールにするのだらうといったようなことを考えますと、やはり私は弾力条項を挿入していただくやり方の方が実態的には合うように思ひます。

○金田(誠)委員　そういう微調整ではもはやこの事態は乗り切ることができないのではないかと、そういう問題意識から御質問を申し上げたわけでございます。

一、二、三と三つ申し上げました。好況時、不況時、その中間の景気中立的な予算を組むべき事態も、もしかすれば、詳細に分けると一、二、三、四というふうに分ける必要があるのかも知れませんが、財政構造改革法のつくり自体、景気に着目をして、一定の指標、例えば経済成長率であるとか、今もつと重要なものももしかすれば失業率かなと思つたりもしているわけではございすけれども、一定の経済指標に着目をして、それによつて緊縮型財政を組むか積極型財政に転ずるか、あるいはその中道型、中立型の予算を組むか、という観点が欠落をしているのではないですか。

こうせつば詰まつて、どうしようもなくなくなつて弾力条項を適用するということが、積極的に、景気と財政構造のリンク、不可分のものだというふう

にとらえて法律をつくるのでは、根本的な発想が違つてはいたしませんかというのを私は申し上げたわけではございす。

先般、厚生委員会に総理に御出席いただいて、官僚主導型ではないかというふうな私が御指摘をいたしましたところ、総理は多少御立腹のようだったと記憶をされているわけではございすけれども、今回の財政構造改革法のつくり自体、私は、単年度収支主義ということになり縛られていたのではなかつたという気がしてなりません。大蔵、財政を預かる立場からするとそうならざるを得ないのかと思ひます。それが悪いとか罪だとかと言つてもいいのです。立場立場があつて、それぞれ自分が任された観点から物を見れば、単年度収支に重きを置かざるを得ないという状況はわからないわけではなかつた。

しかし、世の中財政だけで動いているわけではなくて、そしてその財政自体も経済と密接にリンクして動いている。そういう中で財政構造改革法をつくるのであれば、経済がこのような低迷を続けている、財政だけが健全化される、構造改革されるなどというところはあり得ないわけではございすから、経済をいかに生かしていくかという観点の中で法律をつくり直すということが必要だと思ひますが、再度いかがでございますか。

○橋本内閣総理大臣　ですから私は、議員の、三つを今四つのルールに改めて、中立的なものを加えてという御見解を全く否定するものではありません。

ただ、私は、そのメルクマールのとり方はなかなか実は難しいのではないだらうかと。そして、失業率をと言われましたが、実は、今確かに我が国の失業率、非常に高いわけですから、若い方々の部分と高齢者の部分には質的な差異があることも御承知のとおりです。そうすると、そうしたものが果たしてうまいメルクマールになるだらうかという疑問を私は率直に呈しました。

そして、まだ私は弾力条項をとることによつて先ほど申し上げましたような運営ができると考え

ておりますということですが。

○金田(誠)委員 かみ合わないようでございますので、次に進ませていただきます。改めてまたこの問題は議論をさせていただきたいと思うわけでございます。

そこで、それでは今日のこういう極めて深刻な財政状況を招いた原因は一体何なのかという観点で少し質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

大蔵省が「財政構造改革を考へる」ということでつくられたパンフレットがございまして。これで危機意識をとおして、今日の不況を招いた一つのその要因になった記念すべきパンフレットだろうなと思つて拝読をしていくわけでございまして、この十ページに「公債残高の累増」というグラフが、これはいつでも出てくるグラフなんです。これを拝見いたしますと、一貫して公債残高がふえておるわけでございまして。好不況を問わず、特に、右肩上がりの成長は終わった、あるいは終わると言われてきた状況の中でも、公債残高だけはふえてきています。これで財政構造がおかしくならなかつたら不思議だ、そもその原因はここにあらぬのではないかと思ふわけでございまして。

どうも、そのよつて来る原因を明確にせず、あたかも自然現象であるかのように、さあどうする、今後どうする、国民の負担増だという危機感のあおり方は、私は、本来の財政構造改革につながつてこないのではないかなという意識がございまして。

そこで、今日の財政破綻を招いた原因でございまして、例えばバブル期、毎年かなりの税収の増が続いたわけでございまして。経済も成長し、それに伴い税収増もあった。にもかかわらず、このような国債残高、国債を発行して累積がどんどんふえていった。いわば放漫財政だと思ふのですが、それが今日の財政破綻を招いた大きな原因の一つであると思ふのですが、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私、今ちょうど議員の御質問を拝聴しながら、我が国の財政の歩み、昭和四十年以降のものをずっと眺めておりました。そうしますと、幾つかの変化が読み取れます。昭和三十九年度以前の均衡予算主義から、四十年に初めて補正予算で歳入補てん債を発行した。四十一年度の当初予算から建設公債を発行し、しかしこれは、高度成長に伴う税収増の中で公債依存度の引き下げにある程度の成功をした。そして、オイルショックというものを経験し、特例公債の発行を行うことになった。その後、いわゆる世界経済における機関車論といったものの中で大量の公債発行を余儀なくされた。そして、いわゆるゼロシリングという考え方が昭和五十七年から、昭和五十八年度になると予算編成においてマイナスシリングというものが出てきた。そういう意味では、私は、随分いろいろな工夫がされてきたなと。

しかし、やはり一つは、バブル経済崩壊後、累次にわたる景気の下支え策として公共投資を追加してきたこともありまして、あるいは、人口の高齢化に伴う社会保障分野に見られるような政府の役割の増大と、これに伴う歳出の増加、拡大。同時に、大量の国債発行の結果として利払い費が非常にふえてきた。いろいろな要因があることは間違いない。ただ、私は、それなりに、過去の自然増収を浪費してしまつたとは一言えないのではないだろうか、いろいろな努力をしてきた跡が読み取れるのです。

ただ、これは御批判としてちょうだいをしておきたいと思ひます。

○金田(誠)委員 そういう御認識だからこそ、今回の財政構造改革法に好況時における財政の抑制という観点で全く欠落をしていくことになるのではないかと思ふわけでございまして。

マーストリヒト条約等を引き合いに出されて、各国の財政赤字削減努力というのに対して総理はかなり感慨深い思いを述べられておりましたけれども、そういうことをおっしゃるのであれば、好況時になぜこういう状態をつくつてきたのか、

そして今、このマイナス成長に陥つたときに、財政出動をするとか逆に削減をしなければならぬというような状態をつくつてしまつたのか。

責任問題云々ということをお願いしたいと思つてはおりません。そういうことではなくて、本来財政構造改革法というのはいかにあるべきなのか、今国民総ぐるみで大変な苦難に立ち向かわなければならぬその指針になる作戦計画、設計図として財政構造改革法というのが本場に適切なものかどうかという観点で御指摘をさせていただいていふつもりでございまして、バブル期の財政運営に対しては、総理、今の御答弁はないんではないかなという感想がございまして、時間がなくなつてまいりました。総理、それについて御感想をございしますか。

○橋本内閣総理大臣 自身、大蔵大臣のときの平成二年、特例公債ゼロという目標を立て、そこまで抑え込んできたことがございまして。そういう運営を自分自身でいたしたこともありまして、その上で、率直に今私はその歩みを見た感じを申し上げました。おしかりになるなら、おしかりはちょうだいをいたします。

○金田(誠)委員 改めて一般質疑の中でやらせていただきます。こう思ひます。

あと、厚生大臣に対する質問と大蔵、経企庁に対する質問を用意してございましたが、時間がほとんどなくなりましたので、大蔵大臣、恐縮でございまして、一点だけ質問させていただきます。と思ひます。

財政構造改革を考えた場合、税収の適正な確保ということが当然必要でございまして。その場合、これは厚生省から出た文書なのでございましてけれども、医療保険改革に当たつての厚生省試案なんですが、その中で、「被用者保険と国保とでは、所得捕捉の実態に対する国民の意識や保険料徴収の方法等が異なることなどを勘案し、現行の被用者保険と国保の二本建て制度とする。」というくだりがあるわけでございまして。要は、国保、自営業者と被用者保険とでは所得の捕捉率が違ふ、ク

ロヨンとかトーゴーサンとか言われている状態があるということをこれは略に示した文書だと思ふわけでございまして。

それで、先般、厚生委員会で厚生省に聞きまじたら、それは大蔵省に聞いてくれという話だつたわけでございまして。

日本政府として、課税ベースの適正な捕捉という観点から、いわゆるクロヨンとかトーゴーサンとかいう状態があるというのが日本政府の公式見解なのか、そうではないのか、これだけお聞かせください。

○松橋政府委員 お答え申し上げます。給与所得、事業所得、農業所得等の各所得種類間における捕捉の格差について、クロヨンという言葉に象徴されるような所得の種類……

○中川委員 簡潔に答弁しなさい。

○松橋政府委員 はい。この不公平感が存在することは承知しております。

ただ、私も、税務調査によつて見ますと、これは問題があると認められたものを税務調査しているわけでございましてけれども、申告漏れ所得の割合はおおむね二五％程度でございまして。したがって、このように過去の税務調査等から見ると、クロヨン等と言われるような大きな所得捕捉の格差はないと考へておりますけれども、一部に、依然として過少申告を行う不誠実な納税者のいることも事実でございまして。

したがって、国税当局といたしましては、適正かつ公正な課税を実現するため、今後とも一層の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○中川委員 これにて金田君の質疑は終了いたしました。

次に、岡田克也君。

○岡田委員 民主党の岡田克也です。限られた時間でございまして、端的にお聞きしたいと思ひますので、端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○松橋政府委員 給与所得、事業所得、農業所得等の各所得種類間における捕捉の格差について、クロヨンという言葉に象徴されるような所得の種類……

まず、先ほど海江田委員が最後に触れられた点であります。来年度の公共事業予算であります。

財政法では、十四条第二項におきまして、平成十一年度の公共投資関係費の額は前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにしなければいけない、こういう規定になっております。ということは、これから補正の議論が進むわけでありまして、今年度、平成十一年度の当初予算の公共事業の一般会計ベースの予算額を十一年度は下回らなければいけない、こういうことです。

これは私は大変なことだというふうに思うわけでありまして、先ほど大蔵大臣は、理論的に言えはそうなると思うけれども、十一年度のことは考えていない、こういう答弁をされました。私は、これは大蔵大臣として極めて自覚を欠いた無責任な発言ではないか、こういうふうに思うわけでありまして、もし、本当に考えておらないで今予算を担当しておられるとすれば、これは私は、このままいけば十一年度は大デフレ予算になるわけでありまして、そのことを念頭に置かずにやっておられるとすれば大蔵大臣失格である、こう言われても仕方ないと思いますが、もし、先ほどの答弁について、何か追加的におっしゃりたいことがあるのであれば、大臣の御見解をお聞きたいと思っております。

○松永国務大臣 考えていないと言ったとすれば、これは大変な言い回し方です。まずでありまして、十一年度予算の編成は、先ほど海江田議員の質問に対して答えたとおり、十年度の当初予算を前提にして編成するということになるわけでありまして、その点は念頭に置いておりますが、しかし、具体的な数字その他はこれから検討していくべき、十一年度の予算編成の過程の中で議論をしていくことだ、こう思っておるわけでありまして、そのことを今からいろいろ言うわけにはいかぬ、こういう意味で先ほど申し上げたわけであり

いずれにせよ、財政構造改革の精神を踏まえて、事業内容の効率化とか重点化とか、あるいは費用対効果分析の仕組みの徹底とか、そういったことを通じて、適切な十一年度の予算になるように最大限の努力はしていかなければならぬ、こう思っております。

○岡田委員 私は、大蔵大臣が果たしてこの財政法を御理解されているのかどうか、疑問に思うわけでありまして。この十四条二項によれば、中身はいろいろあると思いますが、トータルの額としては、公共投資関係費は十一年度は十一年度当初予算より上回ってはいけません、下回らなければいけない、こういうことですね。そのことについてはよろしいですね。

○松永国務大臣 厳しいことでありますけれども、そういうふうな定められておるわけでございます。

○岡田委員 これは、私は、大変なデフレ予算にならざるを得ないというふうに思うわけでございます。

これから補正の議論をするという中で、大蔵省の資料によりますと、今回の対策によって、公共事業の積み増しによる名目GNPの押し上げというのはいくぶん九パーセントである、こういうふうな言われているわけでございます。それは専ら補正による部分でありますから、その補正による部分がなくなると、単純にその分が今度はいまのGNPになる。ですから、平成十年度に比べて十一年度、公共事業に占める割合は名目GNPが一・九パーセント下がる、こういうことになると思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○松永国務大臣 今回の総合経済対策のGDP押し上げ効果、これは経企庁の方で計算をさせていただいたところでありまして、私の理解するところ、公共事業費の追加が主たるものであります。同時に、その他施策との相乗効果もあつての数字だ、例えば減税効果等も合わせての総合的な数字だというふうに私は理解しております。

いずれにせよ、先ほどから議論の中に入っておりますように、財政構造改革法の規定によりまして、十一年度は十年度の当初予算を前提にしての編成をしなきゃならぬという縛りがあることは事実であります。その縛りの中でいろいろ工夫を凝らして、そして十一年度の予算は編成しなきゃならぬ、こう思っておるわけでありまして。

もとより、十一年度につきましては、その時点における経済情勢等を考えて各般の施策を講ずることは、当然のことであると考えております。

○岡田委員 そのいろいろ工夫という余地がどこまであるのかという問題だと思っております。私が今一・九と申し上げましたのは、社会資本整備で名目GNP比一・九パーセントの効果、つまり九・八兆円の効果があるというのが政府の出した数字であります。その中には地方単独事業一・五兆円も含まれておりますから、その分を除いたとしても、一・五パーセントの経済成長押し下げ効果は十一年度予算を組むことによって出てくる、こういうことになると思うのです。別途大減税でもやられるのなら別ですよ。今年度を上回るような大減税をやられるのなら別ですけども、そうでなければ、もう既に、十一年度の経済がたがたになることは見えているわけでありまして。

景気は絶対おかしくなりますよ。総理、そういうふうな思われたいですか。

○尾身国務大臣 十一年度につきましては、またその状況に応じて対応するというところでございまして、今回の補正予算及び関係の総合経済対策の中には、いわゆる十兆円、事業費関係で八兆円、それから減税で二兆円のプラスがございまして、そのほかには柱が二つありまして、一つは経済構造改革を進める。規制緩和や情報通信、科学技術、あるいはベンチャーを育てるといふようなことによりまして経済構造改革を進めて、民間活力を生かしたような体制にしていく、そういう点の一つ含まれております。それからもう一つは、先ほど来お話しになっておりますとおり、不良債権の抜本的処理を進めるトータルプランを進めるといふことでございまして、そういう政策を全体として進めてまいりまして、経済の活性化を図り、民間活力中心の方向に行くというのが考え方でございます。

○橋本内閣総理大臣 私、今議員の御議論を伺いながら、これ、反論するのじやありません、しかし今まで公共事業について、本院でもまた参議院においてもいろいろな角度からの議論がございまして、そしてその意味では、私は、今後とも財政構造改革の趣旨というものは公共事業についても踏まえていかなければならないと思っております。

しかし、それ以上にそこでは必要になるもの、それはコストの削減であり、あるいは費用対効果の分析の活用、そして再評価システムというものを導入し、そうしたことを通じてどれだけ重点化、効率化を図っていくかという課題がもう一つ公共事業については必要だと思っております。

ですから、財政法の縛りの限度内ということ、これは私は議員の指摘のとおりだと思っております。

れども、同時に並行して進めなければならぬこと、それは、公共事業というもののいわば効率化とでもいいますか、まさにコストの削減から始まる一連の今申し上げましたような手法、これは同時にそれだけ事業量を拡大する効果は同じ金額の中であるわけですね。そうしたこともまた議論の中に必要な視点ではなからうか、率直に今そういう感じに何ってあります。

○岡田委員 今の総理の御答弁に対しては、二点指摘をしておきたいと思ひます。

まず、我々は、公共投資についてはこの予算で四兆円という政府よりは小ぶりの提案をしております。ただし、その四兆円の配り方については、従来とは全く違う考え方で、地方自治体の自主性に任せるような方法でその配分をすべきだということをお願いしております。

それからもう一つは、もし総理が今おっしゃったようなことであれば、この十五条の第一項を改正して、従来の五年計画を七年に全部延ばすというふうなやり方ではなくて、この補正でも、実績はともかくとして、情報化とか生活関連とかそういうものに重点を置くと言われたわけですから、全体の本体からそういうふうになされる。そのためにこの十五条を改正するということを言われるのが筋だ、そういうふうには私は指摘を申し上げておきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、こういう状況の中で単価の圧縮とかいろいろなことをされるにしても、金額ベースで大変な、五兆、六兆という予算、公共事業予算が減るわけでありますから、そのことによる景気への悪影響というのは私は免れないと思ひます。恐らく、来年の一月にこれと同じようなことになっているのじゃないか。

つまり、当初予算は財政法の制約があるから圧縮予算、しかし同時に補正がだんごになってくっついてくる。しかし、政府としては補正の話はしばらくはできないから、この予算が最善でございまして、早く通して欲しいと言ひ続ける。それで、終わった途端にまた財政法の改正等、公共

事業について積み増す改正と、あるいは補正ですから改正しなくてもできるのかもしれないが、補正予算がだんごになってまた出てくる。ことしの繰り返しが来年も行われることは私は確実ではないか、こういうふうな思ひ方ではないか。

今年度のこの予算のやり方は本当に異例で、私はこういうものを本来認めるわけにはいかないというふうなことをお聞きします。例えば今だて、時間がないのか何かわかりませんが、補正が出てこないのに関連法の審議をされている。このままいけば、関連法の採決の時期と補正の採決の時期が恐らく二週間ぐらいずれると思ひます。国会が始まって以来そんなことはありせんよ。大体時期は合せているのですよ。そういう異例なことをやり続けながら無理している。

同じことを恐らく来年もやらざるを得ないと私は思ひますが、総理、総理の御任期もあると思ひますけれども、もし来年のこの国会においてこれと同じようなやり方で、当初予算を出されながら、それじやなくてもだめになって補正を出すさざるを得ないという状況になったとしたら、総理はその責任というもののについてどういうふうにお感じになりますか。

○橋本内閣総理大臣 まず最初に、議員が触れられました補正予算及び補正関連法案の院における御審議、これはまさに院の御判断の範疇でありまして、政府としては、十年度補正予算、補正関連法案、これは五月十一日、同時に国会に提出をさせていただきます。そして、我々としては、この国の経済、そして経済運営に対する内外の信頼を回復するためにも、一刻も早い成立に対して心から御協力をお願いしたい気持ちでいっぱいであり

ます。

そして、先ほど海田委員から御質問がありましたように、今回、各国の関心がむしろ不良債権処理に移った、言いかえれば中期のな問題に移ったという御指摘を受け、私もそう感じましたけれども、それは既に補正予算並びに関連法案が国会で御審議をいただいているという状況を踏まえて

の私は関心の変化だととらえております。

また、来年度の予算編成並びにその後における議員のお見通しというものは、今拝聴をいたしました。今後に対する忠告、警告と受けとめさせていただきます。

○岡田委員 来年度、十一年度の予算が、法律の制約上、公共事業についてはことしの当初よりも減らすということにならざるを得ないという、それだけで私は恐らく市場関係者の心理というものを冷やしてしまふ、そういうふうな思ひ方ではないかと。私は、少なくとも公共事業について当初予算でふやせるだけの余地を、この法律改正をどうせするのですから、そういうものをに入れておくのが本来じゃないか、それは野党の私が言うよりも政府の中でそういうふうな当然お考えになるべきじゃないか、そういうふうな思ひます。

それから、先ほど、補正それから関連法案は一括して国会に提出したのだから後は国会の問題だと。総理は恐らくそういうふうな御答弁になるだろうと予想はしておりますが、そうすると、大蔵大臣、今後予算と関連法案が非常に採決の時期が離れてしまふということについて、大蔵省としてはそういうことは構わないのだと。これは一つの前例になりますから、我々は認めませんけれども、大蔵省としては構わないのだ、こういうふうなことを考えてよろしいですね。

○松永國務大臣 構わないのだと考えておられるわけはございません。関連法案もそれから補正予算も一日も早く成立をさせていただきますように心からお願いを申し上げる次第です。

○岡田委員 私が聞いたのは、一日も早くの話ではなくて、採決の時期がずれてしまふ、二週間ぐらい。こういうことは今まで国会にないのです。関連法案と予算の採決の時期は、多少入り組んであつてもほぼ同じ時期にやっています。それは補正予算と法律の身がずれては困るということ、ほぼ同じ時期に国会の運用としてやってきたと思ひます。それが今回、このままいくと二週間ぐらいいずれそう、しかも補正が後になりそう

だ、こういうことは一つの前例になります。大蔵省は構わないのですとねというふうに確認しているわけですね。

そういうことになる前例をつくることになりま

すよ、そのことについて、構わないのですと聞いているわけですが、いかがですか。早くしろとか、そういう次元の問題じゃないのです。

○松永國務大臣 大幅にずれ込むことは困りますので、なるべく早く補正予算の方も成立をさせてい

ただきますようにお願いをする次第でございます。

○岡田委員 大蔵大臣に御答弁いただきましたから、私は、本来はこの関連法案の採決は補正の採決と同じ日にすべきだと思ひているのです。だから、補正の審議も並行して進めて、同じ日に採決すべきだ、逆に言うと、それまで、補正の審議が済むまでは関連法の採決は待つべきだ、こういうふうな考え方をしております。今の大蔵大臣の御答弁もその趣旨に沿った御答弁であった、そういうふう

に理解をいたしました。

○松永國務大臣 政府の側では一緒に提案をさせていただいたわけでありまして、どういう順序で審議をしていただくかというのは、先ほど総理から御答弁がありましたように、まさに国会の案件の審議順序の問題でありますから、そのことについて私の方からとか言うことはできません。

いずれにせよ、関連法案が先に成立した場合においても、なるだけ早く補正予算も続けて成立させてい

ものにしていただければありがたい、こう思ひているわけですね。

○岡田委員 大蔵大臣に御答弁いただきましたので、今後、関連法案と予算の審議についていろいろ政府の側からこうすべきだとかこうしてくれという話はない、そういうふうな理解をいたします。

次に、自治大臣、住民税の減税につきまして、今回の補正の部分については十一月で減税するとなつております。五千八百億円を十一月でや

れば一カ月五百億円ちよつとです。五百三十億円ぐらいいですね。こういう減税のやり方というのはないと思ふのですよ。どうして一括でやらないんですか。いろいろ事務的な説明は自治省から聞いておきますけれども、しかし、そういう事務的なものを乗り越えてきちんとした一括減税をやるのが政治家としての自治大臣の務めじゃないか、こういうふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○上杉國務大臣 お答えいたします。

事務方から説明はお聞きしておる、こういうことでございますが、今回追加をお願いいたします特別減税の実施方法につきましては、市町村における平成十年度分の個人住民税の賦課作業が短期間のうちにも円滑に実施できることを基本としつつ、二点申し上げたいと思ふのです。

減税の早期の経済効果を期待するためには、できるだけ早いタイミングで、かつ、まとまった規模で実施することが適当であること、二つ目には、極力給与支払い者の事務負担の増加とならないようにすること。これは五千万にも及ぶ納税対象者があるわけでございまして、膨大な事務負担になるわけでございまして、きょうの意味でこのことを十分考えました。

これらのことを十分考慮しながら、六月を不徴収として、減税額を控除した年の年税額を七月以降の十一月間で徴収することとしたものでございます。この実施方法によりまして、給与所得者に係る特別減税額のおおむね七割が六月時で実施されるものと考えておりますが、これは八千億円のうちの五千五百億円程度となります。

なお、六月及び七月を不徴収とする方法については、その二カ月間の減税額、約一兆八百億でございますが、特別減税八千億の総額を超えることが見込まれます結果、増税感がそこに出てくるわけでございまして、減税感よりも、その二カ月間というものを取らないということになりますとそういう結果になりますから、八月以降は特別減税を行わない年よりも多くの税額を徴収しなければなら

なくなると、こういうことから採用しないことといたしたものでございます。

○岡田委員 私が聞かないことまでお答えをいただいたわけですが、十一月月にばらさないとかえって月々の徴収額がふえてしまうというお話もありましたが、所得税の減税方式というのは集約的にやるんです。なぜそういうやり方は地方税はできないんですか。

大臣も、この問題は相当真剣にお考えいただいたと思うのですよ、何しろ五千八百億円というお金を使つていかんして景気をよくするかと。だから、いろんなケースがあると思うのですが、それを詰めに詰めた結果十一月月しかないということになったと思うのですが、なぜ所得税方式でやれるということはないんですか。大臣の見解を聞きたいと思ふます。

○上杉國務大臣 御理解いただきたいと思ふますが、この点につきましては、十月月でやるよりも十一月月でした方が減税感がある。せっかく減税をするわけでございまして、五千万の対象者に減税感を持つていただくことが景気対策になる。したがって、八月からと所得税と一緒にしなかつたというのは、そういう点もありましてことを御理解いただきたいと思ふます。

○岡田委員 今の大臣の御答弁は、私、理解不能であります。いずれにしても、時間もございまして、引き続き一般質疑の中でこの問題は詰めていきたい、こう思ふますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

最後に、時間もございせんが、厚生大臣、一つお聞きしたいと思ふますが、最近マスコミで厚生共済会の問題がいろいろ触れられております。私もこの問題につきまして、あるいは共済会だけではなくて厚生省所管の財団法人、社団法人の問題につきまして、予算委員会や厚生委員会では何度も取り上げました。私は全体のそういう財団法人、社団法人の見直しをしようということを申し上げて、厚生大臣も、そういうものについて今後適切にやる、こういう御答弁もいただいているわ

けであります。そういう中でこの問題が起きたわけでございます。厚生大臣は、そのことについてどのように責任を感じておられますか。

○小泉國務大臣 この厚生共済会の問題につきましては、週日、委員会でも取り上げられまして、批判の点もよく考えながら厳正に指導するということで対処しております。

また、何日か前に新聞紙上でも取り上げられまして、その運営の実情に対して私も疑問に思ふ点があるということで、再度、この厚生共済会の存在の必要性があるのかどうか含めて再検討するように指示しております。そして、批判に耐え得るような改善措置を講ずるよう、厳正に指導指示してるところであります。

○岡田委員 昨年、予算委員会でお聞きしたのが医療用食品の問題でございました。この医療用食品について、この厚生共済会というのはそこに登場するんですね、登場人物として。つまり、医療用食品を国立病院に対してあつせんをする、それでそのあつせんをすることによって三％ピンはねするということをやつてきたわけでありまして。だから、札つきの悪徳財団法人、こう言つても私は過言じゃないと思ふのです。そういうものについて、この一年間一体どうしてきたのか。そういうことをやつてゐるわけですから、ほかにもいろいろな問題があるに違いないというふうに考へて、徹底的に調査を一年前にすべきではなかつたのか、こういうふうに思ふますけれども、いかがでしょうか。

○小泉國務大臣 そういう点についても、生ぬるい点があつたんじゃないかということでも厳しく指導しております。

○岡田委員 これは事務方だけの話じゃなくて、予算委員会でも大臣も、全体についてですけれども、しっかりと調べるとおっしゃつたわけですから、私は大臣の責任というものを免れない、こういうふうに思つてゐるわけでございます。この問題についてもいろいろとお聞きしたいことがございまして、時間も参りましたので、少し

早いですが、私の質疑を終わらせていただきます。後ほど一般質疑をやりたいと思ふます。

○中川委員長 これにて岡田君の質疑は終了いたしました。

午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十分開議

○中川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。生方幸夫君。

○生方委員 きのう、私も総理の記者会見をテレビで見つておりました、その総理にあした私が午後質問する、まことに地球が狭くなつたという感を強く持ちながらきのうの会見を拝見いたしました。また、総理が各首脳に伍して意見を述べられてゐるさま、テレビ等で拝見いたしました。大変頼もしくも思つた次第でございます。

さきさきながら、事国内の問題ということになりますと、総理に私たちは一言やはり言わざるを得ないことがあるというふうに私は感じております。

この間、私たちは、財政構造改革法の審議並びにその後の補正予算の審議、本予算の審議、こうした審議を繰り返して行つてまいりました。私は、この間の総理の政治責任というものを幾つか指摘をせざるを得ないというふうに考へております。

まず第一に、経済運営の見通しを誤つて日本の景気を悪化させたことの責任。第二に、財正法を成立させてからわずか半年でこれを修正しようとし、また本予算に至つては成立後わずか一カ月で大幅な補正を組むなど、その一貫性のなさに、内外の日本の政治に対する信頼を大きく失墜させたことの責任。さらに、第三に、結果といたしまして国民の皆様方に多大の迷惑をかけた責任。この三つの大きな政治責任があると私は考へます。

以下、三点について、その政治責任の内容を述べていくつもりでございますが、その前に、政治責任ということについてお伺いをしたいと思います。

総理は、ことしの四月九日に行った記者会見で、政治責任の追及を恐れて必要な政策を実施できないとしたら、私はその方が政治責任だと思ふ、このように述べられております。

私たちは、財政構造改革法の議論のときに、財政再建に向けての枠組みはつくった、しかし景気が悪化しつつある現在、それを来年度予算に適用したら景気はさらに落ち込むことになってしまふ、したがって財政構造改革法の枠組みを残したまま、その執行を一時凍結するべきではないか、このように要求をいたしました。総理は私たちのこの要求を突っぱねられました。また、本予算の審議の際にも、この財政構造改革法にのっとった予算を組めば当然デフレ予算になるわけで、このまま本予算を組んでいけば景気がさらに悪化する、この際、財政法の適用を一時停止し、本格的な景気対策を盛り込んだ予算に修正するべきである、このように私たちが要求したことに對しても、総理は一顧だにされませんでした。これは、まさに総理が記者会見で述べた、政治責任の追及を恐れて必要な政策を実施できなかったという好例ではないでしょうか。総理の弁に從えば、これを政治責任に相当するのではないのでしょうか。

私たちは、今、財政法を総理が言うように一部だけ修正したというのでは的確な景気対策は打てない、もっと大胆に、この際財政構造改革法を凍結をし、そのことを内外に向けて宣言し、その上で抜本的な景気対策を打つべきであると野党は要求しているところでございます。

総理がみずからの政治責任の追及を恐れて、必要な政策、すなわち財政法凍結を決断しないことは、まさに政治責任ではないのでしょうか。本党に必要な政策を実施しよう、政治責任をとるといふなら、今私たちが主張するように、財政法を凍結し、本党の景気対策や構造改革につながる恒久

減税を実施するべく政治判断をするべきだと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 責任ということから多くの御意見をちょうだいいたしました。これは議員の御意見として、そのまま私はちょうだいいたします。

その上で、私は、財政構造改革、やはり必要なことだと考えておりますし、凍結という手法はむしろ問題を後に送る、そういう意味でありますだけに、私としてはとるところではありません。また、今回、機敏な対応を必要とする場合に備えての最小限の措置をお願いを申し上げて国会のお許しをいただきたいと考えておりますが、やはり基本的に財政構造改革は私は必要だと考えております。

また、恒久減税というものをどうとらえるかについても御意見をいただきましたけれども、議員の述べられる恒久減税というものが一体どの分野のものなのかにもよるわけですが、例えば法人課税について、少なくとも三年以内にできるだけ早く国際水準並みにということをおし上げてまいりました。その上で、これがなぜ微妙な問題を含むかというならば、地方税としての法人事業税の存在についてどう考えていくかということ、国とはまたおのずから違った判断のある地方自治体の見解というものもこれに反映をする必要があるからであります。

また、所得課税につきましても、もしこれを御議論であるならば、先ほど来例えれば課税最低限も議論になりましたし、高額所得者の部分が低いということは私も認めております。資産性への所得課税あるいは年金課税等非常に広範な検討を必要とするものでありますし、その結果を考えますときに、それなりの審議の時間は必要であると私は思っておりますが、少なくとも、国民に対して透明であり公正な税制というものを旨とした検討は行うということは既に申し上げてまいりました。党の税制調査会は、これは参議院選に後ろをくられておりますから、むしろ参議院選後に本格

的な検討に入ると存じますが、政府税制調査会はそのような検討に、勉強に入ると思っています。そうした問題はそれぞれに大切な問題ではありますけれども、それだけに真剣な、しかも幅広い方々による議論を必要とする問題ではないだろうか、そのように考えております。

○生方委員 特別減税、恒久減税の問題については後ほど述べさせていただきますが、一言だけ申し上げておけば、特別減税という形で実施されて、翌年度、今度の場合は来年度も特別減税を実施するということが、その先につながるかわからないうことがあれば、減税を実施したにもかかわらずそれが消費に結びつくことはない、したがって私たちは制度的な恒久減税というものを盛り込むことが景気対策にとって最大の道であるというふう考えておるわけでございます。

それで、今申し上げました総理の政治責任ということについて一つ一つお伺いしていきたいと思ひます。

まず、経済見通しを誤ったという点について質問をさせていただきます。

今回の財政法の一部修正ということでは、特例公債を発行できる条件として「経済活動の著しい停滞」というのが挙げられております。まさに、この財政法が成立したのが昨年の十一月二十八日でございます。この十一月という月を思い起こしていただきたいのですが、この月には、三日に三洋証券の経営破綻が明らかになり、十七日には北拓が、二十四日には山一証券の経営破綻というものが明らかになるほど、日本の経済が、ここで言う「経済活動の著しい停滞」ということにまさにふさわしいような事態が起こったときだったのではないのでしょうか。

今、特例公債を発行できる条件として云々、財政法の一部修正というのがなされるのであれば、このときにこそ、財政法を案するといふ政治決断、ないしは財政法の骨格を残したままこれを凍結するといふ政治決断がなされてしかるべきではなかったのか、そのときに、財政法を改正して、

本年度予算案をきっちり景気対策を盛り込んだものにしておけば、私たちが今ここで補正予算案の前の審議というのをしている必要がないのではないかとこのように考えております。

すなわち、私たちの反対を押し切つて、経済見通しを誤つた上、財政法を強行して通してしまつた政治責任は極めて大きいと言わざるを得ませんが、総理、この点について、いかがお考えになりますでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 何回か同様の御趣旨の御意見を、他の委員の方々からもちょうだいいたしてまいりました。もっと正確に申し上げますならば、まず第一に、消費税率の引き上げの影響を見誤つたのではないかとこの御議論であります。

確かに、昨年の一―三月、四―六月を見ますと、私どもは、消費税率の引き上げに対する国民の反応というものを十分には見きわめていなかった。それが、一―三月における駆け込み需要の予想以上の増加につながり、四―六の消費の落ち込みにつながった。これは、私は、既に今までも認めてきたことでありますけれども、そうした点までを含めて御指摘があれば、これは甘受せざるを得ません。

しかし同時に、七―九に消費が回復していたことを、プラスに転じていたことをなかなか受けとめていただけでならないように思ひます。しかし、数字は正直にこれを物語っております。七―九にはこの影響はある程度薄れてきていたという見方を私もいたしました。

その後のアジアの経済情勢、あるいは我が国における、今議員が御指摘になりましたような大型の金融機関の倒産、営業停止といったものが非常に大きな影響をその後に及ぼしたことは、事実、そのとおりであります。私どもが、今、その影響の中から、この日本の景気を確実な回復の基調に乗せていく、その軌道に乗せていくために必要と思われる施策を総合経済対策として公表し、それに基づきます関連の法律案、税制あるいは補正予算というものを、また御議論をいただくという

ことになるわけであり。願わくは、こうした措置ができる限り早く実行に移せるように、国会での御承認がいただけることを今心から願っております。

○生方委員 七・九の数字がよくなったということとは、もう何度もここで指摘されておりますので、私もよく承知をしております。ところで、私も、しかしながら、多くのエコノミストが言うように、景気は昨年の五月ないしは六月から悪化に向かっているということは、今やだれもが認めるところでございます。

しかるに、政府、これは経企庁の月例経済報告でございすが、これは、十月まで、景気の回復基調は続いているというふうにしておりまして、このような景気判断というものがあつたから、景気対策がすべて後手後手に回つたのではないかと、いうふうには私は考えております。その意味におきまして、尾身経済企画庁長官の政治責任も、私は、極めて大きいものがあるのではないかと、いうふうに考えております。

尾身長官は、もう有名になりましたが、桜の咲くころにはということをつたひたつたこの場で申し上げました。きのうまた、私、テレビを見ておりましたら、七月にはというふうなことを今度また言い出しておるようでございます。もう桜は散つたから、今度は、七月にまた景気がよくなるというふうに出て、もし七月に本当に景気がよくなるならなかつたら、尾身長官は、今度はどのような政治責任をおとりになるおつもりでしょうか。

○尾身国務大臣 景気の現状でございますが、先ほど来のお話のとおり状況でございますが、全般としては、消費動向等から見ると、去年の九月から二月までは一本調子で下がつてまいりました消費性向が、三月には七・七％と、昨年九月の七・九％に近い水準にまで戻つておりまして、もとより四月、五月の数字をちょっと見なければわかりませんが、やや状況が変わつてきたかなと考えております。

そのように、いわば、川上、川下に例えます

と、川上の方は多少状況が変わつてきていると感じておりますが、しかし、川下の方のいわゆる生産あるいは雇用、失業率等の実体経済の数字は極めて厳しい状況にあるというふうには認識しているわけでございます。したがって、そういう状況に対応して、総合経済対策を取りまとめ、現在、国会で御審議をいただいているところでございます。

私は、昨日の話は、この経済対策がいつごろ国会を通るかということについてはまだ判断を許さないところでございますが、国会を通じてから一、二カ月、場合によつては、物によつては三カ月ぐらゐになると思いますが、そういうタイムラグを持つて現実に資金が経済の中に出ていく、そのことが経済に好影響を与えるタイミングがその程度の状況になるのではないかと、こういうふうにして申し上げたわけでございます。

○生方委員 どうも、経企庁の発表する数字と我々が感じる実感というものが、余りに違つていようような感じがしてならないわけです。

あるエコノミストの中には、経企庁は文化を要するべきだといふような指摘をしているところもあります。例えで言うならば、きょう、今もう雨はやみまじけけれども、表は雨が降つていながらもかかわらず、そして、大きな黒い雲が向こうからやつてくるというときに、今は曇つていながらこれから晴れるでしようといふような天気予報を出すのと全く同じような景気対策、景気予測というのを出しているのじゃないでしょうか。これで、その経企庁の天気予報を信じて傘を持つていかないで出た人がびしょ濡れになつて帰つてくるというのが、今の状況ではないでしょうか。

尾身長官個人の意見として、本当に七月に、今これだけ悪い状況であるにもかかわらず、七月に日が差してくるというふうな、今の時点でお思ひになるのですか。

○尾身国務大臣 先ほど来申し上げましたとおり、今回の総合経済対策の効果は、国会を通じてそれを実現されるまでの間にタイムラグがござい

ます。しかしながら、このタイムラグはございませうけれども、財政出動、今年に限りましても真水で十兆円に上る財政出動、それから規制緩和あるいは研究開発投資あるいは情報通信、その他物流の育成等もございまして、そういう政策と相まつて徐々に効果をあらわす。そして、少なくとも早ければ一、二カ月、遅くとも三カ月ぐらゐのタイムラグを持つて、これは必ず効果が出てくる。そして同時に、いわゆるお金が出るだけではございませんで、中長期的には、経済構造改革を一方で進め、一方では景気回復の大きな障害となつております不良債権の処理をトータルプランとして進めるといふ二つの対策もしておりますので、そういうものが相まつて、民間活力中心の回復軌道に乗つてくるといふふうに期待している次第でございます。

○生方委員 これが、一回だけこういう対策を打ち出してその効果を持つていけるというのであれば私も理解がいくのですが、十一月に既に二十一世紀を切りひらく緊急経済対策というのが打ち出されて、特別減税二兆円というのが実行をされたわけでございまして。尾身長官は、こういう政策が着々と打たれた桜の咲くころに景気が回復するといふふうにおつしやつたんじゃないのですか。

前に一回もやつてなくて、今初めて対策を打つて、その効果があらわれるのが七月だといふのなら私たちも納得いくのですが、十一月にやつて、補正を組んで、本予算を通して、そうすれば必ず景気がよくなるんだと言つてきた言葉を我々は信じて、前にあるから、今そのように聞いているわけ、また同じように、今格段の政策を打っているから七月によくなると言つても、なかなかこれは私たちは信じようがないのです。

○尾身国務大臣 十一月に二十一世紀を切りひらく緊急経済対策を決定をいたしました。そして、その中身は、いわゆる前年度、九年度の補正予算における二兆円の特別減税あるいは土地関係の土地譲渡益課税の軽減、地価税の凍結などの措置を

決めました。さらに、規制緩和、電気通信あるいは労働者派遣業の規制緩和等の措置を決めたところでございまして、その措置が現実に国会を通じて実施されましたのは、減税等二月、三月でございまして、それから、土地の税制、土地譲渡益課税の税制等は三月の末に通りました。一月にさかのぼりましたけれども、法律が通つたのは三月の末でございまして、それから、電気通信の規制緩和等も最近国会を通りました。

ただ、労働者派遣業の規制緩和等につきましては、十一月に方向は決めたつもりでございまして、現在まだまとまつて、連合等の反対もございまして、国会等に出されている状態にないわけでございます。十一月に私どもとして方向性を決めたものがまだ完全には実施の段階に入っていないという点もございまして。

したがって、私どもといたしましては、そういう方向を決めたものをできるだけ関係方面の御理解をいただきながら出して、そしてしっかりと実施をしていくことが一番大事であるといふふうに考えている次第でございまして、確かに十一月には決まりましたけれども、その実施あるいは国会における審議、法案の提出等の具体的な措置はまだ完全には実行に移されていないという段階にあるという点もぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○生方委員 景気の見通しそのものが甘く、対策が、もう何度とも言われていますが、ツリー・トル・ツリー・トルになつてしまつたといふことに私は大きな政治責任があるといふふうに指摘をしておきます。

次に、一貫性のない財政経済運営についての政治責任といふことについて、総理にお伺ひしたいと思ひます。

総理は、四月九日の記者会見で、我が国経済に対して、もはや成長する力を失つてしまつたかのような危機感を殊さら喧伝されてきたことですが、私はそのような日本経済の悲

観論にはくみしません。我が国の優秀な人材、豊富な資金、そして新しい時代を創造する技術という世界に誇る財産を結集して、一致団結してチャレンジしていくことができれば必ず明るい未来を展望することが可能になる。私もこの総理の考え方には全く同感をいたします。

しかるに、景気対策、緊急対策というのを幾ら打っても景気がよくなるらない、この原因は一体どこにあるのか。それは政府の政策が一貫性を欠いて、世界に信頼されていないからではないか、このように私は考えております。

先ほど指摘をいたしました、財政法が通ってからわずか半年で修正案を出してくる、この予算がベストと言っておいて舌の根も乾かないうちに補正予算が出てくるということもわかりでございます。さらにつけ加えれば、財政法で公共事業を一律七％カットしておきながら、緊急経済対策では、財政法の骨格はそのままにしておいて、公共投資を七兆七千億円も盛り込んでおります。さらに、今特別減税ということをおっしゃるが、また自民党の一部の方たちは参議院選挙後には恒久減税を実施するというふうに、それを示唆するといったぐあいに、全く政策に一貫性がないことが日本の政治に対する信頼性をなくして、景気対策に成果が出ない原因だと私は考えております。

このような一貫性のない政策運営をしてきた総理の政治責任というのは大きいと思いますが、総理、いかがでございますでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 今お話をいただきましたようなことを何も全部否定しようとは決して思いませんけれども、その前提として、この国の未来を信じると言っていたことに私は一つは救いを覚えます。

その上で、今回の総合経済対策について、このサミットの前の外相レベルの会合、蔵相レベルの会合で説明をしてきていただいたものが首脳レベルにははね返りましたので、むしろ早くこれが実行に

移せるように努力してほしいという要請となつて今私どもの肩に乗っております。

ですから、私は、議員の御意見を、私自身が申しておらない分まで私の責任にされるのはちよつと困るところもあるのですけれども、少なくとも日本がこの総合経済対策を着実に、できるだけ早く実施に移すことに対する強い期待があるということ、この点は、それだけ逆に言えば我が国としての責任も重いわけでありますので、ぜひともこれを実行に移せるような御協力をお願いを申し上げます。

○生方委員 今度の総合経済対策の中で、新社会資本の整備ということがうたわれておりました。当然、情報化関連の投資とか新規産業の投資というふうなものも含まれているというふうに政府は宣伝をしておりますが、その中身というものをチェックをしてみますと、補正予算の省庁別シェアというものがこれまでの予算のシェアとほとんど変わっていないわけですね。これは当然、新社会資本の整備というのであれば、このシェアが変わって、あるところに大きく予算がつけられるというところでなければ今までのような効果というものが出ないと思うのですが、日本経済新聞にのっています、土地流動化対策を除いた各省庁別のシェア、この補正予算に關してのシェアは、建設省が七〇・二％、農水省が一六・八％、運輸省が七・〇％、これは九八年度当初予算と比較をいたしますと、建設省が六九・一、農水省が一九・三、運輸省が六・九、ほとんど変化がないというふうになっております。

これでは、新社会資本の整備というふうに口では言っても、中身は旧態依然たる公共投資ではないかというふうな批判がなされてしかるべきだというふうに思いますが、総理、いかがでございますでしょうか。

○松永国務大臣 公共投資の内容につきまして、は、もう委員も既に御承知と思ひますが、まずは、環境、新エネルギー……(発言する者あり)いや、内容もそうなっているって、あなた、グイ

オキシンの対策とか、あるいはまた地球温暖化対策とか、それぞれ新しいものが入っているというところを、それは岡田さん、認めてくれなやか、それから、情報通信高度化、科学技術振興とか、あるいは福祉、医療、教育、この三つの分野に公共投資の六割、事業費ベース三兆六千億を割り当てておるわけでありまして、そういう意味では、真に国民のためになるものに重点を置いた、必要とする公共投資に重点化したというふうにひとつ御理解願いたいわけですね。

○生方委員 でも、やはりシェアがほとんど変わらないというのでは、これは前の踏襲したというふうに批判されても仕方がないのじゃないでしょうか。これは、いすれ実施をされていく中で、私も旧来の公共事業とは違ったものであるというふうなことをチェックをしていきたいと思ひますので、それについての質問はこれで終わらせていただきます。

この間、私が政治責任ということ申し上げまして、さき後ろの方からも後ろ向きの論議だというふうな話もございましたが、これは決して後ろ向きの論議をしていないわけではございません。私は、総理に政治責任をとってやめろと言つたためにこういうことを言っているのではなくて、みずから政治責任をきちんと認めた上で内外に政策の転換というものを明らかにすることが本格的な景気対策になるのだというふうな観点から、私は政治責任ということを質問させていただいているわけですね。

やはり明確に、政策が変わつたのだ、財政再建路線、これは一時的に横へ置いて、景気対策を今重点にするのだという内外にに向けて総理がおっしゃることが私は最大の景気対策だということに思ふのですが、総理、いかがでございますでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 繰り返し繰り返し同じような御答弁を申し上げて大変恐縮だと思ひますけれども、私は、財政構造改革の必要性というのはやはり存在をしていると思つております。(発言す

る者あり) 財政構造改革、必要ないと言われましか。そして、その中で、できるだけ限りそれぞれの状況に対応した施策をとっていくこともまた当然だということも申し上げてまいりました。財政構造改革が必要でない、あるいは必要としない議員は仰せられておりませんから、そのまゝ例えば凍結状態にしておいて後でどこかでこれを起こすという御主張もありません。しかし、私は必ずしもそれと意見を一つにしておりません。

○生方委員 先ほど岡田議員の方から質問がございましたが、今公共投資をやっておく、これでもまた財政法にのつた形で来年度予算を組むという形で公共予算をカットすれば、景気が悪化するのには明らかじゃないかと思うのですが、建設大臣、来年度予算でまた七％減というふうなものがかかるとして、景気についての影響が出るというふうにお考えになっておりますでしょうか。

○瓦岡大臣 たびたびお答えをいたしてまいりましたが、財政構造改革というものは、これから我が国の少子・高齢化社会を通じて、財政の状況を見ましても追求していかなければならぬ課題だと思ひますが、その時々景気状況によりまして手だてが必要なきは財政の出動もお願いするということに相なろうと思ひますが、目下のことろ全力を挙げて景気浮揚に努めてまいることが与えられた使命だ、かように考えておるところであります。

○生方委員 今、後ろから声がありましたが、また本当に補正を組むということになるのですか。私には、やはり小さく小出しに、遅くやってきたのが景気回復をおくらせている最大の原因であるというふうに考えているわけですから、今後ろから声がありましたように、財政法にのつた予算を組んでまた来年度予算で補正を出せばいいんだというふうな考えで予算を考えられたら、これは国民の皆様方に対する非常に失礼なことだと思ふのですが、大蔵大臣、今のやじについていかがですか。

○松永国務大臣 やじには私の立場として答える

ことはできません。

○中川委員長 生方君、衆議院の先例集では、発言者は私語に應酬してはならぬ、こういうことでございますので、よくそれを念に入れて。

○生方委員 それでは、もう一度伺いたいします。

今私たちは、財政構造改革法にのっとりて予算を組めば、いずれこれは補正予算を組まざるを得ないというふうに考えており、政府・自民党の首脳も、私たちが本予算を審議しているときから補正予算を組むんだというふうなことを申し立てておりました。私たちは、それは議会制民主主義にもとづいてのことではないかというふうに指摘をしております。財政法二十九条でしつかりと本予算も変えることができるわけですから、本予算できつちりと対処をするべきであるというふうにたびたび指摘してきたにもかかわらず、この予算が一番正しいんだというふうに言ってきた、今私たちが補正予算を論議をしているわけですから私は指摘をしたわけで、またこの歳を来年度予算案についても踏むというふうなことがあればこれは国民の皆様方に対する重大な裏切りだと思わうですが、大蔵大臣、いかがお考えになりますでしょうか。

○松永国務大臣 当然のことではあります。十一年度の予算案というものは財政構造改革法の規定に従って編成をしなければならぬことになっておるわけでありまして、しかし、その問題を議論をしていくというか検討をしていくのは秋以降、暮れの編成時まででありまして、今の時点で十一年度のことについて詳細なことを言う時期ではないというふうに思っております。

今やるべきことは、既に成立をさせていたたい十一年度の予算に計上されておるものもその事業の速やかな執行をして十一年度の補正予算、国会に審議をお願いしておるわけでありまして、この補正予算をそれとともに現在この委員会が審議されておる関連法案、それを速やかに御審議をしていただいて成立をさせていただきたい。成立を

させていただきましたならば、これも速やかに執行していくということを我々は考えておるわけでありまして。

○生方委員 速やかにやるために、本予算できつちりと修正をするべきである、そうすれば執行がもっと前にできるわけですね。そこで本予算を無修正のまま通すから今このように形で財庫法を變えてまた補正予算を出して、その執行をするには何カ月かおくれ、さつき尾身長官もおっしゃいましたように、その効果があらわれるにはさらに何カ月かおくれ、その効果は、そういうことがないようには本予算できつちりと、どうせ修正を出すんだから、これは暫定予算を一カ月組んでいいからその前に本予算できつちりと修正をしたらいかがかという議論をしていたわけで、それをもう一度来年も繰り返していたのでは、それは国民の皆様方の税金をお預かりしている我々としては失礼なんじゃないですかという質問をさせていたたいわけですね。

だから、私たちは、本予算をきつちりと修正して、今ここで出ているような補正を組み込んだ本予算にすればいいじゃないかというふうなことを指摘してきた、そのことを突っぱねたことに對する責任はいかがお考えになりますか。

○松永国務大臣 先ほど総理からも御答弁がありましたけれども、実は今日の経済状況、非常に厳しいことは認識しておるわけでありまして、それに対する速やかな対応策を実施せなければならぬというわけで、特別減税の追加実施として補正予算の編成と、そしてまたその成立をさせていたたい後の実施、こういうことを責任を持って執行していくのが政府の務めであらう、こう思っております。

○生方委員 景気は極めて厳しいということはもうことしの二月から三月にかけてみんなわかっていたわけですね。だから何とかしなければいけない。したがって、私たちは、本予算をきつちりと修正をして本格的な景気対策を盛り込むべきだというふうには指摘をしてきたわけでございますか

ら、今大蔵大臣が言ったことには私は納得ができません。

次に、もう一点確認をさせていただきたいのですが、政府は、三月に、決算期にかけましてPKOを実施するというふうな新聞報道をされました。本間にPKO、いわゆる株価維持のためのオペレーティングをしたのかどうか、そのことをまず伺いたいのです。

○自見国務大臣 生方委員にお答えをさせていただきます。

今の御質問でございますが、郵貯資金、簡保資金の運用は、確實で有利な方法で行うことによりまして郵便貯金事業あるいは簡保事業の経営を健全ならしめるということが大変大事なことでございまして、同時に、それぞれの事業に對する預金者、加入者の利益の向上を目的として行っているものでございます。

年度末に簡保事業、簡保事業を通じまして単独運用指定金、簡保事業を通じまして増額して実施いたしました、これは、より一層有効であるいは適切な資金運用を可能ならしめ、また預金者あるいは加入者の利益の向上につながるために実施したものでございまして、株価操作を目的として実施したものではありません。このことは、指定金という制度そのものが、株式の購入が信託銀行みずからの市場判断に基づく投資判断によるものでございまして、簡保事業と信託銀行と契約をいたしまして、一体という株式を、買う銘柄あるいは数量、時期などについては国は一切指定できないという仕組みになっているのが指定金契約でございますから、このことから見ても明らかであるというふうに思っております。

○生方委員 確認なんです、株式市場に九千七百十二億円、簡保あるいは郵便貯金の資金を投入した。これは信託銀行を通してでも何と構わないのですが、投入したというふうに解釈してよろしいのですか。

○自見国務大臣 合計九千七百十二億円のお金、内訳は、郵貯が千四百一億円、簡保資金の方が八千三百一十一億円、三月三十日の簡保事業への資金交付をしたのは事実でございますし、そのことは当時から公表いたしております。

○生方委員 私がこの間の予算委員会のときに、PKOを実施するかどうかというところで、松永大蔵大臣に質問をさせていただきました。そのとき松永大蔵大臣の方が、郵政省の方でまず考えて、その後大蔵省の方に相談があるというふうにお答えになられました。郵政省の方からこのPKOについての相談というのはございまして、それは、

○松永国務大臣 私は、PKOという言葉を使つたことはありませんし、PKOとは何だ、ブライスキーピング何とかというところらしいのですが、大蔵省でも、私も、PKOという言葉を使つたことはありません。

問題は、郵政省の方から、この運用する資金の増額についての協議はあったわけでありまして、その協議には応じたわけでありまして、それをどういうふうな活用するかというのは、これは郵政省の所管になっておる簡保事業なり何かであります。PKOというものの相談を受けたことはありません。

○生方委員 議事録を読ませていただきますが、「仕組みにつきましては指定金という仕組みでなされるものか」というのでありまして、大蔵省の方では、それをうんとふやすような場合に協議の申し込みがあるというふうなことから、そのときに協議に應ずるという、そういう関係でございまして、その協議には応じられたというところでよろしいのですか。

○松永国務大臣 そういうことでございます。PKO云々ということで協議を持ってきたわけでありませんから、誤解のないようにひとつ。

○生方委員 私はこのときに、自由であるべき市場に政府が介入するようなことはやめた方がいいのではないかと、小泉大臣にもそのことを聞いたら

「政府が株価操作の疑いを持たれるようなことは、やめた方がいい」という明快な答えをいただきました。

そのとき私は、株価維持というようなことをやれば、必ずその反動があるはずだ。このときは山崎政調会長が三月末に一万八千円の株価を維持させたいというふうに言っておりましたが、実際の株価の動きがここにございます。確かに三月時点では株価は一万六千円から七千円、三月三十一日は一万六千五百二十七円という額で、一応、危機と言われた一万六千円を下がることはなかった。多分これはP.K.O.がきいたのではないかと、いうふうに思うのですが、やはりその反動というのがその後ちゃんとあらわれてきているわけですね。四月の二日には株価は一万六千円を割り込み、一万五千七百二円。その後、一たん一万六千円は回復をしておりますが、四月の十六日以降、一たん二十四日に一万六千一百一円というのがございます。ずっと一万五千円台になっておりまして、きよの株価は私見ておりませんが、五月の十五日は一万五千二百四十二円という株価の低迷が続いているわけがございます。

このように、政府が介入するというのが日本の株式市場そのものをゆがめているのではないかと私は非常に懸念をいたすのですが、大蔵大臣、これはいかがでございますか。

○自見国務大臣 生方委員にお答えをさせていただきます。

今大蔵大臣から運用計画についての話があったわけがございまして、実は簡保資金は、九年度の運用計画のうち、約八千億円を超える計画額が未使用となることが確定になってきたわけがござい

ます。これは、いろいろ貸し付けをしておったところが、地方公共団体なんか貸し付けたお金が、実はその事業がその年度内に行われぬ、そんなことがございまして、返ってくる不用額というのがございまして、これが、約八千億円を超える計画額が、未使用額が確定に見込まれてきたものでござ

いますから、これは一々資金運用審議会にかけて、当然国民からお預かりした貴重な資金でございまして、そこできちっと資金運用審議会にかけて御了承いただいて、資金計画を変更するとい

う手続が必要でございまして、そのことを年度末にさせていただきます。もうこの資金を、運用計画を今年度末に変更しなくてそのままだらからしておきますと、実は十一年度まで一年間原資を遊ばせるということになるわけがございまして、その場合は約八千億円を超える金が、現金、預金等の短期の運用、先生御存じのように一％未満でございまして、そういう利回りで行わざるを得ない。そういうことで、やはりこれは、安全、確実、有利という

府、郵政省は一切指示をするということではできない仕組みになっておりますから、その点も御理解をさせていただきますというふうに思います。○生方委員 これを申し上げますと、また党と政府は違うというふうに言われると思うのですが、山崎政調会長がP.K.O.を実施すると、自民党の高官が、P.K.O.というものを実施して市場にそもそも政府が介入するようなことを言うこと自体が、日本の株式市場を非常に大きくゆがめているのではないかと。

府、郵政省は一切指示をするということではできない仕組みになっておりますから、その点も御理解をさせていただきますというふうに思います。○生方委員 これを申し上げますと、また党と政府は違うというふうに言われると思うのですが、山崎政調会長がP.K.O.を実施すると、自民党の高官が、P.K.O.というものを実施して市場にそもそも政府が介入するようなことを言うこと自体が、日本の株式市場を非常に大きくゆがめているのではないかと。

また、今、先生御存じのように、債券市場が大変市場環境として厳しい状況になっておりまして、逆に、日経平均株価が一万七千円を下回るとい

これは新聞に出ていたのですが、米系証券アナリストが新聞のインタビューに答えて、株価操縦のせいで株価が実体経済を反映していない、そんな国の株式をどうして買えるのかというような指摘をしているわけですね。事実、この四月以降、個人投資家と外国人投資家が日本の株式市場から逃げていってしまっている。この責任はやはり私は極めて大きいと思うのです。

今も同様にお答えを申し上げたいと思っておりますが、注意深く見守っていく必要があることは私も感じております。

この日経平均株価が極めて低い水準であるような、こういった割安の株式を組み入れるということとは、大変安全、確実、有利ということを考えると、

○松永国務大臣 私の立場は、株式市場における価格については、高いの低い、こういったことを言える立場ではありません。同時にまた、原則論として言えば、株価というのはいろいろな状況によ

○生方委員 これも、どちらが正しいかというのはいざれ後にならないとわからないと思うのですけれども、私はやはり、デフレスパイラルの入り口、あるいは一歩ぐらいもう踏み込んでしまったのではないかと認識でこれからの経済運営を

りまして、あくまでこの資金運用の安全、確実、有利だということを念頭にに入れて行つたという

○生方委員 時間がなくなりましたので、総理に最後に一点だけ伺いたいのですが、今デフレ懸念というのが非常に国民の間に深まっております。これはフローのデフレとアセットのデフレと

○中川委員長 これにて生方君の質疑は終了いたしました。

もう一点、まさに指定単契約でございまして、市場メカニズムの中にある信託銀行に全額をお願いするわけがございまして、今さっきも答弁いたしましたように、こういった株式をい

○西川(知)委員 西川でございまして。きょうは一時二八分いただいておりますので、法律の内容等について、具体的に少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

○西川(知)委員 西川でございまして。きょうは一時二八分いただいておりますので、法律の内容等について、具体的に少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、社会保障関係費の量的縮減目標と
いうところが第八条でございませう。

第八条は、「平成十一年度及び平成十二年度の
当初予算における社会保障関係費の額は、当該各
年度の前年度の当初予算における社会保障関係費
の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らな
いこと」というのが現行法でございまして、こ
れを今度は改正しようということで、「平成十
一年度の当初予算における社会保障関係費の額の
平成十年度の当初予算における社会保障関係費の
額に対する増加額は、できる限り抑制した額とす
ること」というふうになされているわけです。

ところで、こういうふうな改正されたというこ
とは、平成十一年度の当初予算、この件について
は百分の百二を乗じた額を当然に上回るというこ
とでございませうが、小泉厚生大臣、これは百分
の二以上であるというふうに思いますが、具体的に
はどのぐらいなのか、また、これを客観的に判断
するのはだれかということについてお答え願いた
いと思います。

○小泉国務大臣 これは、十一年度の予算とい
うのはことしの暮れですから、これからの医療費の
状況とかを見なきゃわからないのですが、三千億
を上回るのには確実だと思っております。

○西川(知)委員 もう一度お尋ねしますが、百分
の百二を乗じた額を上回るといことは、それで
よろしゅうございませうね。

○小泉国務大臣 今年度が大体十五兆円です
から、百分の二という三千億円、三千億円を上回
るのは、まず確実ではないかと思っております。

○西川(知)委員 そうすると、今のお答えは、百
分の二を上回ってよいという改正でございませう
けれども、それを上回るのには確実だと、それは当然
のことだと思ふのですけれども、それをどのぐら
い上回るのか、また、できる限り抑制した額とい
うのは客観的にだれが判断するのか、お答え願
いたいと思います。

○小泉国務大臣 それは、厚生省、大蔵省当局が
年末ぎりぎり交渉の末に、最終的には厚生大臣、

大蔵大臣が決めることだと思ひます。

○西川(知)委員 そこで、内閣の予算提案権と国
会の予算修正権、この話にそれが連動してござい
ますので、お尋ねをしたいと思います。

平成九年十月二十一日の財政法の審議のとき
に、私の質問に対して大蔵法制局長官が、この関
係について、昭和五十二年二月二十三日における
政府の統一見解を説明されました。それによりま
す。

国会の予算修正については、それがどの範
囲で行うかは、内閣の予算提案権と国会
の審議権の調整の問題であり、憲法の規定か
らみて、国会の予算修正は内閣の予算提案権
を損わない範囲内において可能と考えられ
る。

したがって、国会におきます予算修正というの
は内閣の提案権を損わない範囲内において可能
であると私は考えており、また、これがそ
の後には受け入れられてきているところであろ
うと思ひます。

こういうふうな御答弁をされているわけですが、
そうすると、今度政府が、今のお話ですと、大
蔵省と厚生省が綿密に話をし、そしてできる限
り抑制した額であるとして予算を提出されてき
た。そのときに、国会の立場として、我々委員会
の立場として、委員として、では我々一体どの
ぐらい予算を修正できるのであらうかということ
を考えないといけないわけですが。

ということは、予算の提案権がありますと。そ
のときに、予算が提案されてきたけれども、それ
はできる限り抑制した額ではないかというふうな例
えば判断したとします。そうすると、我々はそれ
はおかしいということでは修正をするということに
なるのですが、それは、できる限り抑制した額が
一体どういう額かというところがわかって初めて
いうことができるわけですが。私がお尋ねしたい
のは、そういうような我々の判断をする材料とし
て、できる限り抑制した額というのは一体幾らな
のか。大体どこからどの範囲なのかということ

明確にしておいていただかないと、我々として
は、国会の方で予算修正をするという審議のしよ
うがないわけですが。

したがって、もう一度お尋ねしますが、三
千億を上回る、百分の百二を上回るとはわかり
ました。しかしながら、それが四千万億なのか五千
億なのか、百分の三なのか四なのか。そこをは
きりとしていただかないと、我々が、国会がどう
いうふうにして予算を修正したらいいのかわから
ないということになるのですが、その点はいかが
ですか。

○小泉国務大臣 できる限り抑制するものとす
る、それは政治判断なんです。国会で多数が修正
しようという意見だったら修正されます。その声
が少数だったら修正されません。

○西川(知)委員 総理、その見解でよろしゅう
ございませう。

○橋本内閣総理大臣 今のは非常な的確な要約
じゃないでしょうか。国会の御意思として多数が
修正をすべきであるとすれば、政府が困りますと
申し上げても修正はされるであらうし、修
正に同意される方が少ない場合は原案のままとい
うことになる。厚生大臣の要約したとおりであら
うと思ひます。

○西川(知)委員 それは間違いないんです。とい
うのは、大蔵政府委員は、私が先ほど読みましたよ
うに、「憲法の規定からみて、まず憲法上の解釈
です。『国会の予算修正は内閣の予算提案権
を損わない範囲内において可能と考えられる。』
と。だから、多数決で決めたいという話じゃ
ないのです。憲法上、国会の修正とい
うものは、そもそも内閣の予算提案権の範囲内、ま
たこれを損なわないということ、その限度でしか
許されないのです。ですから、総理、その今お
っしゃった見解は違ふのじゃないですか。

○橋本内閣総理大臣 法律の専門家である議員の
御質問でありますので、法制局長官に答弁をさせ
たいと存じます。

○大蔵政府委員 ただいまの提案権と修正権との

調整、これは、委員御承知のとおり、それにつ
いての第三者的な判断者は、我が国憲法上は予定し
ておられないこととございませう。

したがって、先ほど委員が御引用になりま
した、あれは政府の統一見解を私が紹介したとい
うこととございませうが、あの統一見解が出される
際の国会におきましても、そのあたりの議論が非
常に重なる重なり合っていて、そのときに述べられ
ました意見を御紹介するのがただいまの委員の御質
問に対するお答えにならうかと思ひます。

すなわち、第三者機関としての解決審査機関は
ないわけとございませうから、双方で協議をして、
お互いの立場を尊重して調整点を見つけていく
ことを憲法は期待しているのではないでし
ょうか。したがって、そのところは十分に、
提案者である内閣と、そして修正権者である国会
との間で十分に協議をよくしなさいというのが憲
法の法意であらうという、そういう答弁がなされ
ているわけですが、やはりこの席において
も私はそのように申し上げたいと思ふ次第でござ
います。

○西川(知)委員 それで、協議するのはいいの
ですが、どういう基準でどういうふうにして協議し
たらいいかということがわからない限り、協議の
しようがないわけですが。

厚生大臣、政府ができる限り抑制した額とい
うのを示されたときに、それができる限りなのか、
そうじゃないのかということ、我々はどういう
基準で判断すれば、協議の場に着けばよろしいの
でしようか。

○小泉国務大臣 私は法律論はいたしません
が、現実の政治論として、政府は与党とよく綿密に相
談します。与党がこれはできる限り抑制した額だ
と承知して、国会でいよいよ予算を出す。
それに対して、いわゆる野党がどう判断する
のか、これはできる限り抑制した額ではないとい
えば異議を唱えるでしょうし、そうでなかったら
賛成するでしょうし、そのときの政治判断です。

政党内、政治家の政治判断だと思います。

○西川(知)委員 よくわからないのですけれども、「憲法の規定からみて、国会の予算修正は内閣の予算提案権を損わない範囲内において可能と考えられる。」というのが昭和五十二年二月二十三日におきます政府の統一見解であるというふうにおっしゃるわけですから、政治判断ということじゃなくて、これは憲法上の判断である、そういうふうには政府は統一見解をされているわけですが、大蔵法制局長官、今の小泉大臣の政治判断であるというのは、今の統一見解と合致していますか。それとも違うのですか。

○大蔵政府委員 ただいま厚生大臣が述べられました政治判断という言葉の意味いかんの問題であらうと思いますが、先ほど私の方から申し上げました、両方の機関がよく双方で協議をして、お互いの立場を尊重して調整点を見出す、その結果の結論と申しますのが、ただいま厚生大臣の述べられた政治判断という言葉の意味であらうと思いますので、そういう意味からいいますと、憲法の予定していることとそこするものではないというふうに聞き取ったわけでございます。

○西川(知)委員 小淵外務大臣、内閣は連帯して国会に対して責任を負うわけでございしますから、これも内閣の一員として、今の、私が申しました、「憲法の規定からみて、国会の予算修正は内閣の予算提案権を損わない範囲内において可能と考えられる。」という統一見解が出ているわけですから、今法制局長官がおっしゃったように、我々が国会として協議の場に出る場合に、どういふことをベースとしてお話をしたらいいのか、討論をしたらいいのか、これは今おっしゃったように、与党と協議をしますと言いますけれども、与党の方も、一体できる限り抑制というものはどういうものかというところが具体的にわからない限り、十二分な協議はできないわけだというふうに私は思うのですが、小淵外務大臣はどういうふうに思われますか。

○小淵外務大臣 長い間の国会での常識で判断し

ていくものだろうというふうに思っておりますが、私も、かつて国会における予算の修正問題について、たまたま国会対策の副委員長をいたしておりましたときに遭遇いたしまして、いろいろ議論をさせていただいたことを覚えておりまして、形式修正、実質修正云々ございまして、これは憲法にかかわる重要な問題でございまして、従前、自民党としても、与党でありました場合に、これは国会に責任を持って提出したものであるという国会での修正権というものについての議論がいろいろございしましたが、これは国会におきまして、従前の長い慣例の中で培われてき上がっておりますものと認識しております。

○西川(知)委員 ちよつとほかの大臣にもお尋ねしたいのですけれども、今私が言っているのは、内閣の予算提案権というものと、どの範囲で国会がそれを修正できるかという比較をしているわけですが。比較をするためには、まず初めにあった提案権というものの範囲が何かということがある程度わかっている限り比較はできないわけですが、私は、さっきから聞いているのですが、できる限りというのは、百分の百二以上、または三千億円以上というのはわかりました。しかし、それは幾らでも上があり得るということですから、できる限り抑制というものはどの辺のかなというのを私は内閣全体の意見として聞きたいということとございまして、やはり内閣、さっき言いましたように、全体的な連帯責任がございしますので、町村文部大臣、いかがですか。

○町村文部大臣 突然の御質問でございまして、どういふお答えをすべきか、先ほど来から悩みながら御質問を聞いておりました。

私は、確かに委員おっしゃる通りに、何かそれは明確な基準を示しておけばいいのかもしれない。しかし、そういうことになじむのだろうか。むしろ、できる限り抑制するという方針のもとで、それが例えば、政府と与党との相談で、仮に、例えば五%になった、しかしこれは、野党の立場でいえば、それでは最大限の抑制にならない

という御判断を、それは野党としてなさるかもしれない。そこは、あらかじめどこがラインであるというのを事前に決め切ることが難しいので、むしろ、そこはまさに、例えば社会保障の予算等々の内訳を見ながら、これは最大限確かに抑制しているなというところを、個々の予算を詳細に分析した結果、これは十分であるとか十分であるというのが後から出てくるので、あらかじめ基準を示して、これだから十分抑制的であるとか抑制的でないというのを事前に言うことは、それは不可能なんじゃないのかなと私は思います。

○西川(知)委員 最後に、大蔵大臣にお尋ねします。大蔵政府委員は、先ほどの見解に続けて、「この場合は、この法律は、財政法ですが、基本的には内閣の予算編成権に対する制約たる性質を有します。」というふうにおっしゃっているわけですが。すなわち、この財政法というものが決められるその内容は内閣の予算編成権に対する制約である、ですから、その範囲でしか政府は予算を提出できない、こういうことなんですか、大蔵大臣、例えば小泉厚生大臣が百分の百四という数字を持ってこられたといったときは、その場合、この内閣の予算編成権に対する制約であるこの財政法を見て、これは財政法の範囲内にあるのかないのかというのをどうやって判断されますか。また、それは財政法違反ですか、それとも財政法の範囲内ですか。

○松永國務大臣 今、西川委員が、厚生大臣が百分の四だと持ってきてこられた場合どうするかという話でございしますが、私は、数字を百分の四として持ってくることはないと承知しております。それぞれ項目ごとに積み上げてきて、積み上げた数字が百分の二を超えているかどうかという後の数字になるわけでありまして、問題は、積み上げてきた数字が極力抑制になっているかどうかという判断の問題が出てくるのでありまして、四とか五とかという数字が先に出てくることは、私はそう思います。

そして、その上で、極力抑制になっているかどうかを査定側の大蔵省が判断し、最終的には内閣において極力抑制ということが言える内容になっているかどうかを検討した上、閣議で最終的には内閣としての決定がなされる、こういうふうに私は理解します。

○西川(知)委員 それは当然のことだと思のですが、もし積み上げて百分の四になった場合は、それはできる限り抑制した額となりますかどうですかという質問にはどういふふうにお答えになりますか。

○松永國務大臣 百分の二を超えたものになるだらうということは、先ほどの厚生大臣の答弁を聞いておりましたのでよくわかります。しかし、それが幾ら、どの程度になるかどうか。今から数字で言うことはできませんが、内容を審査して、極力抑制したと言える内容であるならば、それは閣議で最終的にその内容の予算というものが閣議決定されるであらう、こういうふうになります。

○西川(知)委員 今のいろいろな方の御答弁を聞いていますと、要するに極力抑制するとか、できる限り抑制するということははっきりとはわからない、これは多数決で決めましょう、そんなふうには私は聞かなくて、先ほどの五十二年の二月二十三日における政府見解、憲法上の問題から、「憲法の規定からみて、国会の予算修正は内閣の予算提案権を損わない範囲内において可能と考えられる。」というのが、これが何か意味のない、要するに憲法が意味のない規定である、多数決によつていかにもできるというふうに関心するのですが、私の見解は、総理、間違いないでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私、どこかで違つておられるのじゃないかと思うのですが、どこで違つておられるかが実は明確にわかりません。

と申しますのは、議員が先ほどから議論を展開しておられます中の一部は、政府の中における予算編成の手順とその査定の問題であります。そして、その上で、編成されました予算は、内閣が当然ながら編成権を持ち、国会に提出する。国会は

これに対する審議権をお持ちのことは当然でありますけれども、それと昭和五十二年ですか、における当時の法制局見解と申しますものとの論議の中で、どこかで私はすれ違いが起きておるように思いますが、そのすれ違いがどこかかもう一つ私よくわからないのです。

○西川(知)委員 私に申し上げたいのは、要するに、今度この法律が改正されようとしている、何がどのように改正されるのか、そしてそれをどういうふうに通断したいのかというのを、まず明確にしたいだかないとなかなか議論ができないというふうに思うのです。

そこで、別の観点からまた御質問をします。特例公債発行の弾力化を可能とする措置ということ、これについてやはり第四条の二号、これが改正されるということになっております。「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生、これは別として、又は経済活動の著しい停滞が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除く」ということが新たな改正でございますが、その「経済活動の著しい停滞」ということの後ろに括弧書きがありまして、「国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。」というふうにされております。

記録のために、これは大蔵大臣でも結構です。大蔵当局でも結構ですが、この「国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。」というのは具体的にどういう状況か、説明をいただきたいと思ひます。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。この政令で定める経済活動の著しい停滞の状況の内容についてはございしますが、現在、現時点では、一つは、直近の二四半期連続で実質GDPの成長率、これは前期比の年率でございしますが、これが一%未満となっている状況、これはアメリカの基準と同じでございます。それからもう一つは、直近の一四半期の実質GDPの成長率、これも前期比の年率でございしますが、これが一%未満

であつて、かつ当該四半期後の消費、設備投資及び雇用に関する指標が著しく低調となっている状況を規定することを考えております。

○西川(知)委員 そこで、大蔵大臣、そういうことが政令で規定されるということですが、この二つの場合に限るのかどうか。今、浦井主計局長はこの二つを挙げられましたが、その「政令で定める状況」というのはこの二つであるということでしょうか。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。今回のこの財政構造改革法の弾力化等につきましては、去る四月二十四日の財政構造改革会議での決定が行われております。その決定におきましては、「経済活動の著しい停滞」については、次のような場合を指すものとする。」ということ、先ほど政令で規定することを予定しております二つのケースのほか、もう一つ、直近の実質GDP成長率は、先ほど申し上げたように、二四半期連続で年率一%未満、あるいは一四半期が一%未満でかつ消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調な場合、そのような状態にはないが、予見できない内外の経済ショックによって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合等、二つの基準に匹敵するような状況になった場合も該当する、予想しているということでございます。

○西川(知)委員 ちょっと意味がよくわからないのですが、内容はわかりましたけれども、初めの一番目と二番目は政令に規定する。三番目はどこに規定するのですか。

○浦井政府委員 二つの基準につきましては、これは客観的基準なものですから、あらかじめ政令で基準を書くことが技術的にも可能なわけでございしますが、三番目の状態というのは、ある意味では予見できないような状況でございます。それからまた、具体的にそれをあらかじめ政令で書くことは技術的にもできない状態でございます。したがって、客観的基準としては政令で書けないわけでございますが、一般論として申し上げますと、重大な経済ショックの結果がありま

す、それで、そのときにはまだQEが出ていない、あるいは直前発表されているQEがまだ非常に低い数字である、しかし、例えば急激な円高のショックだとかオイルショックだとか、そういうケースが該当するのではないかと申すわけでございしますが、QEの悪い数字は出ていない、さばきりながら、その足元の一月あるいは二月の経済指標を見てみますと、経済の急速な停滞が認識し得る、そのような場合においては、その段階において政府としてこのような状況に対応しなくちゃいけないと判断した場合には、政府におきましてその段階で政令指定するということを考えております。

○西川(知)委員 ということは、この毎年毎年の特例公債、これを縮減するということはもう極めて重要な財政構造改革の一つの要素であるというふうに私は理解しておりますが、大蔵大臣、法律に定める事項と政令に定める事項というのはどういうふうに分けるのかという私の大蔵委員会の質問で、大蔵大臣は、基本的なことは法律に定めましょう、それで細かいことは政令とか省令に定めましょうというふうにおっしゃったわけですか。

ところで、どういう場合に特例公債の毎年度毎年度の縮減を図ることに對する例外を設けようというの、これは基本的なことじゃないのですか、どうですか。

○松永国務大臣 御提案申し上げておるこの第四条の第二号の改正部分でございしますが、ここに書いてありますように、「国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等」というのが言うならば総論でありまして、その内容となる言うなれば各論部分、これを政令で定めよう、こういうことであるわけでありまして、私が大蔵委員会に申し上げたこと、この改正条文というものは、あるいは政令で定める事項というものは、あるいはないというふうにお思っております。

今局長が答弁いたしましたように、直近の二四半期連続で実質GDP成長率が一%未満とか、あるいは直近の一四半期の実質GDP成長率が一%

未満、かつ当該四半期後の消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調、こういったものは客観的に書ける事項でありますので、政令としてはこういったものを書くつもりで、こういうような答弁があつたわけでありまして、きょううなわけで、第四条第二号で基本的な部分ないし総論的な部分を国会の審議をいたして改正させていただきます、そして、その中で政令で定める状況というものもありますので、その状況を、政令で今申したようなことを定めさせていただきます、こういうことになつておるわけでございます。

○西川(知)委員 総理、平成十年四月二十四日の財政構造改革会議の「財政構造改革法の弾力化等について」の第二項に、財政構造改革を進めつつも、内外の悪条件等が重なったいわゆる極めて深刻な経済状況にかんがみ、その時々状況に即して、いわば緊急避難的に適切な措置を講ずる仕組みを整備する必要があるということ、基本的には毎年縮減しないといけないけれども、緊急避難的に、特別な状況にあった場合においてはその枠を外す、こういうことがこの財政構造改革会議でも言われております。

そうすると、基本的に財政構造改革路線というのは守らないといけないというふうに総理もいつもおっしゃっているわけですか。それで、緊急避難的にそういう措置を講じない場合がある、それはどういう場合で具体的にどうかということ、これは極めて基本的なことであつて、こういうことは法律に書き込んで、そしてそれが正しいかどうかということ、これを国会で審議する、政令に任ずるではなくてこの法律の中で書いておくということ、総理の今までの御見解からするとそうじゃないかというふうに思うのですが、総理の御見解はいかがでございますか。

○橋本内閣総理大臣 私は、議員の御見識は一つのお考えだと思ひます。その上で、例えばアメリカのOBRAを日本に引き写そうとした場合、OBRAにおいて採用されておりますような適切な指標が現実にはありません。そういう状況

の中で考えました結果、今議員も議論をしておられますような内容の条文を整理をいたしました。基本的に、議員が御指摘になろうとしている問題は私なりに理解をしておるつもりでありますけれども、そのOBRAの場合にも、幾つかのケースを想定した上で、その場合においても、しないことがありますというのがありますね。日本の場合も同様な考え方を法的に整理をしたというところであります。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕

○西川(知)委員 それで、大蔵大臣、今の総理の答弁を踏まえまして、法律で今言ったことを書くとかまづいことがございますか。

○松永国務大臣 まづいかまづいかなければ別として、今提案していることは理にかなっていることだと私は思っております。

というのは、第四条第二号の改正をお願いしている状況としては、「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞」、そういうことで総括的に、発行額の縮減という枠が、制約が解除される場合の条件の総論をまず書いて、そして具体的な内容につきましては政令で定める、こういうふうにしておるわけでありまして、私は、立法技術的にも妥当な手法であり、問題はないのじゃないか、こう思っております。

○西川(知)委員 私が心配しておるのは、「経済活動の著しい停滞」ということの定義というものが一体どういうものだろうか、これは刻々刻々、国会の審議を経ないで政令で追加的にどんどんどんどん変えられていくというようなことになる、実質的にこれは骨抜きになるのじゃないかというのを私は恐れて言っているわけです。私のそういうおそれという懸念ということは、大蔵大臣、理解されますか。

○松永国務大臣 一般論として、そういう懸念を持ちがちな方もいらっしゃることは承知しておりますけれども、本件の場合には、先ほども申し上げましたように、もう政令の内容についても局長が答弁をいたしましたし、私からさらに申し上げて

も結構なんでありまして、先ほど読み上げました直近の二四半期連続で云々、あるいは直近の一四半期の実質GDPの成長率が一%未満かつ何がしというわけで、もう既に内容も国会審議のことも考えてお示ししておるわけでありまして、委員の御懸念はその必要はないのじゃないか、こう私は思います。

○西川(知)委員 大蔵大臣が浦井主計局長で結構なんですから、政令で定めるのは、さっき言われた一と二の二つ、そして三の状況が発生した場合にそれを追加的に政令で定める、それ以外のものは追加で決めることはない、そういうふうな理解をしようと思っております。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。財政構造改革会議の決定もあるところであり、考えておりません。

○西川(知)委員 大蔵大臣、考えてないということでございますが、考えてないというのは現在考えてないということかも知れませんが、将来もずっとそういうことはございませぬ。

○松永国務大臣 ただいまの主計局長の答弁と同じであります。

財政構造改革会議の議論の結論として出ている事柄でありますので、その趣旨はきちんと私は踏まえていく所存でございます。

○西川(知)委員 確認しますが、将来もこういうふうな、今の三つ以外のものについては政令事項として定めないとこのように理解してよろしいですね。

○松永国務大臣 そのとおりでございます。

「予見できない内外の経済ショック」というものは、これは予見できないわけでありまして、予見できないことが具体的に起こってしまつて、そして急速な停滞状態に陥る場合、これは予見できないことであるから、あらかじめ政令で定めておくことができない。実際起こったときに政令に定めて、そして内閣の姿勢を明確にし、かつ、それに基づく具体的な措置というのは、特例公債発行の承認をいただくための国会の審議とい

うことになってきますし、あるいは補正予算ということになってくるわけでありまして、その時点で国会の議決をいただく、こういう手順になるものだと思っております。

○西川(知)委員 もしそうだとするならば、この三つの、初めの政令で定めるべき一つ、二つ目、これを法律に書いてもまずいということはないと思うのですが、いかがですか。

○浦井政府委員 お答え申し上げます。

その問題は、法律でどこまで書くか、政令にどこまでゆだねるかという問題だと思っております。いまですが、この法律におきましては、「経済活動の著しい停滞」、そのケースがどのような場合かということにつきましては、先ほど申し上げましたように相当明確になっておる。かつ、その政令で定める内容につきましても、GDPの二四半期にわたる一%未満であるとか、非常に内容的にも技術的な内容にわたることもあり、むしろ政令にゆだねた方が適当ではないかと我々は考えているわけでございます。

○西川(知)委員 ちょっと具体的な話で尋ねたいと思つたのです。

この財政構造改革会議の十年四月二十四日の件でございますが、その第四項に、例えば、消費水準指数、資本財出荷指数、有効求人倍率について、それぞれ直近三ヶ月平均と前三ヶ月平均とを比較した場合、これら三つの指標はいずれもマイナスという場合には、先ほどおっしゃいました政令の第二の分類の当該四半期の消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調ということに当たるといふようなことが言われておりますが、簡単に、尾身長官、この三つの指標がどういう基準で選ばれたのか、また、例えば消費水準指数はプラスであつてあとの二つはマイナスであつた、そういうような場合とか、いろいろな組み合わせがあると思うのですが、その場合に、その著しく低調だということに入るのかどうか、この辺のことを

○尾身国務大臣 この二番目の、直近の一四半期

の実質GDP成長率が一%未満で、かつ当該四半期の消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調ということでございますが、現状につきましては、直近の平成九年十月―十二月期は前期比年率で〇・七%の減でございましたが、その前の七月―九月期は同じく前期比年率で三・二%増となつておりまして、二四半期連続の①には当たらないわけでございます。しかしながら、直近の一四半期の実質成長率一%未満というところには当たります。

そして、その後、その状況のもとで、かつ当該四半期後の消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調ということでございますが、個人消費について見ますと、消費水準指数は、直近三ヶ月平均、十年の一月―三月とその前の三ヶ月平均、平成九年の十月―十二月を比較いたしますと〇・五%増となつておりますが、四月の新車登録、新規登録届け出合数が前月比二・九%減、また、四月の東京、大阪地区百貨店販売額が前月比でそれぞれ五・六%減、八・二%減となるなど、個人消費は、昨年末の落ち込みからは下げどまる動きが見られるものの、雇用者所得の低迷もあつて低調に推移しているというふうなことを考えております。

設備投資については見ますと、資本財出荷指数が、直近三ヶ月平均と前三ヶ月平均で比較いたしますと一・三%減となつていただけではございません。三月の法人企業動向調査、全産業実績見込みも一―三ヶ月が前期比で三・〇%減となるなど、設備投資は頭打ち傾向が顕著となっておりますわけでございます。

雇用状況は、有効求人倍率が、直近三ヶ月平均と前三ヶ月平均とを比較いたしますと〇・〇八%ポイント低下していることに加え、三月は雇用者数が前月比で〇・五%減となり完全失業率が三・九%と過去最高値となるなど、雇用情勢はさらに厳しさを増している状況でございます。

以上のように、消費、設備投資、雇用の指標は著しく低調な状況にあり、現在の経済状況は「経済活動の著しい停滞」に該当すると考えております。

す。

○西川(知)委員 質問と答弁というものが全然食い違っておりますので、これは後で鈴木委員の方でやっていただと思ひますので、私はちよつともう少し違うことをお尋ねをしたいと思ひます。

先般、たしか民主党の委員が質問された件で、要調整額というものがどんだん膨らんでくるというところで、これをどういうふうに解消するかというところに關連して質問をしたいと思ひますけれども、総理は、サミットでも日本の税制のあり方ということについて言及をされました。そこで、端的にお尋ねしますが、要調整額の解消について、将来とも消費税のアップで対応することはいかなる場合にもないというふうに言明をされることはできますか。

○橋本内閣総理大臣 私、自分が責任を持つていゝる間のことはお約束はできません、その後のことまで私が責任を持つてお答えをすることはできません。

その上で、少なくとも今消費税の税率の引き上げを考へ得る状況にはないと考へております。

○西川(知)委員 総理はいろいろなところで税制について直間比率の見直しということを言つておられますが、所得税の減税がなされる、法人税も国際水準に近づける、ということとは、法人税も税率は下げる、所得税も今回減税をされる、ということになりますと、直間比率の見直しということをしつゝ、そして要調整額の解消をするために歳入をふやすということになりまゝと、間接税を増加するという方法しかないのじやないかというふうに思ひますが、それはそのとおりで、総理がもし自分の総理大臣の間のことしか責任は当然のことながらとれないというふうにおつしやることであるならば、その間接税をふやすということについては、消費税アップの形でふやされるということはありませんか、ないですか。

○橋本内閣総理大臣 まず第一に申し上げたいと思ひますが、あちこちで直間比率の見直しを言つておつしやいますが、最近、例えば国会でそのような御答弁を申し上げたことがあるでしょうか。むしろ、消費税率の引き上げの前に、先行してありました所得税減税等の議論がなされましたところ、まさに直間比率の問題は、私だけではないと思ひます、国会として大衆議論のあつたテーマであります。その時期において、確かに私はその議論をいたしておりましたが、その後、それは私の間で直間比率、直間比率を申し上げたことはございませんと思ひます、御質問にお答えしたことはございますが、その上で、消費税率を今引き上げられる環境にはないと思ひますということをお私に申し上げました。

そして、要調整額は、従来から予算編成の折における査定の大きなポイントであります、査定の努力がなされる部分であります。議員は、税による増収のみを考へるようでありまゝですが、要調整額というその一つのすき間を考へましたときに、税外収入を確保する努力も当然ありますし、各省の要求を査定し、その範囲におさめる努力も手法としてございます。常に、楽な作業ではございませんでしたけれども、私もはそういう努力をいたしてまいりました。これから先もその努力は常に必要だと思ひます。

○西川(知)委員 それは、必要であるということしかしながら、それができなかった場合にどうするかということを私は今お尋ねをしたいわけですが、そういう場合に、歳入のカットもままならない、歳入の増加も十二分に予想し得ない、またいろいろなかの方法でもうまいかなかつたというときにどうされますかということをお私に質問をしたいというふうに思ひます。

税制問題等に関する特別委員会、平成九年三月二十四日に、当時の三塚大蔵大臣が、「直間比率の是正」ということ、広く公平に負担をいただくという意味で、消費税、間接税が、逆進性は若干ありますけれども、水平的な公正という観点から言へば一番望ましい税体系ではないのか」というふうに述べられております。これは大蔵大臣が内閣の一員としてそういう発言をされたというふう

に思ひます。

そこで、今私が言いました前提にかんがみて、こゝういふ、今総理がおつしやつたことでもどうしても要調整額のギャップを埋めることができないという場合には、間接税の一つの大きな税目としての消費税を上げることがないというふうに言明されることはできませんか。

○橋本内閣総理大臣 何遍同じことを申し上げればいいのでしょうか。

今、消費税を引き上げられる環境にはないと思ひますということをお、これで議員に對して、本日、三回繰り返すことになりました。

○西川(知)委員 私の言つてゐるのは、今というのはよくわかつております。私は、将来においてもそういうことはないでしようねということをお尋ねをしてゐるわけで、それは将来はわからない、将来は将来の話であるというふうにお答えをされるならそれでもいいと思ひますが、総理の見解はいかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 まず最初に御質問がありましたときに、私、将来と言つても、自分の任期を超えた部分までもとお約束をし、保証することとはできませんということをお申し上げました。その上で、今そのような環境ではないと思ひますということをお繰り返して申し上げます。

○西川(知)委員 それでは、総理が現在総理であるときに言われた財政法の改正とその政治的な責任ということについてはお答え願ふと思ひます。

私の質問に對して、これは行革委の十年四月二十二日の質問でございませうけれども、もし財政法というものが守れないということになつたらどうなるんだということについて、いろいろな質問、そして答弁を総理または法制局長官からいただきました。そして、総理は、そういう場合には、例えば目標を守れないときには政治責任はあると。私が、政治責任をそれではとるのですかと申し上げたら、とるとは申し上げていません、あ

ると申しておりますというふうにお答えされたわけですが、そうすると、もう少しだけその点ではつきりしなかつたのでお尋ねをしたいわけですが、これは、あるというのには、まずある。そうすると、とるのはだれがとるのですか。それは、またどういふ事情があればとるということになるのですか。

○橋本内閣総理大臣 まず、多分、委員がお触れになりました質問は、最初に昨年の十月二十一日に議員が、この法律に違反した場合ということについていろいろ御議論をいただきましたときのやりとり、そしてそれを受けまして、また四月二十二日、御質問になりましたものに対して私がお答えを申し上げたこと、その二つについてのお話だろ

うと思ひます。

あるとするとどう違ふんだとおつしやるならば、ある、その場合には、それに対する対策をとる、そのように言いかえてもよろしゅうございませう。

○西川(知)委員 そこで、この問題について内閣法制局長官は多分こゝういふことをおつしやつていゝると思ひます。それが政府の責めに帰するといふ場合に初めて責任をとる必要があるといふふうにおつしやつています。これは議事録の二十五ページ目にあります。ちよつと参考のために読みますと、

なぜこゝういふことを、こゝを強調したいかと申しますと、「それが政府の責めに帰するといふ場合には」といふところが重要でございまして、責めに帰すべき事由がない場合には、特に効果、責任を負わなければならないのは、これは民法その他の法律の大原則でございませうので、そこを特に強調させていただきたいと思ひます。こゝを強調して答弁をされているわけですが、こゝういふことは、今総理は対策をとるといふふうにおつしやいました。こゝういふことが政治責任であるといふふうに述べられたわけですが、そうすると、政治責任がある、政治責任はとりまゝ、そしてその間には、政府の責めに帰するといふ場合に

初めてあるとするとが合致するわけです。そうすると、総理は、今の御発言では、こういう今度の財正法を改正しないといけないということになったのは、政府の責めに帰する、そういうような場合であるということをおっしゃったわけですね。

私の考えは間違ひですか。
○橋本内閣総理大臣 議員はあつたものと違ひをお確かめになりましたので、私はあつたものと違ひをお答えを申し上げます。

その上で、御自身のお考えの中に私の発言を適宜ちりばめられまして解釈を組み立てられますことは、私は多少困つたことだと存じます。私が申し上げております趣旨と似て非なるものになる、そのように思います。

○西川(知)委員 けれども、政治責任はとるというふうにおっしゃったわけですね。そして政治責任をとるという意味としては、必要な施策をとるというふうにおっしゃったのではないかと申すのですが、総理、違いますか。

○橋本内閣総理大臣 大変繰り返しの御議論を好んでなさるのですが、四月二十二日の御質問でも、議員は、あつて、とるという言葉を使ひかえられましてのに対し、私は、「多少似て非なる言ひ方に変えておられるように思います。」という答弁をいたしております。

今、ある、とるというお話がございました。あるから対策をとるという私はお答えを申し上げたわけでありまして、その上で、それを本場に随所にちりばめて別なストーリーを組み立てられるというのは、私としては本場に困つたなと思ひます。

○西川(知)委員 私は全然別のストーリーを組み立てておられるわけではなくて、四月二十二日の議事録に基づいて答弁を求めているわけですね。

そこによると、「恐らく議員のお気持ちの中では完結しておられると思ひます。私は「政治責任については「あります」と、そしてその場合に対策をとる責任もあると思ひます。」という述

べられておられるわけですね。

そうすると、その場合に対策をとる責任というのは、私は、政治責任というふうには橋本総理の気持ちの中では完結しているというふうにお思ひますが、それは間違ひですか。

〔村井委員長代理退席、委員長着席〕

○橋本内閣総理大臣 私の手元に議事録がございます中で、ここに載録しております部分を正確に読み上げさせていただきます。

議員はその前に、十月二十一日に私が質問をさせていただいたときに、総理は明確に、改正ということがあつて、それが経済状況による改正であれば政治責任をとるというふうにおっしゃっているわけでございます。政治責任があるということは、総理がとるということでございます。これについて明確な御答弁を。

これは議員の御発言です。
そして、それに対して私が申し上げておりますのは、

まず第一に、わざわざ参議院の本院議まで立ち会いをいただきまして、ありがとうございます。

そして、それに引き続いての御質問でありまして、今私は、当時の議事録を、議員がそういう御引用になると思ひなさいので持っておりますけれども、多少似て非なる言ひ方に変えておられるように思ひます。責任があると申して、それは私、多分そのとおり申し上げたであろうと思ひます。その上で、しかし、そういう御批判を心配して何もしないことの方が大事なのか、それとも、この国が今必要とすると思う施策をとらうとすることが批判の対象になるのか、これは皆様の御判断であります。しかし私は、ここで、必要なことは進めなければならぬと今考えております。

というのが二十二日、この、ある、とるという部分について私がお答えを申し上げている議事録のその部分の答弁そのものでございます。

○西川(知)委員 こういうのは綿密に、わかるまでもちよつとお尋ねをしたいのですが、それが政府の責めに帰する場合に初めて政治責任をとるというふうには、そういうときに政治責任があるというふうには、これは平成十年四月二十二日に大森法制局長官がおっしゃったわけですね。

そうすると、私が総理にお尋ねをしたいのは、この財政構造改革法を改正せざるを得なかつた、しかし、それについては政府の責めに帰する、という場合ではない、そういう場合ではないというふうにおっしゃるのか、それは政府の責めに帰する場合であるから必要な施策をとるというふうにおっしゃるのか、それはどちらですか。

○橋本内閣総理大臣 例えばインドネシアを初めとするアジアの経済状況、金融不安。このインドネシアの状況は今別種の心配に拡大をいたしておりますけれども、あるいは金融機関の破綻、貸し渋りの影響というものがこれほど大きくということとを予測できなかった。それはそうした状況の中でございましてけれども、結果として財正法の改正の御審議をお願いすることになりましたことについて責任を感じております。その上で、一刻も早い経済回復を図るために全力を尽くしてまいりたいと思ひております。

○西川(知)委員 ちよつとまだわからないので質問しますが、それは政府の責めに帰する場合なんですか、それとも政府の責めに帰さない外因的な要因によるというふうにおっしゃっているのですか。それとも、それは、繰り返しますが、こういう状態に、改正せざるを得ないということになつたのは、それが政府の責めに帰する場合であるというこの中に入りますか、入らないか、どつちですか。

○橋本内閣総理大臣 例えばインドネシアの政情について私は責任を負えません。そうした要因は当然ございます。また金融機関の破綻に対し、それぞれ経営者の責任は当然ございますけれども、これを防げなかつたという意味で政府に全く責任がないなどということをおっしゃるつもりは

ありません。さまざまな要因がございますので、私も責任を感じなければならぬこともあります。そうでないこともあります。その上で今改正をお願ひを申し上げております。

○西川(知)委員 そうすると、まとめますと、政府の責めに帰する事由というものもある、そしてそれは政府の責めに帰する、政策の失敗であるという政治的な責任がある、

○橋本内閣総理大臣 例えば、昨年の秋倒産をいたしました某証券会社が多額の海外債務を持っていた、これは企業経営者の責任の問題でありまして、その上で、そうした状況を把握し切れていなかった監督当局に責任がないとは申し上げておりません。それは金融機関の場合でも、検査等において深刻な状況を十分把握し切れなかつたという責任は行政としても存在をいたします。しかし、それ以前に、経営者みずからの責任ははるかに大きいものがあるかと存じます。

○西川(知)委員 今、政府の責めに帰する事由というところで一つ、金融機関についての海外債務の詳細というものを把握できなかったということをおっしゃられました。そのほかの政策というのは正しかったのですか。また、そのほかの責めに帰するということは何がございましてか。

○橋本内閣総理大臣 過去長い間、そのときそのときの経済状況の中で、歴代の政府は適切と思はれる対策をとってきたと私は存じますが、その施策そのものが時間の経過とともに批判の対象になつておるようなケースがございます。例えば、今国会の御議論の中におきまして、当時、地価高騰のさなかに旧国鉄用地の売却を停止し、その当時としてはメディアもすべてその行為を支持いたしましたものが、今日になると、そのときに売却しなかつた責任を問われるようなこともございます。

ですから、議員がどこまで、何を言えと仰せられるのか私にはわかりませんが、過去にさかのぼつてまいりましたとき、その時点その時点において

○西川知委員 今、過去の話とか過去の政策等についての現在での妥当性というようなことをお話しになりましたが、しかしながら、財新法を改正するということは、財新法ができたときにはそれまでの政策というものはわかつていたはずで、それで、今度改正するということは、財新法が成立してからそして現在まで何かがある、新しい何かがあるということから、そういう理由で財新法を改正するということになるというふうに私は理解をしているわけです。

ここで財算法を改正する法律案の提案理由の説明というものを受けました。それによりまずと、先ほどの大型金融機関の破綻、アジアの混乱、これに伴って「家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。」こういうふうな説明をされているわけです。ところが、大型金融機関の破綻、そしてアジアの幾つかの国での金融、経済の混乱というものは、先ほどどなたかの質問にもありましたように、それは財算法の成立以前からあった話です。

そこで私が確認をしたいのは、こういうことの悪条件が一斉に重なったから改正をするというふうにとっても私は読めるのですけれども、またそういうふうに見えるのですけれども、これは正しいですか、間違いですか。

○松永國務大臣　インドネシアその他アジアの幾つかの国の通貨、金融の問題が発生した時点は、なるほど去年の秋でしょう。しかし、その影響が日本経済に大きく及ぼしてきたのは、実はそれから数カ月たったことしの二月あるいは三月ごろから本格的に影響が出てきたというふうに私は思います。

また、幾つかの金融機関が、去年の十月、十一

○西川(知)委員 それはちよつと、大分違うのじゃないかと思ひます。なぜかというところ、財算法を改正しないといけないというのは、基本的には、補正予算を組まないとけない、そして景氣対策に資する補正予算を組むということで、この財算法の改正というのはその一つの手段にすぎないわけですね。そうですね。

まず、そうかどうかということを、大蔵大臣、お答えください。

○松永国務大臣　どこか別のところで委員から尋問されているような感じがするのだけれども、これは国会の場でございますから、それぞれの人がそれぞれの考え方を正確に申し上げるのが正しいだろう、こういうふうには私は思うわけであります、あなたの尋問にそのまま答えるという形にはならぬかもしれないけれども、いずれにせよ、

政府の責任として、現在のこの厳しい状況を一日も早く乗り越えるために必要な施策をやらうとしているわけであります。そのためには、その必要な施策をやるためには、財政構造改革法の規定である、毎年度の特別公債発行高を前の年よりも減額しなければならぬという条項等があるものですから、それを改正をさせていただいた上で、冒頭申し上げたような必要な施策をやることを実行に移させてもらいたい、こういったことでお願いをしているところでございます。

○西川(知)委員 私は、別に尋問をしているというつもりは到底ございませんが、要するに私は、今までの議論の整合性が全然ないので、そこをお

すなわち、この財革法ができるときに、私は、
 どのような場合にこの財革法というものを改正する
 場合があるかということをもそもそまずと前にお
 尋ねしているわけです。そのときに、私は、尾身
 長官の言われるように経済は生き物でございま
 すから、そんな経済の状況に弾力的に対応するこ
 とができない、そういう財革法というものにつ
 いてどうなんだという質問をしました。そして、改
 正する場合はどのような場合かと言ったら、例え
 ば湾岸戦争とか、全く予見できない事故が起き
 るとか、そういうことしかないというふうにお
 答えされたわけです。すなわち、経済状態が悪
 いから財革法のキャップとかそういう枠を外す
 ということはしないというふうにおっしゃった
 わけです。ところが今度は、すると。それは何
 ですかというふうに聞いているのです。私は、
 内外の悪条件が一斉に重なったからじゃ
 ないかというふうに、そういうふうに読める
 のじゃないかと。

前々からそういうことは起こっていたわけで
す。しかも、今度は、財革法というのは、補正予

算を新しくつくるための一つの手段なわけでしょう。ということとは、この間の一月十九日までになんという事態というものは起きていたわけです。そして、その起きていたのを、ことしになって起きましたというふうになん今大蔵大臣は言われましたけれども

れども、それは……（松永国務大臣「ことしになつて起きたとは言わない。事實は前に起こつておつて、ここまで大きくなるとは思わなかつた」と呼ぶ）ここまで大きくなるとは思わなかつたと。しかし、ここまで大きくなるとは思わな

かったという、そういうふうないまいましい発言では、いつこれを改正するのか、いつ改正しなくてもいいのか、これは全然わからないわけです。だから、私が申し上げるように、たしか、経済状態が変わることについては、それは法の

改正の条件には入らない、そういうことにはならないというふうにおっしゃっていたのに、それが今度はそういうふうにするというのは、一体どう

○松永國務大臣　主として第四条二号に関する御質問でございますか。

そのことについての議論はもう先ほど済んでいるような感じがするわけであります。繰り返し答弁することはいたしません。要するに、提案理由で申し上げましたように、インドネシアを初めとする云々という通貨・金融の危機、あるいは去年の秋深くってから後の幾つかの金融機関の大型破産、そういった事実そのものはその時点で起こりましたけれども、その影響が厳しく日本経済に及んできたのはことしになってからである。

その影響があつて、我が国の経済の状況が大変厳しくなつておる。その厳しい状況を一日も早く克服するのが政府の務め、その務めを速やかに実行するために新たな施策をやる必要がある。やるためにはこの財政法の一部改正をお願いしなければならぬ、こういったことでお願いをしているところでございます。

○西川(知)委員　経済状況が厳しくなっても財政法は改正しないというのがそもそもの答弁ではなかったのですか、総理。

○尾身國務大臣　私ども経済政策の責任者といったしまして、経済の厳しい現状に応じて必要な対策をとる責任というものは、政府として確実にあると考えております。そういう趣旨から、必要な対策をとり、その対策を臨機応変にとるために必要な改正を国会にお願いをしているということだと思えます。

○西川(知)委員 二つ質問します。簡単にお答えください。

対策をとる、それは当然必要です。しかし、それは、財革法の改正はしない、そのほかの対策をとるという趣旨ではなかったのかという点が第一点。

第二点目は、この財革法の改正を今度提案されました。もう二度とこういうような改正の提案は

ないでしょうか。ないですねという確認をしたいと思ひます。二つ。

○尾身内閣総理大臣 政府の責任は、現在の景気の現状、経済の現状に於いて必要な対策をとり、景気を正常な回復軌道に乗せるということであると考えております。したがって、従来から総理も答弁をしておりますように、臨機応変、適時適切な対策をとる責任があると考えております。

現在の経済状況を考えまして、現在提案しております緊急避難的な手を打つ、財政法においてもその改正をするということでもございまして、財政改革、財政構造改革の必要性は当然これからもあるわけでございしますが、必要な対策としてこういう提案をしているわけでございまして、経済は生き物でございまして、また、その経済を順調な回復軌道に乗せるというのが政府の責任である。そういう意味におきまして、必要なときには必要な対策をとるということは当然あると考えております。

○西川(知)委員 総理、総理に御質問したことをもう一度確認だと思ひます。けれども、経済はまさにいろいろなと変わる、そして厳しい状況にも陥るだらう、だけれども改正ということはやらない、改正するのは、湾岸戦争とかそういう全く予見できないことであるというふうにおっしゃったはずですが、今の尾身長官の意見はそうではないように聞こえますが、総理と違ひうに思ひます。総理、いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 確かに、あなたが大変粘り強く、この法律というものに違反した場合ということで、法制局長官あるいは浦井主計局長等と議論をされて、私に御質問をくださいましたときに、仮定を置いてお答えすることを許したのだと、だいたいということをおっしゃる、要するに絶対に自分は認められないという前提からいろいろな角度の御質問があったということで、私がお答えをした中に、例えば湾岸危機から湾岸戦争、全く予見できない事態が発生したというケースを私が一度申し上げました。そうしたら、それに対してま

たあなたから御質問がありまして、要するに社会経済はしよつちや変わるのだから、こんな法律要らないという議員の御主張をなさいました。そして、それに対して私は、私が極端な例を引いたところ、それはいいけれども、私に要らざる予見を与えたことに引例で議員に要らざるを引いたのはいけなかつたのかもしれないということをおっしゃっております。

○西川(知)委員 そうすると、そのときの御答弁というのは、湾岸戦争のようなときとか、経済状態が非常に厳しくなつた、そういうときには改正をします、そういう御趣旨だったので、いかが、総理。

○橋本内閣総理大臣 そのときの答弁の全文を読み上げます。

私が極端な例を引いたのがあるいはいいけないのかもしれない。しかし、こうした法律案を私も提案をしたと考へ、現に提案し、国会に御審議を願わなければならぬと判断をいたすぐらゐに、我が国の財政状況が厳しい状況にあることは既に申し上げるまでもないと思ひます。そして、私も、この法律案が国会において通過、成立することを心から願つておりますし、その上で、この法律のもとにおいて財政を再建していきたいと本気で考へております。

そして、もう一度湾岸戦争の話をしたしまして、国家においてそのような、全く現時点において想定できない事態を全く否定することもできないのであります。そういう場合には、これは逆に言えば国会においても、その変化の状況というものは、その結果として採用する施策のいかんとは別として、その状況というものはお認めをいただけるのであります。その場合には、法律の改正をお願いいたします。その場合には、それは私にあり得ることだと存じております。そう御答弁をその当時申し上げております。

○西川(知)委員 そうすると、例えば今のような

経済の厳しい状況というのは、全く昨年十月二十一日の時点において想定できないというような事態だつた、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。総理。

○橋本内閣総理大臣 議員は絶対にこの法律を認めないという立場からの御質問をされておりました。そして、それに対して私は、必要だと思われ内容を持った御答弁を申し上げたと存じております。

その上で、先ほど議員からいろいろな御指摘がありましたときに、インドネシアを初めとするアジアの経済あるいは金融不安、あるいは金融機関の破綻や貸し渋りなどの影響がこれほど大きいと予測できなかったとはいひながら、その結果、財政法の改正をお願いすることになった点については責任を感じております。このことを御答弁を申し上げました。何かそこからぐるぐる同じところを回っているような感じが、私はしてなりません。

ですから、昨年十月のときの御答弁申し上げた内容は今読み上げたのとおりであります。四月の二十二日でありましたか、また議員の御質問に対してお答えをした内容も、先ほど読み上げたところの内容であります。

○中川委員長 西川君、質疑時間は終了しました。

○西川(知)委員 わかりました。

それでは、またこの件は質問をいたしますので、私の質問は終わります。

○中川委員長 これにて西川君の質疑は終了いたしました。

次に、鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。総理、バミニング・サミット、まことに御苦労さまでございまして。お疲れさまでございまして。お見受けするところ、総理には珍しくお疲れの御様子もございまして、率直に言つてやや気が進まないような気がします。しかし、こ

の委員会は緊急の経済対策に関する委員会でございます。まして、日本経済の危機に対処して緊急に経済政策を議論しようということではございまして、お許しただきたいと思ひます。

それに、バミニング・サミットでも、八時でございまして、もしお疲れの原因が時差でございまして、東京時間でもバミニング・サミットでも昼間は活動の時間帯でございまして、頑張つていただきたいと思います。

さて、私も、きょう最初に御質問に立たれた海江田委員と同じように、サミットの反響を欧米の新聞で大急ぎで調べてみました。総理が朝から御答弁のとおり、十六兆円の総合経済対策に対しては各国はこれは期待する。しかし、期待するといふことは、この効果がおよしやうに出ることを期待して見守るということであつたと報道にも出ております。

それからもう一つ、これも総理おっしゃつておりますけれども、今回は日本に対して、日本の経済停滞の大きな原因が不良債権を処理し切れないで持ち越していることにあるので、これから先はひとつ不良債権処理にウエイトを置いてもらいたいものだといふ各国の要望があり、それに対して、今もう既に手を打ち始めたといふようなことでお答えになった。この二つの総理のお話は新聞にも出ておるとおりだと思ひます。

しかし、ちよつと気になる言ひ方が、例えばニューヨーク・タイムズのバミニング・サミットの記事に一つありまして、それは、U.S. ステップス・アップ・イッツ・プレッシャー・オン・ジャパニーズ、米国が日本に対する圧力をステップアップした、高めた。何だろうと中身を見ますと、その下に、クリントン・アー・ジュス・アクション・オン・ザ・パンキング・クライシス、だから、銀行の危機についての日本の新しい行動をクリントンが総理に勧めているよという記事ですから、これは総理がけさから委員会でおっしゃつてのことと同じだと私は思ひます。

そこで、きょうの質疑は、まず最初は、十六兆

たださらに、実は私ども計算を表に出しておりませんが、住宅減税とか中小企業の投資促進税制とか、いわゆる政策減税がございます。そういうものの効果はあえてこの数字の中に入れていないわけでありますし、さらに、土地問題等に対する用地先行取得、そういうものについても効果を計

じや、尾身長官。

○尾身國務大臣　この經濟対策、今計算の中身等については申し上げましたが、既に実施しており、ます金融システム安定化対策、あるいは規制緩和、さらには土地税制、四月一日前に国会を通りまして、一月からさかのぼって実施されております土地譲渡益課税の減税、あるいは地価税の凍結等々の効果もございまして、その結果、全体として一・九％程度の十年度達成は十分可能である。しかし、現在の景氣の状況は非常に厳しい状況で

それで、總理、大麥御苦労いただきましたましてサミットで説明をして、記者会見でもああいうふうにおつしやったので、さあ日本のマーケット、おれの方が間違つていたかなと反省するかと思いきや、けさ、前場は、御承知かどうか知りませんが、株価は危うく一万五千円を切るころまで突つ込みました。しかし、その後、ちよつと逆の動きも出まして戻りましたけれども、しかし円相場の方は百三十五円台まで円安になつちやつてゐるわけですね。どうしてマーケットが反応してくれないのか。まあ中にはマーケットの方が悪いとおつしやる方もおられますが、市場経済の中にあつてそんなむちゃな論法は通じない。

どうしてだろうということなのですが、私、少なくとも二つ、具体的に御指摘したいのですね。

ですから、マーケットが、四兆円減税、四兆円減税というのに全然睡らないのは、そういうことなのです。要するに、新たな減税じやないのです。九四年以来ずっと二兆円減税は横ばっているということだけです。これは増税を延期したただであって、新たな減税をしたわけではないのですね。これがまず一つ。ちよつと誇大広告になっています。これをちゃんと見抜いている。十六兆円のうちの四兆円、誇大広告というのをみん

な見抜いている。

それからもう一つ。公共事業は七・七兆円ですが、そのうち一・五兆円が地方の単独事業です。しかし、地方の首長さんたちはみんな悲鳴を上げています。経済がこれだけ悪くてみんなの独自税源からの税収が落ちている上に、特別減税につき合わされて住民税の減税もある。ですから、この単独の事業につき合えと言われてもとてもつき合い切れないわと、いろいろなところで言っているわけですね。

自治大臣、これは本場に一・五兆円も地方公共団体がやれると思いませんか。この前の新聞に、東京都神奈川県も、これはとてもできない、返上だみたいな記事が出ておりましたが、現在のところ、どういふふうな把握の仕方をしておられますか。

○上杉國務大臣 私、このたびの総合経済対策で、都合二回、地方六団体の代表の皆さんと懇談をいたしました。相当時間をかけていたしました。その場合、地方財政が大変厳しいことは非常に率直にお伺いをいたしましたところでございます。また、そういう実態的なものを踏まえた上で、今回の総合経済対策の追加措置につきまして、特に公共事業の分野の地方単独事業の円滑な実施につきまして財政措置等を説明いたしました。

普通、年度途中における補正予算は、財源に穴があきましたものは地方債によってこれを埋めるわけでございます。しかし、今回は、年度途中の補正でありまして、地方交付税の増額によりまして四千億程度の財政措置をいたしました。また、単独事業における財源としては、地方債で今回はいましたし、後年度、交付税でこれを見ているということにいたしました。地方財政については支障を来さないように措置をいたしましたところでございます。この辺についてもよく私の方から御説明を申し上げ、十分御理解をいただき、納得いただいたものと考えております。

また、地方経済は非常に悪うございまして、地方税収の増は、現状でいきますと見込めません。

したがって、国、地方を通じた景気をよくすることにおいて、地方財政対策の方向づけも含めて御理解をいただいたものと私は承知をいたしておるところでございます。今後さらに地方団体については御協力をいただきますように、誠意を持ってひとつお願いをしてまいりたいと考えております。

○鈴木憲委員 自治大臣がそういうふうに誠意を持ってお願いしておる、御努力いただいております。ということはわかっております。そして政府が、こういう手も打つ、ああいう手も打つという説明をして、首長さんたちがそれを理解しようというのともわかります。しかし、だからやるよという言葉をきかちとつていられるわけはないのでありまして、一・五兆円のうち、私の見るところ、半分以下だろうなと思っております。まあこれは後でふたをあけてみないとわかりませんが。

そういうわけで、十六兆円、十六兆円とおっしゃるが、四兆円の減税はこれは丸々引かなきゃいけない。単独事業一・五兆円も怪しいわというふうに、どんどん小さくなっていくものですか。民間の調査機関の経済予測の根拠となつている今度の効果を見ますと、せいぜい一％から、大きなところで一・五％ぐらいしか成長率は上がらないだろうなというふうに見えております。しかも、この政策なかりせばという当初の予測は民間の方がずっと厳しいです。この政策なかりせば平成九年度のマイナス成長に続いて十年度もマイナス成長、それも政府の言うように〇・一か〇・二という話じゃなくて、〇・五ぐらいのマイナスを置いていきますから、今度の対策を乗けてみても、本年度の成長率は〇・五から一・〇ぐらいにしかならないのです。これは、マイナス成長という大不況が〇・五から一・〇％のプラス成長という普通の不況に変わる程度のインパクトしか持っていないというのが今の民間の見方でございます。

それから、あと二つほど民間がこれはまずいねと言っていることがありまして、一つは例のデフ

レスパイラルの話でございます。

先ほど、総理への質問が出ましたときに、総理は、これは石油の値段が下がっているとか、それから在庫が何とかなつたのは、私、全く理解できませんでしたが、デフレスパイラルという場合に二つありまして、一つは、物価が需給バランスを失したために下がって企業収益を圧迫する、そこからデフレが出るという話です。それに對しては、総理がさっきおっしゃったように、いや、原油価格が下がっているんだ、あるいはアジアの通貨との関係では実は円高なんだ、そんなことで輸入物価が下がって下がっているのだからこれは別に収益圧迫じゃないよ、これをおっしゃりたかったのだと思うのです。私は、その要諦はあると思います。

しかし、もう一つありまして、それは、今、公定歩合は〇・五％まで下がってしまった、もうこれ以上金利は下げにくい、しかも、低金利が長く続くものですから、大衆年金生活者その他から批判があります。これ以上ノミナルな、名目的な金利を下げられない状況にあるときに、卸売物価で見たらマイナスになってしまつてい、下がっている。マイナスインフレ率だということは、実質金利が上がっているということなんです。これなんです。今新たに出てきたデフレ要因は、民間はその意味で、実質金利が上がってしまったというではないかと。在庫を抱えている企業の収益圧迫になりますよ、これは。そういう一連のことから、ちょっと政府見通しは甘いね、これが三つ目です。

四つ目は、余り自民党の政策の責任者の方が、さっきも話題に出ていました、年度末一万八千円超えるんだということをおっしゃる、そのために今度の十六兆円の総合経済対策の中身を小出しにされたのです。四兆円減税やるといふから期待していたら、何のことはない、さっき言ったように、これは減税じゃないよ、増税の延期だということ。それから公共投資の中身について、やはり余り小出しにしてべらべらしゃべって

口先介入をおやりになったために、政府の政策に対するコンフィデンスが落ちたということがもう一つあると思います。

この口先介入、しばしば話題になりますが、念のために申し上げておきますが、証券取引法の第百五十八条に、何人も有価証券等の相場の変動を図る目的をもって風説を流布してはならないというのがあります。ですから、兜町の人たち、中堅、若手、まじめに一生懸命働いている証券市場関係者は頭にきているのです。はっきり言って、責任ある立場の自民党の政調会長さんが、あんなべらべら風説を流布して何で許されるのかということですよ。それで、明らかに目的は相場の変動を図る目的ですからね。だから、こういうことをやっては、もうますます政策に対する信任が下がる一方だというふうに思います。(発言する者あり) そういう相場操縦の罪にはならないのですよ。

相場操縦の禁止というのは、これはもつとほかいろいろな条件があるのです。俗に相場操縦と言いますが、そうじゃないのです。風説の流布の罪です。これは、相場の変動を目的とする不正行為なんです。こういうことをやっていたんじや、政府に対するコンフィデンスは低下する一方だということだと思ひます。

以上、私、四つ理由を申し上げまして、この程度の総合経済対策で景気が底を打って、何か六月にはよくなるなんて言っておられる大臣がおられますが、こんでもない話でございます。

今、鉱工業生産は、三月までの実績、四月、五月の予測指数しか出ていませんが、四月、五月の予測指数、それで六月は仮に五月横ばいとしますと、四十六期期の生産は前期比四・四％落ちるのです。これはえらいことですよ。年率換算したら一八％も落ちちゃうのです。それぐらいの勢いで、今景気が突っ込んできているのです。そんなときに何で六月にはよくなるなんて言えるか、まことに不可思議ですね。またこんな風説で相場のことをおっしゃたら、ますますコン

フィデンスを失うと思いますが、そういうわけですから、どうぞ御油断召されるなということを私は申し上げたい。

何度も何度も経済予測を失敗しておられますが、今度もまた失敗するに違いないと私は思います。どうぞ御油断召されるなという意味は、この先の経済の動向をきちんとフォローしていただきたい、この十六兆円で大丈夫だなどと余り外国でしゃべったりすると、対外関係でもコンフィデンスを喪失するということを私は心配をいたします。

さて、もう一つ、バーミンガム・サミットで御説明になった。それは、先方が不良債権処理をやらなければだめじゃないかというふうにおっしゃったわけですが、その不良債権処理に対して、いや、日本でも考えているんだということ、いろいろな御説明をされたのだというふうに思っています。

私は、総理がこへ来て、なるほど不良債権の処理が今の景気を本格的に立て直す一つの決め手だなど、お気づきになったのか、決心されたのか、そういうふうに見方が変わったのは大変結構なことだと思えます。というのは、私自身も、私も新進党時代にも、そのことを実は口が酸っぱくなるほど申し上げたわけですよ。

私の手元に議事録があります。平成九年、昨年の二月十日の予算委員会、四月三日の本会議における私の代表質問、四月九日の大蔵委員会、この三つ議事録がここにありますけれども、ここで私は繰り返して、金融三法に基づくフレームワークでは、景気がこのように沈んできているとき、とても金融システムの設定は図れません、必ず公的資金を投入しなければ預金者保護ができないような金融破綻が起りますということを、この三回とも私は指摘申し上げておりました。

それで、本会議で御指摘申し上げたときの橋本総理の御答弁がここにあるのですが、お読み申し上げます。「金融システムについてお尋ねがございましたが、不良債権の処理は着実に進んでおり

ます。そして、個々の金融機関の経営状況はさまざまでありまされども、金融機関全体としては、私は不良債権問題を克服することは可能だと考えております。また、金融システム改革を進めるに当たりまして、金融機関の不良債権を速やかに処理いたしますとともに、金融三法の枠組みを最大限活用することによって、システム安定に細心の注意を払ってまいり。ここで総理、三つ間違えたんですかね、今振り返ると、三つ間違えています。

まず第一、不良債権の処理は着実に進んでいる。着実に進んでいるという点、大変な持ち越しをしている。それどころか、この景気の悪化で再生産さえされている部分がある。

それから二つ目、金融機関には不良債権を処理して克服する力があるとおっしゃっている。これも間違っています。

それから三番目には、金融三法の枠組みでシステムの安定ができるとおっしゃっている。これも間違っています。だって、十一月に大変な金融システムの動揺が起きた、そして、あの金融三法じゃだめだということ、金融四法をおつくりになったわけですから。

総理、今振り返ってみて、やはりあのとき新進党あるいは野党、私も言っていたことに耳をかして、不良債権処理が日本の景気を立て直すためにキーになるポイントだと、なぜあのときお気づきにならなかったのですか。なぜ外国人に言われると、今回のように急にぱっと変わって、不良債権、不良債権と言いつつ出さずか。これは情けない。何でも外圧に遭わないとわからないのですか。私も、私も野党の主張に耳をかきないのですか。総理、いかがですか、この点。具体的に私聞いております。

○橋本内閣総理大臣 確かに今、議員は幾つかの御指摘をされ、私自身の誤りをたゞされしました。しかし、では、例えばある証券会社が簿外債務を持っているということをお尋ねしてあった方が、会社の関係者以外にあつたらどうか。金融機関

それぞれが抱えている不良債権というものを、いろいろなお話はありましたけれども、例えば、決算における監査あるいは銀行局等の検査、こうした中で把握されている以上に想像しておくべきであつたと言われれば、想像力不足かもしれません。

そして、不良債権の処理は、私も、少なくとも金融機関の報告というものをある程度信頼しておりましたから、それなりに進んでおると思っております。その報告を信じていたという点に責めがあるとするなら、その責めは負います。同時に、検査で発見し得なかつたということ、おしかりを受けるなら、受けざるを得ないでしょう。

ただ、不良債権の問題が大事だとは思っております。また、不良債権の問題が、これはどう傷んでいるという認識がなかつたことは事実です。それだけに、この三月期決算からSEC基準による決算が行われ、今月末から恐らく来月の適当な時期にはこれがきちん公表されるのであります。そこからは私は勝負にならざるを得ないと思っております。議員はわざわざ外国から言われておっしゃいましたけれども、外国から言われてではございせん。むしろSEC基準によって出てくる数字というものを私は大変気にいたしております。その上で、バランスシートから消さなきゃならぬと本気で思っております。

○鈴木(淑)委員 きようは、これ、NHKのテレビつきじゃなくて、ですから一般の方は見ておられますけれども、今の総理の御答弁を伺って、恐らく金融関係者はちよつとがっかりしたかもしれないと思ひます。

といいますのは、去年、大蔵省が発表しているあんな程度の不良債権じゃないよ、もっと多いよというの、もう関係者の間ではほとんど共通の認識になっていました。そして、私もこの席で言いました。これだけ景気が悪くてまだまだ地価が下がっていくと、以前公表された不良債権の処理は進んでいるかもしらぬが、不良債権じゃなかつた根拠この部分が新たに不良債権になつてき

ているのだ、あるいは、取引先がもう六年、七年という経済停滞で耐えられなくなつて倒れることによる不良債権が新しく出ているのだ、そういうことをここで申し上げました。そんなに深刻だとは思ひません、処理は進んでいます。

ですから、やはり、私はこれは一種の危機管理だと思ひますが、総理官邸の情報が不足していると思ひます。大蔵省から上がつてくるあの数字だけを信じていたのだとおっしゃるんだつたら、全く情報管理の欠陥をあらわしているというふうに思ひます。もっと正確な情報をきちんと集めたのでなければ困る、特にここで私申し上げたのですから、何回も。それは大変残念に思ひます。

それから、総理、バーミンガムにいらつしやる前の最初のこの委員会、私の同僚である谷口委員が総理に一つ質問をしました。それは、総理は、これからは不良債権の早期処理を最優先にする、ついでに今度の対策の中で不良債権の流動化、証券化等の対策が入っているというふうにおっしゃつたわけですね。それに対して、谷口委員は、しかし、流動化、証券化するためには不良債権をデイスカウントして売り飛ばすんですよ、だから、ハイリスクだけれどもハイリターン証券になつてだけれど買つてくれる、当然大きな損が銀行に出るわけですが、それは一体どうやって処理するのという質問を谷口委員がされましたが、今度の対策の中にそういう配慮はちゃんと入っているのでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 谷口さんがその質問をされたとき、議論がございましたように、これは間違ひなしに、流動化させた場合、債権回収の見込みを反映した適正な価格での流動化、すなわちデイスカウントということが起こるというの、私はこれは御指摘のとおりだと思ひます。当然、パブルのときの時価で動くわけはありません。しかも、その後の状況の中で、場所によって変動はありますけれども、おおむね地価が低位に推移している。しかし、同時にこの四月導入をいたしま

した早期は正措置をきつかけとして、公認会計士が関与するものにおきまして、それぞれの金融機関は、資産の自己査定というものを通じて適正な償却、引き当てを行うことになるわけですから、その適正な償却、引き当てが行われていないとすれば、これは本場にちよつと問題です。

しかし、適正な償却、引き当てが行われている不良債権が流動化する、そこではその含み損が必ずしも表面化するのだというだけではないんじゃないでしょうか。ただこれは、ある意味では私自身新しい分野でありますので、詳細につきまして、お許しがいただけるなら、政府委員から説明をさせたいと思います。

○鈴木(淑)委員 総理がよく御理解されているということがわかりまして、私も大変結構だと思えますが、適切な償却、引き当てというのは、これはお金がかかる。つまり、有税の引き当て、有税の償却をしていくということは、これは損益に食い込んでいくわけですね。そして、自己資本を毀損していくわけですね、損益に食い込むというところは。

ですから、ここが大事なポイントになるのですね。それは、適切に償却しない、はい、わかりました、これは大変な不良資産ですから償却いたしませんと言え、これ、償却は損益を食い、自己資本を食っちゃうわけですね。だから、自己資本比率は下がりますよ。ROEも下がる、収益率も下がるといふ状況なんですね。だから、適切に償却しない、適切に引き当てをしないといふ説教しただけではだめなんですね。それじゃ自己資本比率が下がっちゃうじゃないですか、どうしたらいいんでしようと言われたら、どうするんですか。

片っ方では早期は正措置で自己資本比率を上げろ上げろと指導しているのでしょう。自己資本比率を上げろ上げろと片っ方で言っておいて、他方じゃ、償却や引き当てを適切にやりなさい、適切どころか早期にどんどんやりなさいと言ったら、

自己資本比率は下がっちゃうんですよ。えつ、どつちですかという話になりますね。

ここに、前にも予算委員会の席で申し上げたと思います、大蔵委員会の席では大蔵大臣に申し上げたと思いますが、混乱があるということであり、大蔵当局の指導、政府の方針に混乱があります。一体どつちが大事なの、自己資本比率を上げることが大事なんですか、それとも不良債権を早く処理することが大事なんですか、どつちなんですか。この二つは矛盾するんですよ。

それで、アメリカの例をちよつとお話しいたしますと、御承知のように、RTTCをつくらせて、SアンドLの不良債権を、SアンドLをどんどんとぶしながら不良債権を買い取る。つづいて買いたつたものから、この不良債権はうんとデイスカウントしてマーケットに売る。これでマーケットができて流動化していくわけですね。そのチャントを逃さずに、今度は銀行側が、自分の不良債権をデイスカウントして、損失をかぶりながら、そのでき上がったマーケットに売って、それで早期処理が進んでいくわけですね。

だから、最初のきつかけをつくっているのは、もうその銀行をつぶしてしまつて、思い切つてデイスカウントして売っているんですね。SアンドLの關係のものを、それに力のある銀行が早期処理というところで乗つた。しかし、これがうまく動き出したのはやはり九二年以降です。九二年といえ、御承知のように、アメリカの今の長期景気の始まりですよ。やはり景気が回復してこないとなかなか無理。だから、不良債権早期処理と景気というのは、鶏と卵みたいな關係があつて非常に厄介であります。景気が回復し始めれば不良債権早期処理も進む、しかし、不良債権が早期処理できないうち景気が回復しないみたいな非常に厄介な關係にあるわけがあります。

ですから、改めて伺いたいします。政府は今、三兎、三匹のウサギを追つかけています。一つは早期は正措置ですよ。自己資本比率を上げなさい、上げなさいと言っているのですよ。

二番目は、今や不良債権早期処理という二匹目のウサギを見つけた。これを早くやつたら自己資本比率は下がるのですからね、この二匹のウサギは一週には追いかかれませんが、そして、実は三匹目がいる。これは金融ビッグバンですね。金融ビッグバンを本格的に始めた。特に、ことし四月から外為法を抜本的に改正して為替管理、原則廃止してしまつた。さあ、イコールフットリングで海外の金融機関と競争しないといふ。競争するときの決め手というのはやはりROEになるわけですよ。資本単位当たりの収益率がどのくらいあるかということですね。これが三匹目のウサギです。そうしますと、このROEを上げるといふことと自己資本比率を上げるといふことも矛盾してしまふのです。自己資本比率を上げるために増資、増資とすれば、資本一単位当たりの収益が下がってしまいます。この三匹のウサギをどうやうやって追いかけるのですか、矛盾しているのに。順番をどうつけるのですか。あるいはトレードオフの關係にあるから、どういふウエートをかけるのですか。そういうことを、総理、お考えになつたこととございますか。

○橋本内閣総理大臣 これは、専門家として議員は見識を述べておられるのだと思つて拝聴をいたしておりますが、私、逆に、それでは金融機関のバランスシートに不良債権をいつまでも残しておいたらどうなるかなという思いを持ちながら、大変失礼でありますけれども、今の考えを拝聴しております。そして、私はやはり、これから競争が激しくなればなるほど、国際間における金融機関の競争というものが激化すればするほど、不良債権をバランスシートに残しておくメリットというものはないだろうと思つています。

その上で、今、三つの組み合わせをそれぞれに問題ありと。議員よく悪い方の予測について実に確信を持ってお語りいただくのですけれども、私は、その組み合わせの中から、要するに経営者の判断として、それぞれの特色といひますか、従来からのそれぞれの得意分野あるいは不得手な分野、

野、そうしたものを勘案しながら経営戦略というものには練られるものだと思います。

ただ、いずれにしても、私は、これから先不良債権をバランスシートに残しておくことがいいことだと判断する経営者はいない、その上でさまざまな工夫を、例えば先ほど述べたおられましたが自己資本との關係をどうとるかとか、それぞれの考え方を行動するであろうと思つています。

○鈴木(淑)委員 総理、私は、回答不可能な意地悪な質問をしているつもりは全くありません。これは、さつきちよつとその辺でどなたかさやかかれて、できつこないのじゃないかみたいなことをおっしゃつたけれども、そうではないのだというふうに思います。やはり、日本のこの経済危機を救うため、日本を救うため、政府・自民党だけじゃなくて、私も野党と真剣にディベートして、討論していただいてこの回答を見つけないといけない問題だと思つています。

私、今、我が自由党が考えていることを申し上げます。

三つターゲットがあつたら少なくとも三つ政策手段を用意しろというのが経済政策論のイロハなんです。教科書には必ず書いてあります。ですから、この三つに対してさういふように整理していきますと、私は自己資本比率というものは高ければ高いほどいいわけじゃないと思つています。一定の流動性を持つていけばいいのです。だから、インターナショナルに活動していればBIS基準で八%クリアしていればいいのです。それを、いや、いい銀行になるためには一〇%かな、一二%かななどといつて横並びで今日の日本の銀行はちよつと競争しているところがある。これはよろしくない。国内なら四%を楽にクリアしていればそれでいいのです。ですから、まずこの自己資本比率のところは、四%、八%を楽にクリアしたらもうそれでいいよと言わなきゃいけないと思つています。

それから、今度はROE、資本単位当たりの収益率、これはリストラですよ。リストラで経費

を落とし、むだな事業をやめ、そして今、融資構造もリストラの一環として収益性の低い融資を切っていくものですから、貸し渋りで大変なことになっていますが、あれは彼らの必死のリストラの努力でもあるのです。単に自己資本が足りないからではありません。これはリストラでやってもらう以外にない。政策を打つとしたら、そのリストラを助ける政策を打つ以外にない。

アメリカの例を見ても、本店の建物を売り飛ばしたりなんか、もう相当なことをやりました。シティコープだって、今はいい調子ですが、あのときは、本当に尾羽打ち枯らして日本に来て、シティコープの資産を買ってこれないかみたいなことまでやったのです。それがいいにすぎない勢いでリストラをした。これがROE対策です。

問題の、総理が今やこれが非常に大事だと言っておられる不良債権の早期処理、これは私もずっと言ってきました。これについて、我が自由党が基本政策というのを間もなく党大会で発表します。その基本政策はほぼできていますが、その基本政策の中ではつきり打ち出します対策は、不良債権早期処理に使う場合に限って不動産の再評価に課税しない、損益通算やらしてやる。今、自己資本比率を上げるために再評価使ってもいいよという法律通しましたね。かなり多くの銀行が保有不動産の再評価で自己資本比率を上げていますが、しかし、あれを使って不良債権償却しようと思つたら、これは損益通算というわけにはいかない、税金がかかります。これは再評価益に向かつて法人税がかかってきます。だから、これを不良債権早期処理に限り、この二年なら二年、特別立法で期間を定めて損益通算を認めてあげるよ。

これは、今銀行にそんな含みがあるのとおっしゃる方いるかもしれませんが、昭和二十年代、三十年代に目抜き通りに店舗網張った銀行は、この辺はまだ含みに余裕ありますよ。でも、今含みを再評価で表に出してしまつたら税金かけられるからそれはやれない。もし今回、この二年に限り、不

良債権処理に、不良債権の償却、引き当てに使う場合は損益通算認めると言つてやれば、これはかなり一気不良債権処理が進みます。私もそれはそういうことを考えております。

さつきも申し上げましたように、どうか、政府・自民党の中でだけこの三つの難問を考えて、これは回答なしなんて言つてはいないで、私もとも知恵を交換し合つてこの日本を救うための対策を考えていただきたい。私は回答不能な意地悪な質問を出しているのじゃないのです。日本を救うために一番大事なことを言っているつもりでございす。総理、どうぞ、そういう意味で今私が申し上げていることを真剣にお考えいただきたいと思ひますが、いかがでございましょう。

○橋本内閣総理大臣 国会に出られる以前からよく存じ上げ、その見識に敬意を払い、国会に議席を持たれるようになりましてからも私は敬意を持ち続けています。

その上で、回答不能な問題を出したということ、私は申し上げていませんよ。その三つを言われた。その中で、私は逆に、それではいつまでも不良債権をバランスシートに残しておけるか、だからまずそこからではないですか。そして、私は議員ほど率直に申し上げておりませんけれども、自己資本比率等を考えればいいじゃないですかという言い方をさせていただきました。何も高ければ高いほどいいと思つてゐるわけではありません。ただし、国際的に評価を受けるためのBISのルール、あるいは国内における四％ルール、これはやはりきちんとクリアしてもらわなきゃ困りますけれども、高ければ高いほどいいというふうなものではないとも思つております。

○鈴木(源)委員 ぜひ今私が申し上げましたことを御理解いただきたい。不良債権処理が緊急の課題だということは共通の認識ですね。その上で、三つの問題があつて、うっかりすると矛盾するから、三つ一逼に解決する一つの政策体系を考えないとだめだ、そのためには、私もとも一緒に考えていたきたいということを与党の皆さんにも

申し上げているわけでございす。

さて、それではもう一つの問題、今は、景気立て直しのために不良債権処理は大事だということ、このことについて少し深く政策論を申し上げたわけでありすが、もう一つは、総需要拡大といひますか、成長率を引き上げる方の政策でございす。

このたび、財政構造改革法、財政法を、弾力案項を入れるという形で改正するという案が出てゐるわけでございすが、これについても、昨年、総理覚えていらつしやうと思ひます。この財政法をつくるときの特別委員会、十月二十一日、十月三十一日、私は繰り返し総理に申し上げたわけでありすが、こういう形で今後の財政運営を縛つてはいけません。今景気がこういう状況なのに、とやうののに対して、総理のお答えは、財政状況は先進国中最悪です、「財政構造改革は一刻の猶予も許されぬ」、「一刻の猶予も許されぬ」。あるいは「一刻の猶予も許されぬ」。あるいは「一刻の猶予も許されぬ」。あるいは「一刻の猶予も許されぬ」。

○橋本内閣総理大臣 私、本当に、議員が言葉じりをとらえたなど申し上げるつもりはありませんが、私にしろ、財政構造改革の必要性というものを、私は全く、今も必要がないと考えてゐるわけではなく、今も必要がないと申し上げてきまして、だから、財政法を凍結しろ、あるいは廃止しろという御主張の方々に對して、私は、それはできないというのを申し上げてまいりました。その上で、現下の経済情勢の中において、私は、必要な対策をとることも大事なんだということも申し上げてまいりました。それが私の申し上げたいことです。

そして、財政法反対という立場の御議論に對して、私は確かに、一瞬の、一刻のというような言葉を使つたと思ひます。その必要性を訴えることに。私は今その議事録を持つてゐるわけではありませんが、そういう言葉を使つたであらうことを私は決して否定をいたしません。その必要性は、私は本当にそう思つてゐるのですから。その上で、現在、緊急の景気に対する対応が必要だと考え、そのためには、考えておかなければならない手段、幾つかの中の一つとして財政法の改正というものをお願いを申し上げております。

○鈴木(源)委員 総理、私は、総理との質疑の中で、私も財政構造改革が必要でないなどとは一言も言つていないのですよ、財政構造改革は必要だという立場で言つてゐるのです。だけれども、総理は、財政構造改革は一刻の猶予も許されぬ、一瞬たりともおくれちゃいけない、今すぐやるんだ、こうおっしゃるのに對して、いや、それは違う、経済再建が先だ、その次に財政構造改革だと言つてゐるわけですか。ですから、今の総理の御答弁は、財政構造改革が必要だといふ御答弁、それは全然私と食い違つてゐないのですよ。問題は、一刻の猶予も許されぬといふところを私は申し上げてゐるのです。

総理も、一刻の猶予も許されぬ、あるいは一瞬もちやうどできない、こう言つちやうたわけですが、これは総理、私は総理を尊敬してありますが、もう、これはちやうど言い過ぎたと言つちやうた。それはそれでいいことです。だって、そうでしたら、これはだつて、一刻や一瞬猶予できなかったら、財政法を改正なんかしちゃいけないというのになつちやうたんだから、さうでしよう。これはやはりちやうど言い過ぎちゃつた、一刻とか一瞬というのはちやうど強調し過ぎちゃつたよ。実は数年間の猶予はあるんですよ、数年間の猶予はあるんですよ。

それじや総理、今きつと私の方をにらみつけられましたから、具体的に申し上げますが、OECDがエコノミック・アウトロツクというのをを出していることは御存じのとおり。時々、財政状況の国際

比較を出しますが、また最近、昨年の十二月とこの四月に出したわけですね。それはきちんと大臣席に報告しておくようにというふうに官僚の皆さんに申し上げたからお手元にあるかと思いますが、この最新の国際比較を見ると、九六年の財政赤字の対GDP比率、なるほど悪いが、日本よりもっと悪いのがあります。それはイタリアとイギリスです。しかし、三番目に悪いんだから、自慢はできない。これは何とかしなきゃいかぬ。

しかし、よく言われることに、公的債務残高が五百兆円近くあった、だから一刻の猶予も許されないという論法がありますね。五百兆円近くあったという議論が、少しこれも、たまたまというのか、国民をおどかす結果になってやしないか。

確かに、公的債務の対GDP比率、日本は八二・六％、これもイギリスとカナダに次いで三番目に高いです。しかし、この統計は、同時に、公的部門が持っている金融資産を差し引いたネットの債務残高を書いているんです。ネットの債務残高というのになると、何と日本は一番低いですね。一五・八％であります。将来の我々の子供たち、孫たちへの負担でいくのは、ネットの公債残高でしょう。ネットの債務残高ですね。これは何とG7中一番低いというOECDの統計が出ております。これは何もOECDの統計を引用するまでもないことで、経済企画庁が出している国民経済計算の年報の残高表にもちゃんと出ていることあります。

総理、一刻の猶予も許されないというのは、やはり言い過ぎでしょう。ネットの債務残高がそんなに多いわけじゃないんですから。総理、いかがですか。

総理は、グロスのストックが五百兆円に近づいているとかいっておっしゃいますが、同時に金融資産も持っている、ネットでは二百兆円を切っているんですね。余りグロスで大変だ大変だと言いつつ、国民は本当にそうなのかと思つてびっくりして、それがかえって投資マイン

ド、消費マインドを冷や込ませ過ぎちゃっているという説さえ最近民間のエコノミストは言っております。余り財政危機を強調し過ぎて、おどかし過ぎたから、もう日本はだめだと思ひながら、こんな消費や投資が沈滞しちゃった。これは総理どうですか。子孫に残すのはネットでしょう。ネットはそんなに多くないんですよ。いかがでしょう。

○橋本内閣総理大臣 確かに、グロス、ネット、いずれをとるかでその数字に大きな開きがあることは議員が御指摘のとおりです。そして、どちらをとれば最悪であり、どちらをとれば最善の姿と言われた引例にも、私はそれにクレームをつけるつもりはありません。

ただ、その上で、そこを強調されること、その部分については、ちよつと私、議員と意見が違うのです。

というのは、このグロスとネットで出る差というのは何だと考えてみれば、一つは、厚生年金なんかの社会保障基金の積立金を初めとする金融資産ですね。しかし、政府が保有している金融資産というものの、これは間違いないし、その社会保障基金の積立金、あるいは特殊法人などへの出資金もあるかもしれません。あるいは外準も数えられるでしょう。これは本来、やはり取り崩して財政収支の補てんに充てる性格のものではないように私は思います。それは、当然のことながら、特殊法人への出資金なんかはちよつとまた違う問題があるでしょう。しかし、社会保障基金あるいは外準、こういうものは、やはり私は財政収支の補てんに使つちやうていい性格のものではないと思います。

また、その場合、ですから私は、海外においても、通常では国及び地方の債務残高という場合にはグロスの債務残高を言うのを教わってきました。これは間違っているかどうか、私、そこは自信がありませんけれども、少なくとも、やはり社会保障基金とか外準までを数えてしまふ、それは私は問題があると思います。そして、その意味では、

私は、グロスの数字の方が実態をあらわしているという意味では正しいと思うのです。

議員は首を横に振られますが、私はそう思うということでありまして、これはネットの数字、グロスの数字、それぞれに意味のある数字であることは私は認めますが、その上で、私は、やはり社会保障基金あるいは外貨準備というものをカウソトすることは、実態を正確に把握する上では、この場合は違うのではないだろうかという感じを持っております。

○鈴木淑恵委員 グロスの方が、物を考える上で、特に財政状況、将来の子孫の負担を考える上で基本だというのは、私は間違いないと思つたから首を横に振つたのですが、社会保障の基金をカウソトすることはいかかという点は、総理はいい点をついておられるのだと思います。

なぜなら、これから高齢化が進んでいって、この社会保障基金は全部、二〇二五年ぐらいまででしようかね、取り崩さなければいけないのだから、これをカウソトしてはいけないとおっしゃるなら、それはそうなんですというふうには私は答へます。そして、外準なんというものは大した額じゃないのです。ここに表がありますが、大した額じゃない。三兆円ぐらいです。ですから、社会保障基金については議論をしなければいけないところがある。

それで、社会保障基金を除かない場合は、グロスの負債が大体四百七十兆で、金融資産は何と日本は三百九十四兆も持っているから、差し引き、たつた七十六兆円のネットの債務残高なんです。こんなのは小さなものなんです。対GDP比率でG7中最低。しかし、二百二十四兆円社会保障基金があるじゃないか、これは二〇二五年まで取り崩すんだ、だから、これはここから除けと言われると今度は三百一兆円のネットになつていきまして、これは割と大きい、高いねということになるのです。

私が御議論申し上げたいのは、この社会保障の基金、それは二〇二五年までには取り崩すでしょう。しかし、最近どうなつていくのですか。これ、まだふえ続けているのです。まだふえ続けている。減り始めるのは、二十一世紀に入つてから減り始めるのです。私は言葉じりをとらえてるんじゃないのです。そういう意味で、一刻の猶予も許さないとか、一瞬たりともというの

は間違いないです。これは言い過ぎだったと認めた方がいい。数年間の猶予はあります、社会保障基金だってふえているのだから、これを取り崩しに入るのには随分先ですよ、まだ、いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 言葉というものは、発するに、その前にどのような御質問があったかということにもかわります。私は、細かいことを記憶してありませんので、議員は速記録を見ながら御発言でありますから、どうしても取り消せと言われるなら取り消しても結構ですが、私は、今議員が言われたのは、ますます反対なんです。

まだふえているじゃないか、だから今はまだカウソトしていい。私は、社会保障基金をカウソトすることに、本当に納得いかないのです。確実にこれは給付に将来回っていくわけです。今のうちに積めるものはできるだけ積んでおきたいというむしろ性格のものでありまして、これを外準まで、外準、たつた三兆ですと言われまして、三兆円をたつたと言ふ勇気はとて私にありませんけれども、私は、やはり社会保障基金をカウソトするのは間違いない、私はそう思います。

議員はそこを、首を横に振られました。ですから、議員の御意見は議員の御意見として、私は、このネットとグロスの議論をいたしますときに、社会保障基金をカウソトするのは決して望ましいことではないと考えております。

○鈴木(淑恵)委員 私も、社会保障基金を当てにしろと言つていっているのではないのです。これを除いたつていいですよと言つていいます。除いて三百一兆円がネット債務だと言つたつていいですよ。三百一兆円と五百兆円は全然違うのです。三百一兆円だったら、もう一刻の猶予も許されないとい

うことはないというふうに思うのです。

そこで、私が申し上げたいことはこういうことなんです。今度の財政法の改正案というのは、成長率が1%以下のときにはちよつと執行停止मितいにして先送りをする。また経済が元気になる一%を上回ってきたら、再び三年間集中改革期間でがりがり歳出カットをし、赤字をふやしてはいけませんでいんだということなんです。これは絶対うまいかないですよ。

総理に申し上げたいけれども——重要關係が大勢いらつしやるし、自民党の政策マンたちが大勢いらつしやるから言いますが、だつて、ちよつとお考えになつてわかるじゃないですか。1%を切つたらちよつと先送りだ、ようやく1%台に乗つてきたらまた集中改革期間だといつてぎゅうぎゅうやつたら、いつまでたつても1%前後でふらふらして行くでしょうね。それがいけないのですよ。だから、私も野党は、みんな三派一線になつて、執行停止、この施行を停止する、それで、その間に新しい財政再建の枠組みを考えようと言つてゐる。

その場合、私も自由党は、この枠組み、全然だめだと思つてゐるのです。最初の、例えば今世紀中の三年間は経済再建の集中期間にしなければだめだ。それから、次の二十一世紀の初頭のところで、いよいよ日本経済、民間主導型の持続的な成長軌道に乗つた、税収も正常化してきたというところで、いよいよ財政構造改革を含む各般の構造改革を完結させる、そういう二段階のアプローチにしなければだめだ。このまま、財政再建最優先で、成長率が1%台になったら、はい、また始めますといつて集中改革期間、それで、また1%を切つたら執行停止だ、こんなことを繰り返してゐたのでは、全然日本経済の建て直しができない。

総理、お席にいない間に私が申し上げたいことは、要するに、今の財政法改正の枠組みは、成長率がちよつと下がつたら執行停止で先送りをする、成長率が1%を上回つてきたら、再び三年

間、財政再建の集中期間だといつて歳出を縛り、赤字を縛つていく。そうしたらまた経済は落ちますよ。そうしたらまたこれ、解除しますと。こんなことを繰り返すような、こんな弾力条項の導入という改正では、日本経済はともち直れない。そんなことをしてふらふらふら、あと十年行つたら、それこそ一刻の猶予も許されないと

今なら大丈夫。今なら大丈夫。今なら、ネットの債務残高からいつて大丈夫なんです。この三年間ぐらい、赤字拡大をあえて許容してでも、経済再建の集中期間にする余裕がありますよ。ですから、そのことを私は申し上げたくて、言葉じりをつかまえて言つてゐるんじゃないのです。最初の三年間、どうですか、経済再建の集中期間にしようよ。財政再建を初めとする構造改革の集中期間は、二十一世紀に入つてからでも大丈夫、間に合う。この赤字の残高からいつて間に合います。一刻の猶予も許されないということではあります。そのことを申し上げてゐるのであります。

いかがですか、総理。成長率がちよつと上がった、またこれ、復活して抑え込みます、下がつたらまた弾力条項です、こんなことを繰り返したら、日本経済は持続的な成長軌道になんか乗れません。いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 恐らくこのようなりとりの中で、その一瞬とかいつときとかいう言葉を私が使つたのだらうと思ひながら、今御意見を拝聴しております。

フローベース、ストックベース、あるいはグロスの債務残高、ネットの債務残高、それぞれの資料を、今OECDのエコノミック・アウトLOOKの数字を改めて眺めておられますけれども、私は、何となく、議員の方が樂觀的なのか、どっちなのか、さつきからちよつとわからなくなつてゐるのです。私は、今もう本心に厳しと思つておりますし、同時に、先ほど私、もしかすると外準で三兆と言つたかもしれません。三十兆です。これ、

大変ちよつと失礼しました。

しかし、社会保障基金の積立金などを抜いたら、それ、三百兆とだよ、大したことはないよ。私は、そうではない、三百兆とよという数字は大変な数字だと思ふのです。それを議員は非常にその部分は明るく見ておられる。私はその数字自体が大変厳しいものだと思つております。その点が、残念ながら、認識の違いなのか、考え方の違いなのか。恐らくそういうやりとりの中でいつときとか一瞬とかいう言葉を使つたんだろうなと、今思つております。

○鈴木(淑)委員 時間も迫つてまいりましたので、まとめて申し上げますけれども、三百兆だつて、それはかなり多い額ですよ。しかし、五百兆よりは十分余裕がある。

それよりも何よりも、総理、今失業率が三・九に上がつてきた。学校を卒業した直後の男子、十五歳から二十四歳の失業率は10%を超えてしまつた。十人いれば一人、こんなこと、戦後ないです。こういう危機的状況に経済が陥つていても、なおかつ三百兆に余裕がないから財政構造改革最優先なんですか。これはおかしいですよ。経済政策というのは国民生活のためにあるのですから、失業率というのは国民生活を根本から揺さぶることですから、こういう危機的状況のときに一体どっちが大事だと思つてゐるのですか。総理は、というのが私の言いたいことです。

そして、この財政構造改革最優先というのは実は大変な罪つくりの政策であつて、八〇年代の後半に一回やりました。財政改革最優先でやりました。そのしわは、あのときも金融政策に寄つた。そのために、金融政策は内需を拡大し黒字を縮小するためにひとへに奮闘した。その結果……

○中川委員長 鈴木君に申し上げます。質疑時間は終了しました。

○鈴木(淑)委員 はい、わかりました。すぐ終わります。

長期間、低金利をやつてバブルを発生させた。そのバブルの崩壊が今日の苦しみ始まりでしよ

う。今度は日本経済が腰抜けしてしまつてゐるから、これだけ長期の超低金利政策をやつても、バブルは発生しない。そのかわりに、米国のバブル、ニューヨーク・マーケットのバブルの二因になつてゐるとすると、総理、これはえらいことですよ。今度こつちが立ち直つたときに、向こうがバブルの崩壊を起こします。

○中川委員長 再度言います。質疑時間は終了しました。

○鈴木(淑)委員 世界じゅうから日本の財政再建最優先の政策を批判される、こういう局面に來ることを私は大変心配してあります。

これで結論とさせていただきます。もし、総理、お答えがございましたら、どうぞ。

○中川委員長 これにて鈴木君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。先週に引き続きまして、質問をさせていただきます。

初めに、先週、私の質問に對しまして、総理から明確な答弁がなかつた問題からお聞きをしたいと思います。

財政法では、一切の聖域なしということでは、一律カットということでありましたけれども、今回、公共投資関係費というのはプラス二五%、当初は七・六%のマイナスでありましたが、大きく拡大をいたしました。私はこの数字を挙げまして、総理に、公共投資を抑制するという方針は転換したとみなしてよろしいでしょうかとお聞きをいたしましたけれども、はつきりした答弁がございませんでしたので、改めてお聞きをしたいと思ひます。

公共投資抑制という方針は、これで転換したといふふうに理解してよろしいですね。

○橋本内閣総理大臣 今財政構造改革法の改正案の御審議を願つておりますけれども、その中にございませう、それは明年度の社会保障のキャップを外すことと、同時に弾力条項の挿入をお願いを申し上げております。

そして、今、その御審議とあわせながら、我が国の景気回復についての努力の御議論が並行しております。その中で、私どもが公共投資の効果をも最大限に発揮してもらいたいと考えており、社会資本整備についてそれなりの役割を果たしてもらおうとしている、それはそのとおりです。

○佐々木(憲)委員 それはそのとおりとおっしゃいました。

確かに、聖域という言葉が前にありましたが、聖域化されたということになると私は思うわけでございます。財政構造改革の骨格は維持しているというふうな点で、これまでも総理はおっしゃいました。しかし、私は、社会保障の抑制という点で申しますと、これは悪い骨格が生きているのではないかと。実際、社会保障は、自然増で今年度八千億円の増が見込まれているわけでございます。そのうち三千億円しか認められない。つまり、五千億円がカットされているわけでございます。補正ではそれは復活をしております。

公共事業抑制というところから拡大ということに転換をしたということ、これはお認めになったということでしょうか。

このことは、公共事業の場合はマイナスからプラス二五％へと大きく転換をしたけれども、社会保障の側は抑制という基本は変わらない。公共投資はプラスになるが、社会保障は抑制。その二つはなぜ違うのか、社会保障はなぜ抑えたままなのか、その理由をお聞きしたいと思っております。

一方、現在、景気回復のための努力を払う中に社会資本整備があることは事実ですと申し上げました。

〔委員長退席、村井委員長代理着席〕

○佐々木(憲)委員 転換したかどうかとお聞きをしております。〔橋本内閣総理大臣「だから、今答えた」と呼ぶ〕

今回の補正予算におきましては、例えば社会保障関係費におきましても景気対策に資する内容といたしまして四千五百億、あるいは文教及び科学技術振興費にいたしましても五千億、その他、中小企業対策費につきましても、中小企業対策の場合には当初予算が千八百五十八億でございますが、追加額がそれを上回る二千六百二十一億、それぞれ景気対策の内容を含む補正予算でございますので、公共事業以外の各般の施策におきましても、それ相応の追加が行われているところでございます。

○橋本内閣総理大臣 繰り返して申し上げますが、財政構造改革法の改正案を御審議いただいております内容は、先ほど申し上げたとおりです。そして、景気回復のために今努力をしております。その中に社会資本整備があることも、その効果というものを考えただければ御理解がいただけるであらうと思っております。

○佐々木(憲)委員 景気回復のために二五％増という形になっているわけであります。公共投資を、これまでは抑制という立場であったのが大幅に拡大というわけでありますから、この部分は明確に、聖域という言葉が前にありましたが、聖域化されたということになると私は思うわけでございます。

○橋本内閣総理大臣 繰り返して申し上げますが、財政構造改革法の改正案を御審議いただいております内容は、先ほど申し上げたとおりです。そして、景気回復のために今努力をしております。その中に社会資本整備があることも、その効果というものを考えただければ御理解がいただけるであらうと思っております。

○佐々木(憲)委員 四千五百億社会保障を積み増ししたとおっしゃいましたが、先週の厚生大臣の答弁でも、五千億円のカットというのは、「もとに戻した」ということではありませんか。というふうにお答えになっているわけですね。つまり、今年度のキャップはそのままです。新たに四千五百億円がつけ加わったと言いますけれども、これは中身が、性格が違っているわけですね。

○佐々木(憲)委員 景気回復のために二五％増という形になっているわけであります。公共投資を、これまでは抑制という立場であったのが大幅に拡大というわけでありますから、この部分は明確に、聖域という言葉が前にありましたが、聖域化されたということになると私は思うわけでございます。

○佐々木(憲)委員 景気回復のために二五％増という形になっているわけであります。公共投資を、これまでは抑制という立場であったのが大幅に拡大というわけでありますから、この部分は明確に、聖域という言葉が前にありましたが、聖域化されたということになると私は思うわけでございます。

カットしたこの部分については戻っていないわけですから、公共投資は二五％ふやしたけれども、社会保障を抑える形になっている。なぜ社会保障だけ抑えるのか、この質問に対しては、今答弁は答えておりませんので、明確に答えていただきたい。

○小泉総務大臣 現行のままで、現状維持でいくと、何ら重点化、効率化を図れない。将来、社会保障はかりの予算で、ほかの省庁の予算はどうなるのか。全体の国民負担率を五〇％を超えないという大きな前提で取り組んでおりますから、これからの給付と負担の均衡を図りながら、社会保障関係費だといっても、すべてふやせばいいということでもない。効率化、重点化を図らなければいかぬということ、新たな補正予算を組むということでもありますから、これからの時代に即した予算というものはふやしてもいい、そして今後見直ししなければならない制度というものはできるだけ重点化、効率化を図っていくということでもあります。

○佐々木(憲)委員 公共投資は二五％もふやしたけれども、社会保障は抑制をした基本は維持されているわけであります。なぜそうなのかと聞いているのです。なぜそういうアンバランスな状況を進めるのかという点を聞いているわけであり、その点についての答えにはなっていないですね。

○瓦岡務大臣 お答えいたします。先般もお答えをいたしました。公共事業の一面におきましては、景気誘発の力が一方においてございます。今、景気対策を進めるという観点におきまして、予算が補正予算に盛り込まれたところでありまして、私どもは、その使命を全うしたい、こう考えておるわけであります。福祉における問題と、また一方におきまして公共施設における投資につきまして、委員は御理解をいただいておりますと思うわけでございますが、改めて私からも今申し上げさせていただきます。

○佐々木(憲)委員 私が聞いたのは、公共事業が二五％も伸びているのに、社会保障は伸びていない。なぜ伸びないのか、なぜこのような差を設けるのかと質問しているのに、それについての答弁はございません。結局、私が聞いていることに答えられないということになるのじゃないですか。それだけの説明はしたけれども、なぜ公共投資だけふやして社会保障がふえないのか、ふやさないのか、その理由の説明は一切になっておりません。

私は、こういう事実を見て、やはり今回の財政法、財政構造改革法という法律の性格が非常にはっきり出ていると思う。つまり、生活関連、社会保障、そういう分野については徹底して抑えつけるけれども、しかし、公共投資についてはとにかく拡大する、そういう性格がはっきり出ている。

つまり、生活を抑制するという点が直らない限り、本当の景気対策にはならないと思えます。そういう意味で、私は、このような、もう破綻したような財政構造改革法は撤廃する、そして本来の国民の立場に立つた景気対策に切りかえるべきだということを主張したいと思っております。

次に問題にしたのは、このように公共投資を補正予算でどんどん積み上げていくというやり方が財政の悪化に一層拍車をかけることになるわけでございます。

財政制度審議会の財政構造改革白書、これは次のように述べております。

ケインズ的な財政政策は、成長への一時のカンフル剤としての効果は否定しえないとしても、赤字の累積という副作用も伴いがちです。経済成長への近道のつもりが、却って回り道をすることにもなりうるのです。このように、はつきり財政制度審議会が書いているわけでございます。

総理、このようなやり方というのは、財政制度審議会も指摘しているように、つまり、公共事業をどんどん積み増して景気対策をやるといって

り方が、かえってマイナス、副作用が大きい、こういう指摘をされているわけですが、この指摘についてはどうにお考えでしょうか。

○橋本内閣総理大臣　まず、その前に、議員は、公共事業費をふやしてほかのものをふやしていいというのかのとき言い回しをされましたが、先ほど主計局長が御答弁を申し上げましたように、他の項目も予算はふやされているという事実は御認識をいただきたいと思ひます。

その上で、公共事業というものを、どういう位置づけを議員がなさるのかわかりません、しかし、将来を考えたときにも、一定のものはもちろん国民の暮らしを安定させていく上で必要なものであります。今、この景気回復という私どもの目標の中で、有効な手段としてこれを新たな分野に活用しようとしていることも御理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員　他の部分もふえておっしゃいました。多少ふえておりますが、しかし、今回の十六兆円を超える最大の景気対策と言われている、その中で七・七兆が公共事業、こういう内容になっているわけでありまして、これが最大の拡大率になっておりますから、全体としての比重は極めて大きいわけでございます。つまり、公共事業をどんどん積み増しする従来のやり方を今回も繰り返していると言わざるを得ない。

このようなり方は、例えば財政制度審議会の財政構造改革特別部会長でありまた石弘光教授が、「今再び公共事業を拡大し、後世に莫大なツケを先送りするという愚行を繰り返してはならない。」四月十一日号の週刊東洋経済、ここでもはつきりと指摘をされているわけでございます。

総理自身も、昨年の十月十七日に衆議院本会議で、我が国では、バブル崩壊後の経済情勢に対応するため、景気対策として大型の補正予算を累次にわたって編成をいたしました、そのためもありまして、公債依存度が急増するなど、現在の財政状況が危機的な状況に立ち至っていると思へ、続けて、今後は、安易に財政に依存せず、民

間需要中心の自律的成長の達成を図っていくことが基本であると考えておりますと述べておられました。

景気対策として公共事業中心の大型補正を組むというのは、半年前の総理の本会議での答弁、この立場に明確に反しているということになると思ひますが、これはいかがでしょうか。

○尾身国務大臣　このたびの総合経済対策におきまして、公共事業、公共事業とおっしゃいます。が、私どもは、社会資本の整備というふうに理解をされているわけでございます。しかも、このたびの対策の内容を詳細にあらんになっていただきますと、例えば環境、エネルギーあるいは将来の発展基盤となります情報通信の高度化、科学技術の振興、あるいは少子・高齢化に対応した福祉、医療、教育、物流等でございます。将来の民間活力を生かす日本経済の活性化のためにプラスになるようなところに重点的に資金を投入をいたしまして、いわゆる需要面だけではなしに、供給サイドにおきましても、二十一世紀に向かって日本経済の体質強化を図っている、そういうところを重点にしているという点につきましてはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員　私の質問に全然答えていないじゃないですか。私が質問したのは、総理が国会の本会議、衆議院の本会議で十月十七日に、景気対策として大型の補正を累次にわたって編成をしたために、現在の財政状況が危機的な状況に陥つた、今後は、安易に財政に依存せず民間需要中心の成長を図りたい、こうおっしゃったわけですが、しかし、またまた公共事業中心の大型補正を組んだということ、今御紹介しましたようなこの立場から見ても、明確に反するではありませんか。と聞いているわけですが、尾身長官の回答は全然違ふ。公共事業の中身がどうのこうのと聞いているんじゃないんです。

○橋本内閣総理大臣　尾身長官は尾身長官として誠心誠意、議員にお答えをされていたのでありまして、そんなに目を三角にしてにらみつけたりしないでいただきたいのです。

そして、本会議で、累次の経済対策というものが下支えの効果はあったけれども、後に残す影響も大きかった。それは、確かに私はそういうふうな申し上げました。その上で、なお現在の経済情勢の中で、新たな社会資本の整備をすることを一方では将来のために進めながら景気回復に資していきたい、今そのように考えているわけですが、そして、先ほど来の委員の御意見とここが少しどうも食い違つちやうみないな感じですけれども、公共事業という言葉に対して何かウエートをかけて、悪いイメージと言つてはいけないうるかもしれませんけれども、余りよくないイメージを強調されているように感じて仕方がありません。しかし、その中でやはり、例えばダイオキシンあるいは環境ホルモン、新エネルギー、こうしたものに対する投資をしようという努力、あるいは福祉、医療、教育といった国民の暮らしに密着している分野、こうした分野に対する事業というものは、私は、きちんと認めていただくべきものではないかと認めていただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員　今度の補正で、内容については若干の違いを今説明しましたが、結局、このように七・七兆の社会資本整備とおっしゃいました。それが中心になりまして補正が組まれる。こうなりますと、結果として、九八年度の国債発行額は二十一・七兆円。これは過去最高でありました九六年度実績に次ぐ規模となるわけでございます。公債依存度は二〇％から二六・三％。補正後の公債残高は二百八十五兆円。ですから、今まで禁止手として否定されたこのようなやり方をまた繰り返して、同じように財政悪化に拍車をかけていると言わざるを得ないのです。

私は、景気対策ということであれば、今大事なことは、消費をどれだけ拡大するかという点にウエートを置いた政策の転換ということをやります必要がある、そこに重点を置くべきだということとをぜひ理解をしていただきたいと思ひます。

そういう点で、次に減税問題についてお聞きを

したいわけですが、今国民の中では減税をめぐるさまざまな意見が出ております。例えば、朝日新聞の三月十八日付の投票でありますけれども、このような投票が出ております。

私は今、減税分を蓄えに回しています。いくら景気浮揚に効果的でも、個人消費拡大に参加する気は毛頭ありません。

それは底の見えない負担増に備えるためです。医療費本人負担が二割、消費税が五％では、減税も焼け石に水。二〇〇〇年からは介護保険、年金支給は「ない袖(そで)は振れない」。一体どこまでお金がいるようになるか、見当もつきません。

だから、減税は一時的であらうと継続的であらうと、ありがたく貯金させていただきま。負担の底が見えるようになったら、はじめて余剰分を取り崩して有意義な消費に回すことにしています。私が豊かさを求めて消費し始めるのは、こうなつてからです。

私は、ここに庶民の心情がよくあらわれていると思ひます。

総理は、この投票、こういう心情に対して、どのように受けとめ、どのようにお答えになりますか。

○橋本内閣総理大臣　まず、今何いながら感じたことを率直に申し上げておけば、あなたの言われる庶民という、一体その方々はどのような人々の中にも、貯金をする余力はない。毎日の暮らし、家賃、そうした負担で貯金をする余力はないという方々が結構あります。学校時代の後輩、いろいろな機会にそういうケースもありま。あるいは、まさに減税と言われて喜んで、気がついたら、おれ、所得税払うほどの収入を取っていないかと言われたこともあります。

それだけに、瞬間、そういうケースがよき、議員の言われるその方は、どのぐらいの年収をお持ちの、あるいは資産をお持ちの方なんだろうなと思ひました。

○佐々木憲委員 私を紹介したのは三十九歳の会社員の方でございますが、普通のサラリーマンだと思います。

今、庶民とはどういう方かとおっしゃいました。総理の御存じの方で、貯金をする余力もない方がいらっしゃるおっしゃいました。昨年の消費増税の引き上げ、医療の負担増、そういう点を考えますと、貯金をする余力もない人に対してあれだけの負担増を強行したというのを一体どのように考えておられるのかと逆にお聞きをしたいわけでございます。

私は、減税という問題を考える場合には、九兆円の負担増で消費マインドが極めて冷たい、冷えて入っている、そういう状況の中で、またこれから社会保障などの改善によって負担増がどれほど大きくなるか、そういう点で将来不安を持っておられる方々、こういう方々のその不安を解消するという点、そして現実にはそういう方々の購買力を引き上げる手だてを打つということ、これが一番肝心の景気対策のかぎにならなければならぬというふうに思っております。

政府がこれからやろうとしている二兆円の減税、ことし、来年合わせて四兆円とおっしゃいますが、二年限りの時限的な所得減税でございます。これは期限が切れますと、あとは事実上の増税効果が生まれるわけでございます。これは当委員会での委員も指摘をされていまして、そこでございますが、将来不安が強まって消費マインドが冷えて入っているというふうな中で、増税が約束されているという一時的な減税では、これはなかなか消費に回らない、貯蓄に回ってしまうというところは、これは当然だと思っております。

例えば、ここに企画庁と関連の深い日本リサーチ総合研究所というところが五月十五日に発表しました報告書がございます。生活不安定指数というものです。これは「再び悪化した消費者心理、萎縮状態が続く消費意欲」、こういう題がついております。ここでは次のように述べているわけですが、「前回二月と今回の調査結果をみる限り、

この間に実施されている九七年度補正予算による二兆円の特別減税は、消費者心理の改善に期待されたほどの効果をおげなかったようである。」このように結論が書かれていたわけでございます。

確かに、総合経済対策のブレンディング、政府がお示しになったこの中でも、「直ちに有効需要を創出するための減税を行う。個人消費刺激のための個人所得課税の大型減税（総額四兆円）」これを行うというふうに書いておりまして、個人消費を刺激するのが目的だ、このように書かれては、当然その期限が切れば増税に転化するわけでありまして、なかなか消費拡大の効果は薄いわけでございます。

したがって、私は、個人消費を刺激するための所得減税と言うならば、一時的なものではなくて恒久的な減税が明らかに効果があるというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。○松永國務大臣 景気対策としての減税は恒久減税としてやれというお話でございますけれども、しかし恒久減税をやる場合には、当然のことながら恒久的な財源を必要とするわけでありまして、これはそもそも所得税のあり方の問題として、さまざまな点から検討を加えて結論を出さなければならぬ問題であります。

もし恒久減税をやる財源として特別公債の発行にすべてを頼むということになりまして、賢い消費者ならば、いづれその増額発行された特別公債の利払い、元本償還のために負担増が来るであろうというふうに予測いたします。それはまさに委員が今おっしゃった特別減税と同じように、あるいはそれ以上に、もし将来の負担増というところで消費が抑制されるというのであれば同じ結果になるのじゃないだろうか、そういう点を考えて、この恒久減税というものは常に恒久財源というのを考えながら議論をしなければならぬ問題だろう、こういうふうに思います。

そこで、問題は、特別公債発行という形での財源じゃなくして、別の財源をどうすべきかという

のが十分考えられなければならぬ問題だろうというふうに思います。その別の財源というのは、歳出構造の改革を徹底せしめていってどれだけ余裕が出てくるかという問題、それからまた景気の浮揚による自然増収がどれだけ出てくるか、こういったいろいろの面からの検討をした上で恒久減税というものは考えなければならぬというふうに思っております。

（村井委員長代理退席、委員長着席）○佐々木（憲）委員 財源は、確かに歳出構造についてむだを省くというようなことを当然やるべきだと思うんですね。

私がお聞きしましたのは、一時的な減税ではなくて恒久減税をやる方が消費拡大効果がある、こういうことをお認めになりませんかとお聞きしたわけですが、そういう点についてはお答えになっていないのじゃないですか。

○松永國務大臣 今回の特別減税は、既に二月、三月で実施をした特別減税もそうございましたが、一年のうち十二分の一ずつ減税していくのじゃなくして、一時期に集中的に減税の効果を生かすに及ぼすという特色も実はあるわけでありまして、そのことはまた、消費の拡大に少なからず貢献するということには私は思っています。

○佐々木（憲）委員 例えば、日経の社説でこういうのがあります。「一時的な特別減税では消費活動は刺激されないことを端的に物語っている。消費は一時的な所得ではなく、将来にわたって獲得できると予想される恒久的な所得によって決まるといえるのは、どの経済学の教科書にも書いてある。常識だ、こう言っているわけですね。」

それだけじゃなくて、自民党の幹部の方々からも、恒久減税を当然やるべきだ、こういうことが次々と発言があります。例えば朝日新聞四月十八日、これによりますと、自民党の行政改革推進本部長の武藤嘉文氏はこのように言っておられるわけですが、「税率構造を変える恒久減税ではない一時的な特別減税では、国民は「一、二年で減税は消えて元に戻るだろう」と将来を心配して金を使わ

ない。所得税なら恒久減税でないと消費増につながらない」「思い切って恒久減税を検討すべきだ。」このように言っているわけですね。

私は、自民党の中にもこういう意見があるというのは、大変おもしろく新聞を読ませていただきました。したがって、幹部も認めるを得ないように、一時的な減税よりも恒久減税の方が効果があるということもやはり明らかであります。そういう点はお認めになりませんか、効果について。○松永國務大臣 先ほどの答弁の繰り返しになるような形で恐縮ですが……（佐々木憲委員「どちらが効果があるか」と呼ぶ）いや、私は、先ほども言いましたけれども、特別減税をある時期に集中的にどんとやるという効果は、私はあるものと思っております。

○佐々木（憲）委員 それでは、例えば、今百貨店の売り上げというのは大変落ち込んでおります。その点について、日本百貨店協会の会長、伊勢丹の社長の小柴さんが次のように言っている。「二兆円の特別減税は消費につながらない」と聞かれました、ほとんど効果はない、九九年は追加減税がなくなり、再び二兆円規模に戻る、先が見えてくる減税では多くを期待できないだろう、九兆円の国民負担を強いるのは性急過ぎた、こういうこともおっしゃっているわけでありまして。

ですから、このように、今の一時的減税よりも恒久減税にした方が効果があるというのは、一般的な国民の常識でもあり、自民党のかんりの方々もそうだとおっしゃっているわけでありまして、こういう方向に踏み切るというのが当然のことじゃありませんか。なぜそれをやらないんでしょうか。

○松永國務大臣 似たような答弁になって恐縮ですが、恒久財源を示さなく減税の議論をするのは必ずしも適切じゃないというふうに私は思うのです。それからもう一つは、恒久減税をやる場合には、そもそも日本の所得税の負担割合というものがどういう状況にあるかということも考えた上での議論でなければならぬというふうに思いま

す。
なお、私が直接聞いたところでは、伊勢丹その他、若い女性の衣料品等は、先月に比べると、四月の方はある程度伸びてきたというふうな話を聞いております。要するに、若者向きについて少し売り上げが伸びてきたという話は聞いております。

○佐々木(憲)委員 恒久減税には財源が必要である。だから、私どもは財源問題についても提起をしているわけでありまして、公共投資などの浪費的な部分については徹底してメスを入れる、予算全体の構造について再検討していくということ提起しているわけでございます。

それから、四月の百貨店の話、売り上げがふえたと言いますけれども、昨年の駆け込み需要の反動減というのが四月に出たわけですよ。それに比べれば、前年比でふえる、それは当たり前であります。それから、三月に比べて若干ふえたと言ったって、全体としては、大きく落ち込んだという水準は回復されておられません。

ですから、大事なところは、そういう個人消費をどのように刺激していくか、そこが必要であつて、したがって、もともとこういう一時的所得減税というのは限界があるわけで、しかもこの所得税を、先ほどもおっしゃっていましたが、納めていない方には減税は当然行かないわけで、高齢者や低所得者には恩恵が及ばない。だから、減税を受ける人の場合も、一定部分がこれは貯蓄に回るといふ状況ですので、やはりこのような一時的な減税ではなくて恒久的な減税の方が、所得税の減税というところで行う場合にはそちらの方が効果があるということはおもう明らかでございます。

そして、もっと効果がある消費拡大策、こういうことになれば、当然、消費税の減税、こういうことになるわけでありまして、これは、その効果はすべての国民に及ぶ。しかも、消費に直結する税制ですから、消費をするたびにその効果が上がる。また、低所得者の購買力を引き上げる。低所得者の場合には、購買力は大変深刻な状況であ

りまして、消費性向が高いわけでありまして、そこを引き上げる効果があるということですよ。また、消費の落ち込みによって今中小業者が大変な状況にあります。そういう中小業者の営業を助ける、そういう点でも抜群の効果があるわけでありまして、当然、消費拡大ということにウェイトを置くということであるならば、これは消費税の減税が一番効果があると思えますけれども、この点はお認めになりませんか。

○松永国務大臣 まず、消費税の減税は、消費をしない人には効果はないわけですよ。もう一つは、所得税を納めていない人に特別減税の効果が及ばないと同じように、それは恒久減税でも所得税を納めていない人には効果は行かないわけでありまして。

○佐々木(憲)委員 全く答えにもなっていない答えですが、それではお聞きしましょう。消費をしない人とはどんな人ですか。消費しない人が世の中にいますか。

○松永国務大臣 正直に申し上げまして、消費をたくさんする人には効果が及ぶでしょう。しかし、消費が比較的少ない人には消費税減税の効果は余り及ばないということをお聞き上げたわけでありまして。消費というよりも買わない人という意味なんですよ、それは厳密に言えば。

それからまた、もう一つ申し上げたいことは、消費税を二%上げたことについて非常な批判をしていらつしやるわけでありまして、実は、この消費税の二%引き上げというのは、地方消費税の一分を含めての二%であるわけですから、その前に所得税減税を先行しておるわけでありまして、それに見合うものとしての引き上げであつたわけでありまして。なぜそうしたか。少子・高齢化社会を展望して、その時代に適応できるような税制にすべしという考え方のもとに法律ができ、そして実行に移された、こういう経過であるというところをひとつ思い出していただきたいと思います。

○佐々木(憲)委員 消費しない人というのはい

はずであります。消費の少ない人、例えば低所得者の方々こそ消費性向が高いんですから、政府の統計で明らかでしょう。だから、そういう方々に減税効果が及ぶ消費税減税こそ一番効果があると、当たり前のことを私は言っているだけなんです。それをお認めにならないのかどうかと聞いています。

今、先行減税に対する見返りだ、こういうふうにおっしゃいましたが、しかし、サラリーマンは差し引き、所得税の減税、消費税増税で八割がプラスマイナスで増税になっているんですよ。全然見返りになっていないじゃないですか。しかも、高齢化社会のためだということはおっしゃいますけれども、例えば消費税を導入した八九年から九六年度までの国の消費税収は三十一兆一千七百八十一億円、これに対して、ゴールドプランで国が上積みした予算額というのは、九〇年度から九六年度までの合計で一兆八千八百十三億円、消費税の収収に対してお年寄りのために新たに使われた金額はわずか六%にすぎない。今後の展望だつて明確に示されていないじゃないですか。少子・高齢化社会のためというのものは理屈が通らない。

ですから、やはり景気回復の最大の決め手、最後の決め手と言つてもいい、これは消費税の減税にあるというふうにお聞きわけです。もちろん、我々は消費税の廃止を目指しておりますけれども、少なくとも今直ちに消費税を三%に戻す、これが当然景気対策としてとるべき手段だということに思ひますけれども、大蔵大臣は、消費税の税率引き下げが消費拡大に直結するということはお認めになりますか。

○松永国務大臣 これも委員の御希望に沿う答弁にならないことを恐縮に存じますけれども、例えば、これはあくまでも例えの話ですよ、ある時期から、消費税を少し引き下げますという話が出たその段階から、買い控えが相当進むのじゃないか、そのことは景気にとって大きなマイナスになるという点があるということを指摘しておきたい

わけであります。

○佐々木(憲)委員 今のは全然反論にも何にもなっていないわけで、消費拡大効果があるのはいくらも厳然としているのですよ。消費税の減税をやれば駆け込みの買い控えが起きる、こう言うけれども、すぐにやればそんな心配はないし、また、消費税を減税したら消費はどつとふえるわけなんですよ。だから、もうそんなのは理屈にもならない理屈で、消費税の減税について否定してもこれは説得力はないと思うのです。景気回復の決め手というの、やはり消費税減税の方向に踏み切るといふことが極めて重要だということに私は今の議論をしてみています。

宮澤元首相はアメリカで、消費税を三%にしたから政権が崩壊するなどと言つたと報道されておりますけれども、橋本内閣が続く限り消費税の減税はできないということであれば、これは直ちに総理に退陣を願ひまして、あるいは衆議院を解散して国民に信を問うて、消費税三%ができる内閣にかえるというの、これはもう当然のことでございます。

私は、最後に、消費税の三%への減税を実行できる内閣をつくる、そういう方向を目指してさらに奮闘するということをご宣言をいたしまして、もう時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中川委員長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、秋葉忠利君。

○秋葉委員 サミット大変御苦労さまでした。お戻りになってますます、恐らく時差に対する適応が、どちらからどちらかわかりませんが、まだおできになっていないかもしれないような状況で長時間頑張られるというのはやはり大変なことだと思ひます。だからといって、別に質問の内容を易しくするという意味ではありませんが、ともかく肉体的にも大変だと思ひますので、その中でお頑張つていただきたいと思います。それから、これは質問通告を必ずしも正確には

していないのですが、きょうの午後、自衛隊の輸送機がシンガポールの方に飛び立つという決定がなされましたので、それに関連して、総合経済対策の中にもアジアの経済の問題が入っておりますので、関連してインドネシアの情勢と邦人の保護、救出について何点が質問させていただきましたので、その点、通告がおくれていますが、それども、対処していただければ大変ありがたいと思えます。

まず最初に、今回の財政法の改正等ですが、非常に難しい状況の中で財政法改正という事態になりました。いろいろと反省をすべき点というのはあると思えます。

その中で、一つやはり日本社会全体の持つている傾向というふうに考えたらいと思うのですが、それに対して政治の場でどういう対処をしていけばいいのか、そのあたりまず総理のお考えを伺いたいと思うのですが、例えば、私たちが国会の中あるいは日本社会全体を含めて財政再建の議論をしていたときには、もう財政再建一本になってしまった。財政再建以上に大事な問題があるんじゃないかというような少数意見があったとしても、なかなかマスコミには取り上げられないうことで、何か熱に浮かされたような議論になってしまふ。どうも議論が上滑りする傾向がある。

それは、ただ単に財政再建の面だけではなくて、数年前にやりました政治改革。これも小選挙区制度を導入するというところにすりかえられてしまいましたが、その時点でも、ともかく政治改革と言わないとマスコミに取り上げられない。政治改革の中でも、選挙制度を変えと言わないと、マスコミからは守旧派と呼ばれて全く無視をされる、そういう状況になりました。あるいは、もう一つ例を挙げるとすれば、規制緩和というのがあります。これも規制緩和と言わないと全くマスコミにも相手にされないし、社会的にも、何か学者のレベルでもなかなか主張がきかんとできない、そういう傾向があるように思えます。

そういう中で、財政再建、確かに大事な問題です。今申し上げた問題一つ一つ、大事な問題なんですけれども、国会の中でも、例えば政治改革の場合にも、国会議員の中にも、熱に浮かされてしまつていた、冷めてみるとやはり反省することしきりであるというふうな発言をしている方もいらっしゃると思います。仮にこれが日本社会全体の傾向であるとする、当然マスコミを含めてですけれども、そういう社会の中で、しかしながら二十世紀をにらんで、重要な問題については冷静な議論を重ねた上できちんとした結論を出していかなければいけない。

そういう点において、熱しやすく冷めやすいという言葉が正しいのかどうかかわりませんけれども、政治の立場からこういった、一つの何かこれが大事だという問題提起がされると、日本じゅうがもうその方向に走つてしまつて、それに対するアンチテーゼとして冷静な分析ができないような雰囲気になってしまふ。一億総活躍体制と言った方がいいのですか、そういうことなのかもしませんが、こういうところに対しての政治的な歯どめをやはり我々は考えないと、二十一世紀の政治を正常なものにしていけない、そんな気がいたします。

特に、今回の財政法改正に関連して私はそういった思いを持っているのですが、このことについて、例えば世界的な視野で、サミットでさまざまな議論をされてきた橋本総理に、まずこういった問題についてどういうお考えをお持ちになつていいのか。これまでの経験でも結構だと思えますし、今後の方針でもいいのですが、お考えをまずお聞かせいただきたいと思います。お疲れのところ申しわけありませんが。

○橋本内閣総理大臣 これは大変難しいテーマです。そして確かに、私も過去を振り返りましたとき、そのときそのとき大変な勢いで、その問題がすべてのような感じの議論が行われた時期がございました。そして、それはしばしば、例えば国論の分裂にまでつながるような騒ぎになったり、

あるいは、まさに小選挙区制を口にしない者は善良なる政治家にあらずというような雰囲気になったり、さまざまな局面があったと思えます。ただ、私はやはり、実はそれは日本人だけじゃないと思えます。そして、国際社会でも同じようなものはありません。ある場合私も気がつけなければならぬのは、そういう習性を利用して仮想の敵をつくつて問題をそらすといった手法がとられることだつてないとは言えませんが。

ですから、私は、逆に、これは議員に対して正確な答えになるかどうかかわらないのですが、今、三党連立という姿をしばらくの間お互いには比較の冷静な議論ができるんじゃないのかな、そういう感じを何回か持ちました。

率直に申して、私も必ずしもうれしいと思わぬ課題に他の二党の議論が集中して、我々が妥協してきたこともあり。逆に、私も必しもこう考へるということも、御党を初めとして他党に協力求めたこともあり。私は、こういう形というのは割合にクールな議論ができるな、いろいろな意味で試行錯誤を繰り返してきている中の一つの体験、そういう印象を持ってまいりました。

私は、あなたも大好きですから、そして議論を楽しむにしておりますから、そういうことが大事ではないかと本当に思っています。

○秋葉委員 連立政権の中でいいことの一つは、おっしゃるように、非常に率直な議論が連立の中では多くの局面でできるといことは確かにあると思えます。反面、それが国会の審議に必ずしも反映されないわけですから、国会の審議が不活発になると言うや野党の皆さんには怒られるかもしれないが、そんな傾向さえあつたところがあると思えます。

今回の総合経済対策についても、与党の中でさまざまな議論をいたしました。結論としては、三党とも一〇〇%満足しているという結果にはなっておりません。妥協の産物だと思えます。その中

で社民党が特に力を入れて、ともかく景気の面で最重要視しなければならないのだということを強調した点は何点かありますけれども、その一つが雇用の問題です。やはり社民党は、働く皆さんの立場で景気対策に取り組む。

今回の景気の問題も、余りにも景気、景気というところで、先ほど申し上げましたように、景気の悪さだけが強調されて、それに対する別の面の問題提起がなかなかできない。例えば、環境面から考へると、景気が悪いということには必ずしも一〇〇%悪いということにはならないのですけれども、そういう状況なのか、あるいは日本社会の傾向なのか、その辺、判断に迷うところですが、しかしながら、景気の面では、例えば中年の男性が家に帰つて、家族から、お父さんの仕事は大丈夫なのと聞かれるような状況になってきてしまつてい

る。それは、山一とかさきさままほかの問題があったことも事実ですけれども、景気の面で雇用の大きな問題になってしまつてい。そこを何とか立て直すことで、お金の面では、これは循環が少しかしいかもしょうないけれども、しかし最低限仕事だけは何かあるというところから始めては行けないんじゃないか、それほどひどい状況になってい。そういう声を私たちはあちこちから伺いました。

それで、景気対策について特に力を入れたつもりなんですけれども、そこで労働大臣に伺いたいのですが、労働問題、非常に悪い。特に失業率にそれが端的にあらわれておりますけれども、現在の雇用の問題についての認識と、特に総合経済対策の中における労働省としての今後の対策と見通し、簡単にいいですからまとめていただきたいと思います。

○伊吹労働大臣 突然のお尋ねでございます。十分なお答えができるかどうかかわりませんが、まず、現在の失業率あるいは有効求人倍率から見ると、現在の雇用状況はやはり非常に厳しいと私も認識をいたしております。

その中で、総合経済対策をつくります際には、社民党の御示唆もございまして「雇用対策」という一つの項目を起こしました。

その中にございましては、労働省として実行できます。例えば雇用調整助成金、これは、大型倒産が起こった場合あるいは雇用調整が行われている場合に、人を解雇せずに引き続き職場にとまってもらふための助成金ですが、これを上積みするとか、あるいは従来の待ちの姿勢で求人待っているのじやなくて、職安の諸君が積極的な企業をお訪ねして求人を探してくるとか、あるいはまた新しく雇用創出をされるベンチャーの方々に對する雇用の助成とか、こういうものを約五百億円今回の補正予算の中に計上したわけでござい

ましたが、労働省分といたしましては、現在国会に提出いたしております補正予算あるいはまた規制緩和等の関連法案を一刻も早く通していただくというのを期待しているわけですが、全体として言へば、消費が落ち込む、消費が落ち込めば小売屋さんは卸に注文を出さない、卸はメーカーに出さない、メーカーはそれを見て設備投資を抑制しながら人員調整をするということですから、消費が落ち込んでいく最大の原因、これはやはり将来不安から消費性が落ちているわけですので、従来お願いをしております金融関係のシステムの信認を得るための諸法案、あるいは平成十年度予算、そして今お願いしておる補正予算等を的確に運用することによってマクロ経済の管理をするということが基本の上に、今申し上げた雇用対策がついていく、こういう位置づけだろうと思っております。

○秋葉委員 今後とも雇用の状況は余り短期間に改善されないだろうというのが大方の見通しのようですので、私たちも、もう一度党として実態調査を行った上で、さらに今後の政策提言として、何とか国会の中でも、あるいはもし第二次補正というふうなものが必要になればいい、あるいは来年度の予算の中で提案をしていきたいという

ふうに思っています。

次に、先ほど申し上げましたように、海外の、特にアジアの経済問題もこの総合経済対策の中の一つの柱なんですけれども、インドネシアの情勢が非常に緊迫化しております。先ほど伺った話によりますと、C130を六機シンガポールの空軍基地に移すという決定がなされたようですけれども、これは官房長官に伺うんですか、外務大臣ですか。外務大臣、その現状をまず御報告いただけますでしょうか。

○小淵國務大臣 現在、定期便や臨時便によりまして在留邦人の出国を進めております。また、こうした便を利用いたしまして今帰国が進んでおりますが、不測の事態が発生いたしまして民間機等が利用できないといった場合には、邦人等の輸送に万全を期すために、シンガポールに自衛隊機を移動し、待機させることといたしたものでござい

ます。このような準備行為は、御案内のように、自衛隊法百条の八を根拠として実施し得るものと考えております。

○橋本内閣総理大臣 本委員会に入っております間に届いておりますインドネシアの状況、これはもう昨日のことは省略させていただきますけれども、国会周辺のデモが相当警備の強化につながっております。そして国会の内外にある程度の学生たちが集結を

していること、そして国会内に入ろうとする学生たちが学生証の提示を求められていること、しかし非常に秩序が保たれた状況でデモが行われていること、一部の道路が車線規制が行われていること、そうした状況が手元に入っておりますが、本日の場合、一応小康状態を保っている、そのような感じ

です。○秋葉委員 その点に関して、外務省の危険度が四にまで上げられたということで、実は先ほど、与党の政策調整会議の中では、それは甘い判断ではないかという意見と、いや、厳し過ぎるという

意見と両論あつて議論をしてまいりましたけれども、それについて、自衛隊機を実際に海外に派遣する以前にも十分な手だてを尽くす必要があつたのではないかと、率直にそういう感じを持っております。

具体的には、民間航空の飛行機をもつときと使つて、そういう感じがしているわけですが、民間航空機、現在、これは外務省の方で手配をした結果、臨時便が十五便出ているというところでございます。それ以外に定期便がまだ正常な状態で利用できるということで、おおむね五千人規模の邦人を臨時便、民間航空で救出する、救出するというのが正しい言い方かどうかはわかりませんが、ともかく帰国させることができるといふ報告をきく受けましたけれども、しかし、それだけで十分なことをやっているのか。

例えば、C130というのは八十人乗りの飛行機です。ジャンボ機で、一番大きいもので五百四十人乗れる。ですから、数の点からいいますと当然これはジャンボを飛ばすべきだと思いますけれども、それに対して、防衛庁、外務省の説明は、シンガポールとジャカルタの間をビストン輸送するから量はふえるんだということが答えていた。でも、ビストン輸送をするのであれば、今の臨時便というのは成田あるいは関空とジャカルタの間を飛んでいるので、それを、ジャカルタとシンガポールの間をジャンボを使ってビストン輸送すれば、一万人を簡単にシンガポールに移すことができる。その後で次の輸送手段を考えると、これはある意味で可能なことだと思ふんですけれども、報告を受けた感じでは、そういう可能性も検討されていないような感じがいたしました。

そういうことも含めて、ぜひ民間航空の活用ということについて、もう少しきちんとした議論あるいは検討をしていただきたいと思うのですけれども、その点について、もう少し民間航空の活用についてより充実した施策をとるつもりがおりになるのかどうか、官房長官、お願いいたします。

す。○村岡國務大臣 お答えをいたします。

運輸大臣もおりますけれども、実はインドネシアの情勢で、我が国の日本人学校が、七百五十人ない八百人ぐらいの人数で、道路が阻まれました。一泊をするというふうな事態が起きました。それからストアにおいて略奪、焼き討ち、こういう状況の問題がございまして、向こうの現地の大使からも危険度四に上げていただきたいという要請、あるいは諸外国の情勢も勘案いたしまして、四に上げたわけでございます。

その間でございますけれども、実は臨時便を十一便というところで確保をいたしました。それでも足りないという状況で、当時は、まだどのくらい出てくるかという状況もわからない、こういう状況でございまして、ほかの外国へ行っている便を、キャンセル、まあお金を払いまして、したがいまして日本航空あるいは全日空等に多大の犠牲を払っていただきました。四便を追加いたしました。二十日の朝までは六千七百席ぐらゐの席数になりましたけれども、現状でどのくらいまた出てくるのか。今のところ五千ぐらゐ、こう見ておるわけであります。

二十日までではこれが民間としては精いっぱいでございます。二十日以降につきましては、今運輸省は、あるいは近隣諸国の民間航空機を利用する、こういうことも検討をいたしておるところでございます。二十日の日がインドネシアの覚せいの日という、慶賀の日なようでございまして、その日には、各大学で集会がある。これに備えて精いっぱい、あらゆることを今やっている状況でございます。二十日過ぎ、また、いろいろな手断を許さない状況でございますから、引き続き民間航空機あるいはまた船舶、こういうものも運輸省を通じて手配をいたしておるところでございます。

しかし、どういふ状況になるか。自衛隊機につきましては、まさかには備えまして、先ほど外務大

臣が答えたように、シンガポールに二機ないし六機を駐機して様子を見守る、邦人保護のために万全のあらゆることをやる、こういう方針でいるところでございます。十分に民間航空機も利用するけれども、二十日までにはこういう状況であつたということでありませう。

○秋葉委員 もう一つなんですが、政府専用機が導入された際には、例えばこういった状況のときに政府専用機を使うんだという理由づけが行われました。現在のこの政府専用機の利用の計画というものがもう既にかなり詰まっています。総理がきょうお戻りになった。週末からは天皇の訪欧のためにこれまた使われるということなんです。今週一週間はあいている。ところが、内装を装えなくちゃいけない、そのために二日間かかるという話なんです。政府専用機は二機あつて、一機は代替用の飛行機であります。今までの記録では、少なくともふぐあいが生じて代替機を使わなくてはならないという状況が生じたことはありません。で、この際、仮に一日や二日のおくれがあつたとしても政府専用機を投入して、例えばシンガポールとそれからインドネシア・ジャカルタの間を結ぶということ、少なくとも机上の計画としては可能であります。そういったこともぜひ検討していただきたいと思うのです。

それともう一点、私が非常に憂慮しておりますのは、今回のインドネシアの状況について、外務省からの報告はほとんど邦人の保護の問題ばかりに集中して、インドネシアの状況がどうなっているのか、インドネシアの人たちが一体何を期待しているのか、どういう不満があるのか、インドネシアの市民の立場に立った分析や、あるいは提案といったものが余り見られないというふうに思っています。やはり我々は、ただ日本人がよければそれでいいんだという印象を与えるようなことは厳に慎まなくてはならないわけですし、インドネシアの市民の立場から、国民の立場から、やはりさまざまな、友人としての提言をしていくべきだと思います。

きょうの報告の中には、先ほど国民覚せいの日のお話も出てきましたし、それから軍のさまざまな動きとか、反対派の動きというところも出てきましたけれども、その他、市民活動家の情報、学者の皆さんの情報等によれば、もつといろいろなことが起こっている。大統領の家族やその側近が、自分の資金の安全を図るために、外国の銀行にどんどん大量の金を預けている、それがルビア暴落の非常に大きな原因の一つであるといったことさえあるわけですね。

こういった点について、最後に総理に、これは例えばインドネシアのスハルト大統領個人に対しては厳しい忠告になるかもしれないけれども、やはり親しい、同時にこれまでの長い関係のある……

○中川委員長 秋葉君に申し上げます。質疑時間が終了しました。

○秋葉委員 はい、これで終わります。

それをもとにして、やはり友人としての、こういった厳しいアドバイスではあつても、アドバイスをするようなことも当然必要だと思ひますが、最後に総理のお考えを伺いたいと思ひます。

○中川委員長 橋本内閣総理大臣、簡潔に御答弁ください。

○橋本内閣総理大臣 サミットの場におきましても、インドネシア情勢については非常に細かい分析を行い、論議をいたしました。そして、経済改革の努力は懸念しつつ、政治的な対話等も求めていくべきであるというような議論をいたしましたところでございます。

○秋葉委員 どうもありがとうございます。

○中川委員長 これにて秋葉君の質疑は終了いたしました。

次に、佐木電三君。

○佐木委員 佐木電三です。

非常に短い時間なので、総理は非常にお疲れのようですけれども、おつき合いたたきたいと思ひます。まず最初に、この財政構造改革法の修正につい

てですけれども、上限を決めて、キャップ制で量的に蛇口を絞める、そのことによっていろいろな抵抗を排して何とかきつかけをつくらう、これはこれで一つ意味があつたと思うわけですが、これも、これは当然、その後の構造改革、行政のむだを削る、やる必要のないことをやめさせる、非効率を直す、この質的構造改革につなげることがあるまでも第一義的な目標だと思います。

そういう意味で、この質的な行革、構造改革というところで、どうされるのかについて伺いたいわけですが、例えは十四日、総理は三年間で一〇％以上の建設コストの削減をする、費用対効果分析もする、再評価システムの活用、こういったことも図っていきたくて答弁されているわけですが、これは現状では、例えばいろいろな省がもう既に始めていて、費用対効果の事後評価とかをやる。建設省とか運輸省でもやると言っている。問題は、これは各省庁がばらばらにやっても全然意味がない。

といいますのは、例えば会計検査院の方と話をしています。こういったいろいろな試行錯誤が始まっている、例えば建設省の費用対効果分析の計算式、あるいは運輸省の計算式、共有できますかと会計検査院に聞く。かなり難しいのじやないでしょうかという答えが返ってくる。要は、統一基準でやらないと意味がないし、もつと言え、事前に、その計画を決めたときに、こういった基準で、こういった費用対効果分析のもとでこの計画を決定したか、事前の発表と、そして統一基準で評価する、このことがないと全く意味がない、そう思うわけですが、総理はどういった姿勢で取り組まれようとしているのか、お答えいただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 これは、事故めて申し上げたのではなく、平成八年四月にスタートをいたしましたので、平成八年七月に、公共事業の効率的・効果の実施についての検討委員会の中間報告を受け、事業の実施過程の透明化を図るための費用対効果分析の活用を一層進めていくというのを、ま

ず建設省でスタートをさせました。そして、今これを各方面に、言いかえますなら、公共事業関係省庁の実施するすべての公共事業を対象として、費用対効果分析及び再評価を考えたと思ひたいわけですね。

その場合には、やはり国あるいは公団、地方公共団体など、事業主体が実施することになるわけですが、その分析あるいは評価の客観性、透明性という観点から、どうやら再評価の実施に当たって第三者の意見を聞くシステムを構築できるのか、あるいは再評価の結果、手続、こうしたものの公表を積極的に進めるといふ方向を今打ち出してあります。

○佐木委員 もう一度お願いするわけですが、事前の計画を決定した段階で、こういった基準で、こういった計算式で決定したのか、こういったことを公開してこそ事後評価も意味がある。各省庁が勝手にやって、しかも勝手に評価している、それを発表されても、全く国民的な合意にはつながらないわけですから、事前での評価、このことをぜひ考えなければと思ひます。そのことを確認したいと思ひます。

それともう一点、先ほどほかの委員から、政府も役所も借金の話ばかりしている、五百兆だ、五百兆だ、マインドコントロールみたいな話ばかりしている、だから景気になったのじやないのかという話もありました。それに対する、五百兆に対する資産が一体どのくらいあるのか、どう御認識をされているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○伏見政府委員 お答え申し上げます。国有財産法がございまして、その第二条におきまして、今先生御質問の、資産として一つ大きいものは、国有財産として不動産とか地上権等がございまして、これらにつきましましては、毎年国有財産の現状を明らかにするということ意味で、財政法二十八条に基づきまして、予算の参考書類として国会にも提出させていただいてあります。平成十年度末の国有

財産の見込みでございますが、これは約百兆でございます。

○笹木委員 今国有財産ということでお答えいただいたわけですが、五百兆に対応する資産はどれだけあるかとお聞きしているわけです。地方政府も入るだろうし、先ほど話にあった社会保険基金、先ほどの委員への答えでもいろいろ議論がありました。社会保険基金も入るだろう。これは、国連の勧告による額で、国民経済計算によると八百九十四兆円、約九百兆円になるわけです。どうしてこのことをもって議論しないのか。これを民間の商売をしている方、サラリーマンの方から見ると、政府はどうなっているの、借金を返そうと思ったら、普通なら預金はどれだけあるの、むだな資産はどれだけあるの、こちらを当然検討するだろう、これが全くない、これがのうてんきだとはとどの国民が考えている。

さつき社会保険基金のお話もありました。これは将来に対して取り崩すべきものじゃない、そういう面は確かにあると思います。この社会保険基金の内訳、土地もある森林もある、あるいは短期の債券もある長期の債券もある、株式ももちろんある。じゃ、取り崩さないとして、社会保険基金、この資産の一部の金融資産を最低どのぐらいで運用しているのか、それについてはどうなんですか。平均で結構です。

○新保政府委員 国民経済計算ベースで申し上げますと、資産は八百九十四兆円ほどあります。これは八暦年末であります。有形固定資産が五百兆円、それから金融資産が三百九十四兆円ということでございます。

その中は、現金、短期債券、長期債券、株式、政府出資金、生命保険等いろいろなものが入っておりますので、これを一律に、ただだけで運用しているかということ計算するのは非常に難しいというふうに思っています。

○笹木委員 いや、大体現状さえも把握されていないじゃないですか、担当の方ともいろいろやりとりをしなければいけません。こんなことをやって

いるから破産するのだと思うような答弁がいつぱい返ってきました。ぜひこの資産についてもしっかり目を配る。最低、義務として何%以上で運用する、これは当たり前でしょう、国の経営で。この九百兆を全くほっておいて、五百兆だ、五百兆だと言っても、だれも信用しません。

時間がないので、最後に一言だけ。

国有林野事業、二十三年間一回も評価がえをしていない資産を、二十三年間一回も評価がえをしないで幾ら返すなどと言っても、全くの机上の空論です。こんな前提に立った財政構造改革だから、民間から笑われる、サマーズさんからも笑われる。ぜひしっかりと、資産のことをもっと把握する、そして事前の評価制度をしっかり公開する、そしてきつちりと、意味のある社会資本整備をやっていく、そのことをお願いしたいと思えます。

質問を終わります。

○中川委員長 これにて笹木君の質疑は終了しました。

次回は、明十九日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十一分散会

平成十年五月二十二日印刷

平成十年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

0